波佐見町都市計画マスタープラン
（案）

令和８年10月

波　佐　見　町

目 次

第１章　波佐見町都市計画マスタープランについて1
第２章　波佐見町の現況 4
第３章　まちづくりの基本理念と将来都市像.....46
第４章　全体構想.....53
第５章　地域別構想.....69
第６章　まちづくりの推進方策.....92

第１章　波佐見町都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画とは、農林業との健全な調和を図りながら、人々が健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を実現するために、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を行うことができるように定める制度であり、都市計画法に基づいて定められます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。「波佐見町都市計画マスタープラン」は、上位計画である「波佐見町総合計画」の基本構想及び「波佐見都市計画区域マスタープラン」に即して、都市計画に関する事項について、本町の各種関連計画との整合を保ちながら策定されるものです。

本町の 20 年後の将来像を見据え、まちづくりの課題に対応しつつ町民の意見を反映させながら、将来像の実現に向けた方針を定めます。

2. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの役割は、次の 4 つに整理することができます。

① 将来、実現すべき具体的な都市像を示し、町民・事業者・行政などが共有する、まちづくりの基本理念と基本目標を設定します。
② 本町が定める都市計画の決定や変更の際の根拠・指針となります。
③ 土地利用、道路・上下水道・公園などの都市施設の整備、市街地の整備など、個別計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的なまちづくりの方針となります。
④ 町民・事業者・行政などが、まちづくりの課題や方向性について合意することにより、個々の事業への理解・協力を促します。

3. 波佐見町都市計画マスタープラン策定の方針

平成 16 年に策定した「波佐見町都市計画マスタープラン」の計画期間が終了を迎え、本町を取り巻く状況も大きく変化したことから、改めて都市計画の課題を整理し、新しい将来都市像や目標、方針を設定する必要が生じました。

新たな計画策定の方針は次の 4 つとします。

① 「波佐見町総合計画」や地域公共交通、景観等の関連計画、国や県、町の都市計画やまちづくりの変更との整合を図ります。
② 都市計画法等の改正及びまちづくりに関する新たな法整備等への対応を図ります。
③ 少子高齢化の進展や地球温暖化といった環境問題など、都市を取り巻く社会・経済状況の大きな変化に対応した都市計画の方針を定めます。
④ 全国的な災害の激甚化を踏まえ、災害に強く安全・安心なまちづくりへの対応を図ります。

4. 対象区域と目標年度

① 対象区域

「波佐見町都市計画マスタープラン」の策定において、市街地、農地、山林、自然環境などの土地利用のあり方を広域的かつ総合的に検討を進めることが重要であることから、波佐見都市計画区域だけでなく、本町の行政区域全体を対象区域とします。

② 目標年度

本計画の目標年度は、20 年後の令和 28 年とします。

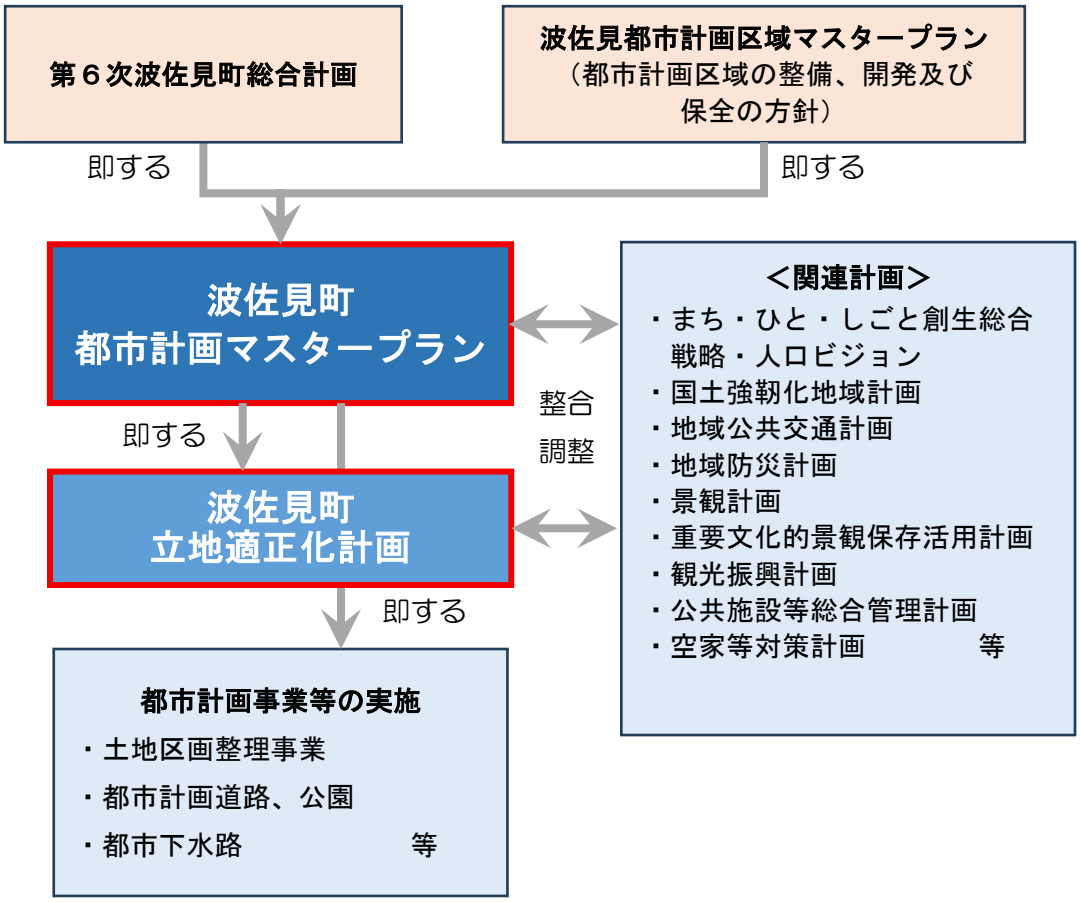
○ 計画の基準年度：令和　9 年（2027 年）

○ 計画の目標年度：令和 28 年（2046 年）

なお、都市計画マスタープランは、社会・経済情勢や環境の変化、町民意識の変化、まちづくりの進捗状況などに的確に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の位置づけ

本計画は、以下の上位計画や関連計画と整合を図り、策定を行います。



6. 計画の構成

本計画は、以下の章で構成します。

第１章　波佐見町都市計画マスタープランについて

１．都市計画マスタープランとは
２．都市計画マスタープランの役割
３．波佐見町都市計画マスタープラン策定の方針
４．対象区域と目標年度
５．計画の位置づけ
６．計画の構成

第２章　波佐見町の現況

１．本町の成り立ち
２．人口動態
３．産業構造
４．財政
５．地価
６．土地利用
７．土地区画整理事業
８．都市施設の指定状況
９．広域幹線道路と公共交通
１０．遺跡、文化財及び景観等
１１．防災

第３章　まちづくりの基本理念と将来都市像

１．まちづくりの課題
２．まちづくりの基本理念
３．将来都市像

第４章　全体構想

１．土地利用・市街地整備の方針
２．道路・交通の方針
３．下水道・公共施設の方針
４．みどり・景観まちづくりの方針
５．防災まちづくりの方針
６．その他生活環境づくりの方針

第５章　地域別構想

１．北地域のまちづくりの方針
２．西地域のまちづくりの方針
３．東地域のまちづくりの方針

第６章　まちづくりの推進方策

１．まちづくりの推進体制
２．都市計画諸制度等の活用
３．まちづくりの進行管理

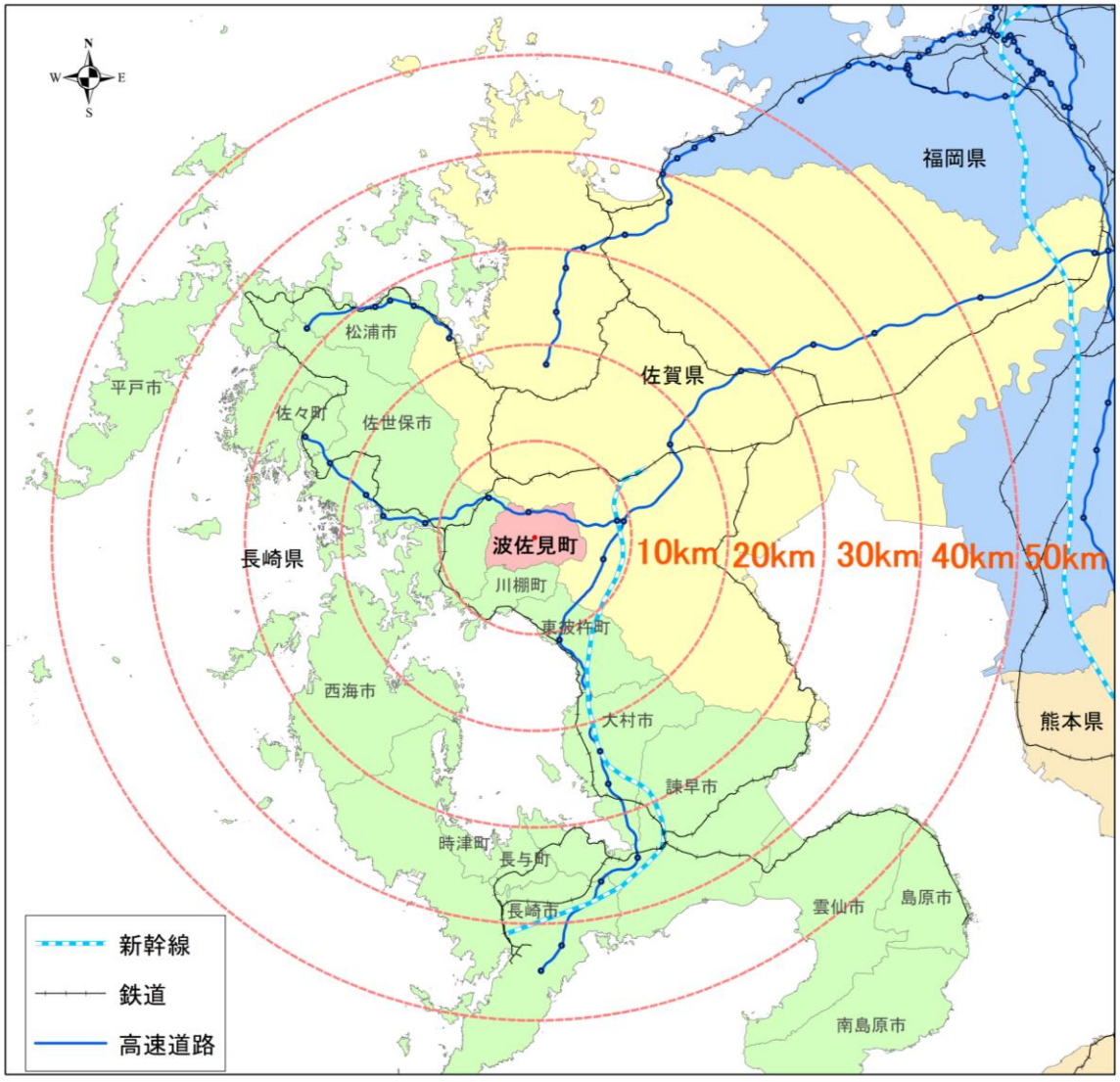
第２章　波佐見町の現況

１．本町の成り立ち

①　位置

・本町は長崎市から約 45km、佐世保市から約 15km に位置し、長崎県と佐賀県の県境に位置しています。

・町域は東西約 10.5km、南北約 7km と、やや東西に長く、総面積 56.00 ㎢です。県内自治体では唯一海に接しておらず、内陸型の気候を有しています。

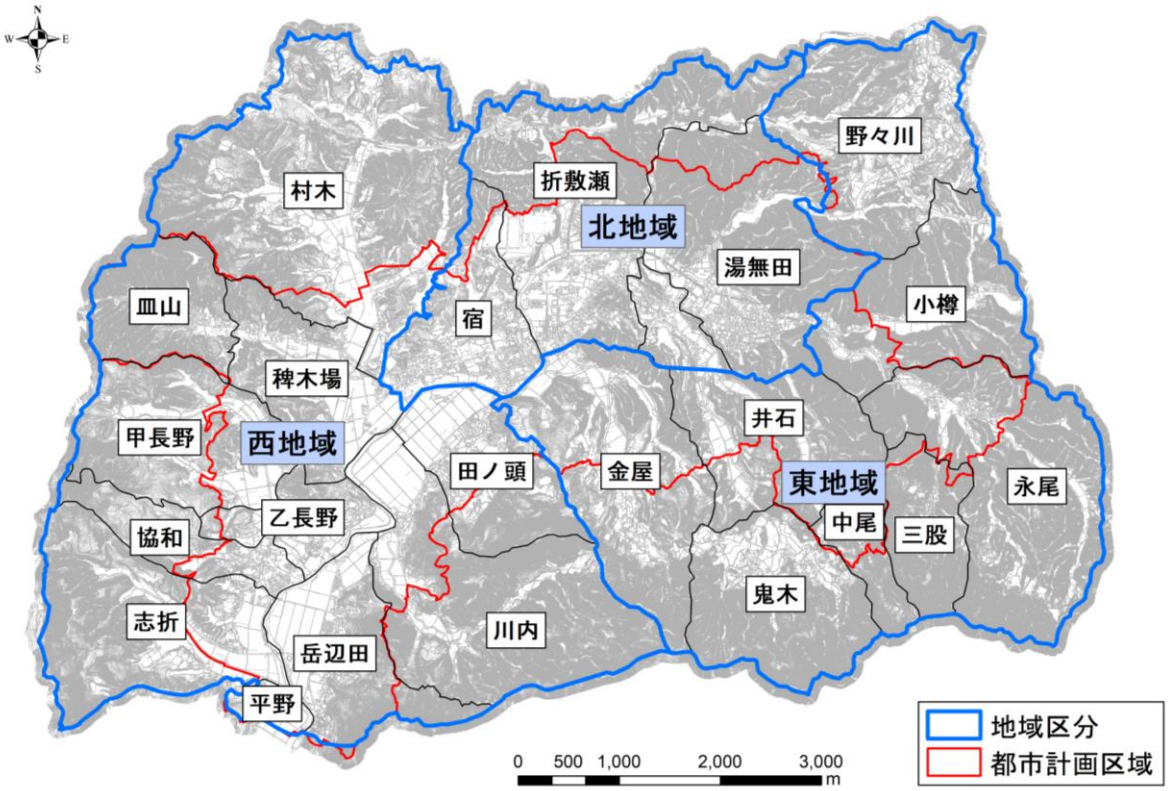


■位置図（令和８年１月時点）

② 町域と都市計画区域

・本町の行政区は、以下のとおり 22 の郷があり、町境付近の山林を除くように、都市計画区域が指定されています。

・本計画では、地域特性や規模等を踏まえ、郷の集合体として構成する地域を、3 つ(西地域、北地域、東地域)に区分します。

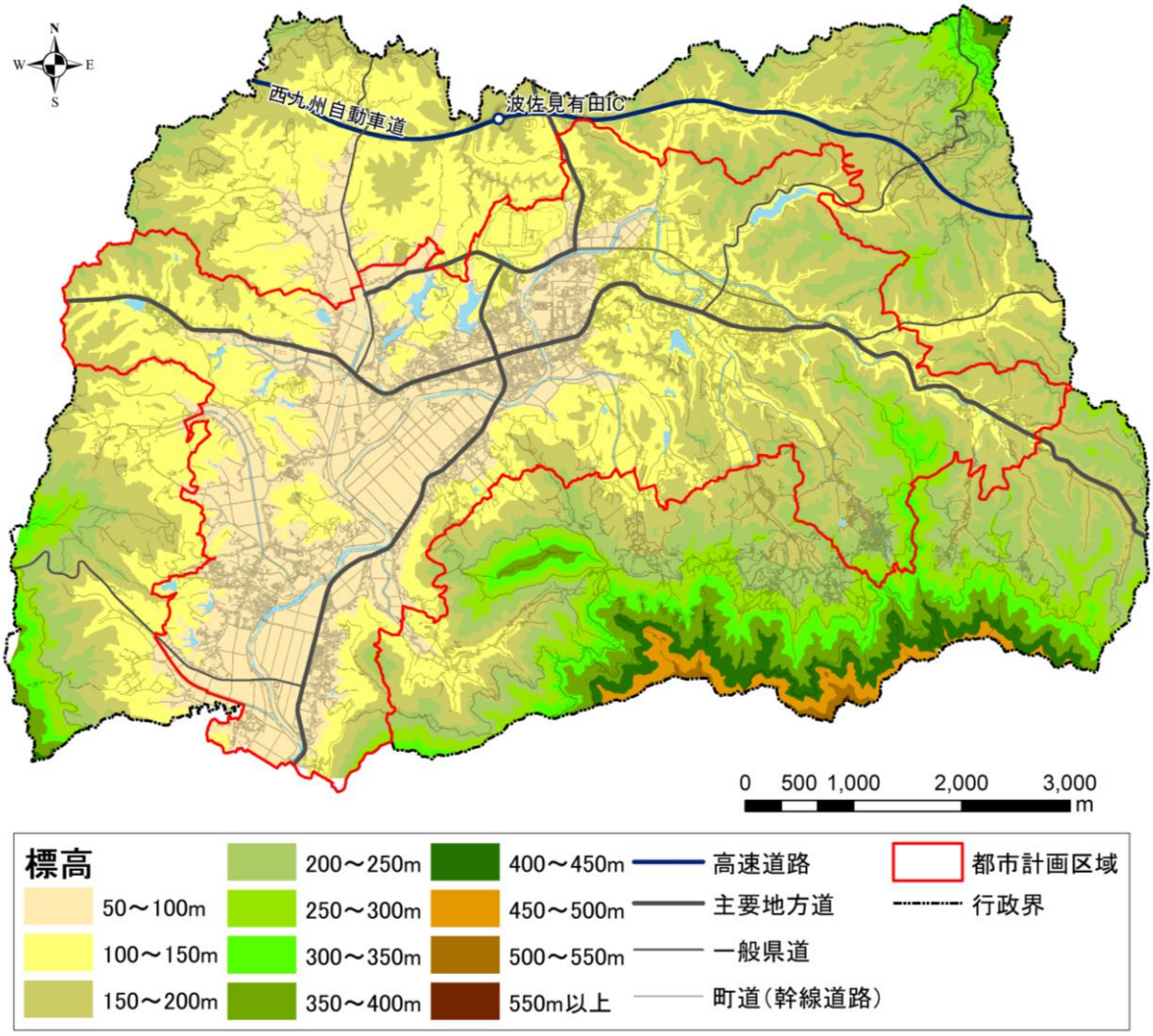


■波佐見町行政区域の構成

行政区域		
西地域	**北地域**	**東地域**
村木郷	宿郷	野々川郷
皿山郷	折敷瀬郷	小樽郷
稗木場郷	湯無田郷	永尾郷
田ノ頭郷	井石郷（北部）	中尾郷
川内郷		三股郷
甲長野郷		鬼木郷
乙長野郷		金屋郷
協和郷		井石郷（南部）
志折郷		
平野郷		
岳辺田郷		

③ 地形

・町境を山々に囲まれており、典型的な盆地となっています。
・町境周辺の丘陵地から 2 級河川川棚川及びその支川が本町西南部に流下し、各河川の周辺に平坦地が形成されています。
・最高部は、本町東南部における川棚町及び嬉野市との町境の丘陵地で、標高は約 520m です。
・最低部は、本町西南部の川棚川下流付近の平坦地で約 18m です。
・町内の高低差は約 500m です。



■標高図

出典：町資料

2. 人口動態

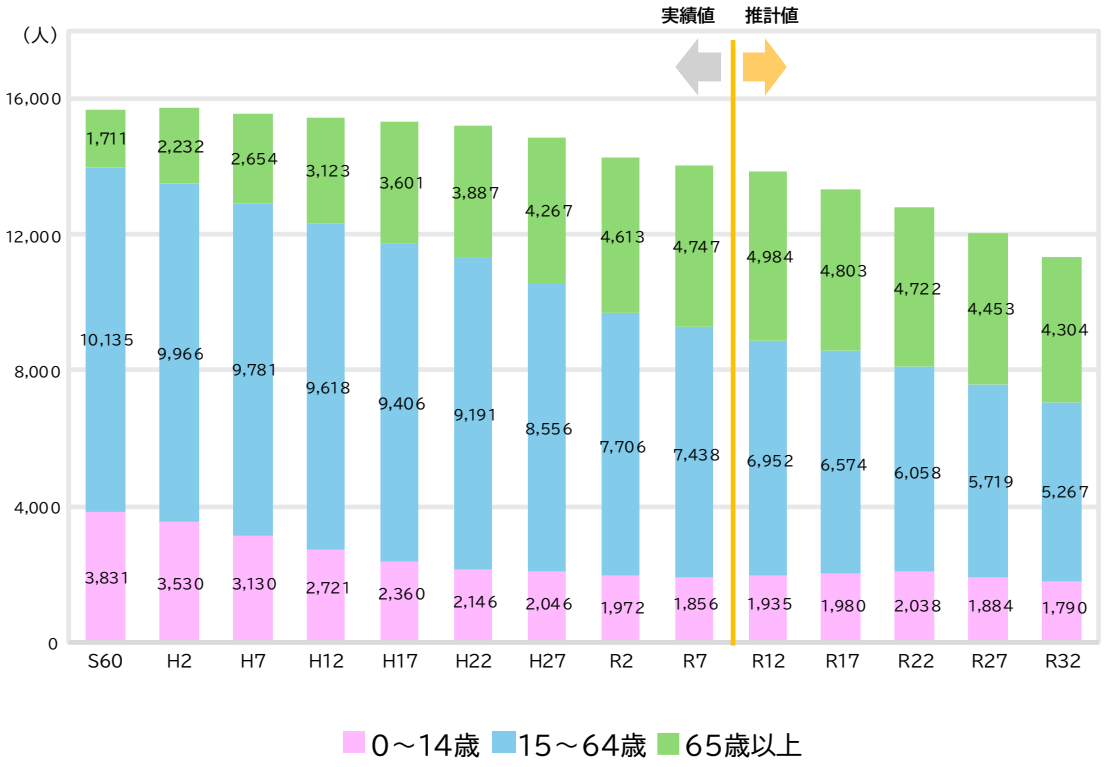
① 人口動向

〇行政区域内人口

・平成 2 年をピークに人口減少傾向にあり、減少幅は徐々に拡大しています。

・令和 32 年時点で、ピーク時の約 70%にまで減少することが推測されます。

・年齢階級別にみると、高齢化率は昭和 60 年から令和 7 年までに約 20%増加しており、令和 32 年には令和 7 年から更に約 4%増加することが推測されます。



■年齢階級別人口の推移

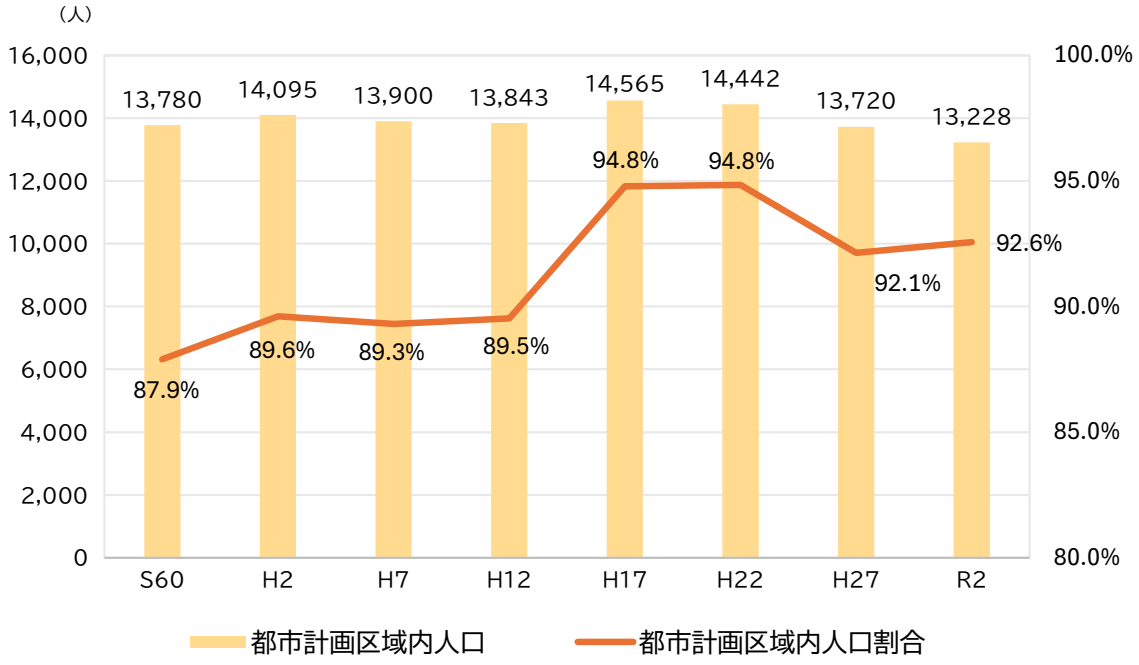
出典：＜実績値＞国勢調査（S60-R2）、住民基本台帳（R7）

＜推計値＞R7.6 月住民基本台帳を用いた推計値

〇都市計画区域内人口

・都市計画区域内人口の町内全体に占める割合は各年約 9 割となっています。

・都市計画区域内の人口は、増減を繰り返しながら昭和 60 年から令和 2 年にかけて約 4,000 人増加しています。



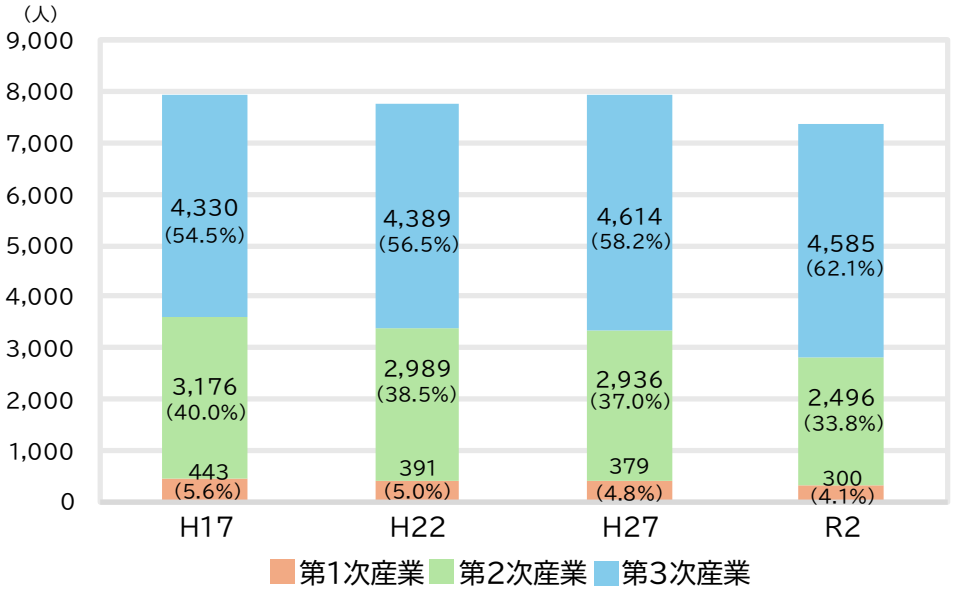
■都市計画区域内人口の推移

出典：＜実績値＞国勢調査（S60-R2）

② 産業別人口

・第１次、２次産業人口は減少傾向にあり、第３次産業人口は平成 27 年まで増加、令和２年は若干減少傾向にあります。

・令和２年は近年で最も減少していますが、割合で見ると、第１次、第２次産業の減少に対して、第３次産業は増加しています。



■産業別人口の推移

出典：国勢調査

■産業分類従事者数

分類		H17		H22		H27		R2	
第１次産業就業者数	A 農業，林業	443（5.6%）	441	391（5.0%）	389	379（4.8%）	376	300（4.1%）	294
	うち農業		438		383		370		290
	B 漁業		2		2		3		6
第２次産業就業者数	C 鉱業，採石業，砂利採取業	3,176（40.0%）	4	2,989（38.5%）	1	2,936（37.0%）	1	2,496（33.8%）	2
	D 建設業		708		652		628		574
	E 製造業		2,464		2,336		2,307		1,920
第３次産業就業者数	F 電気・ガス・熱供給・水道業	4,343（54.5%）	20	4,389（56.5%）	17	4,614（58.2%）	20	4,585（62.1%）	16
	G 情報通信業		38		31		33		42
	H 運輸業，郵便業		283		321		315		339
	I 卸売業，小売業		1,592		1,381		1,343		1,308
	J 金融業，保険業		88		83		79		90
	K 不動産業，物品賃貸業		10		29		35		37
	L 学術研究，専門・技術サービス業		0		84		105		101
	M 宿泊業，飲食サービス業		302		338		382		362
	N 生活関連サービス業，娯楽業		0		266		232		230
	O 教育，学習支援業		191		223		228		258
	P 医療，福祉		764		1,010		1,203		1,207
	Q 複合サービス事業		134		82		96		81
	R サービス業（他に分類されないもの）		696		328		310		307
	S 公務（他に分類されるものを除く）		212		196		233		207

（※分類不能の産業を除く）

出典：国勢調査

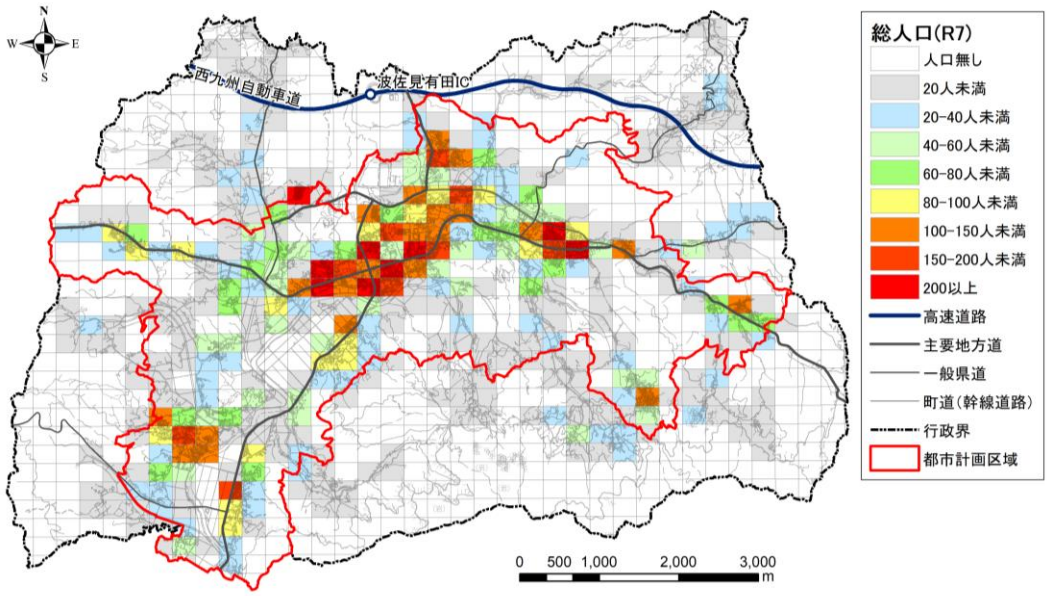
③ 総人口の状況と見通し（住民基本台帳ベース、250m メッシュ）

・住民基本台帳を基にした総人口を見ると、町内全体として中央部が多く、縁辺部になるほど人口が少なくなっている傾向が見られます。

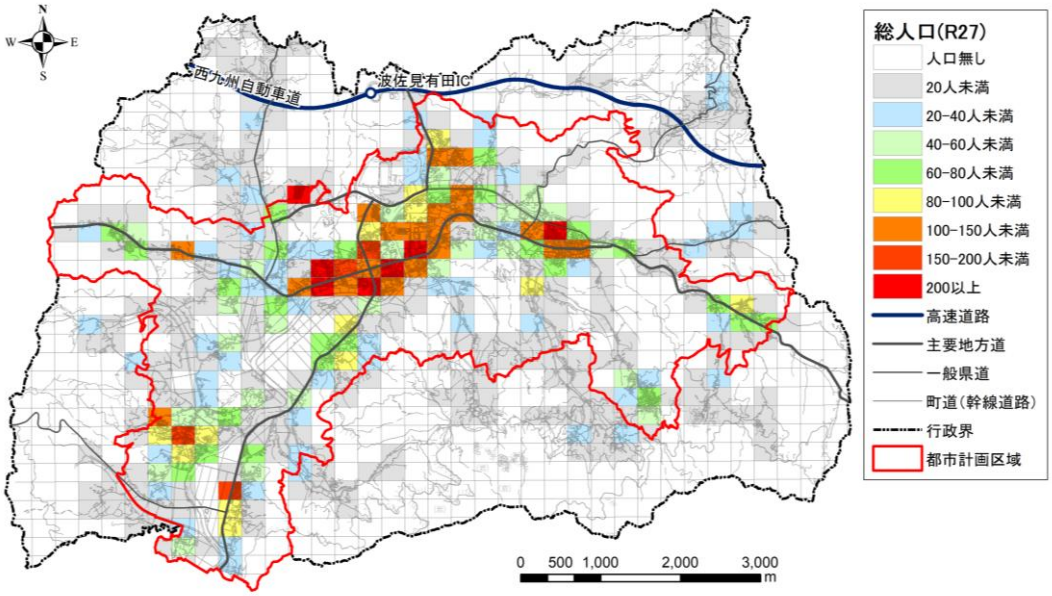
・令和 7 年には折敷瀬郷南部及び宿郷にかけて 100 人以上のメッシュが特に多くなっています。長野郷、村木郷の一部など 150 人以上のメッシュが見られる地域もあります。

・令和 27 年の総人口及び 20 年間の増減を示した図を見ると、多くの地域で人口が減少しています。

・中央部では、40 人以上減少している地域がある一方で、20 人以上増加している地域も見られます。

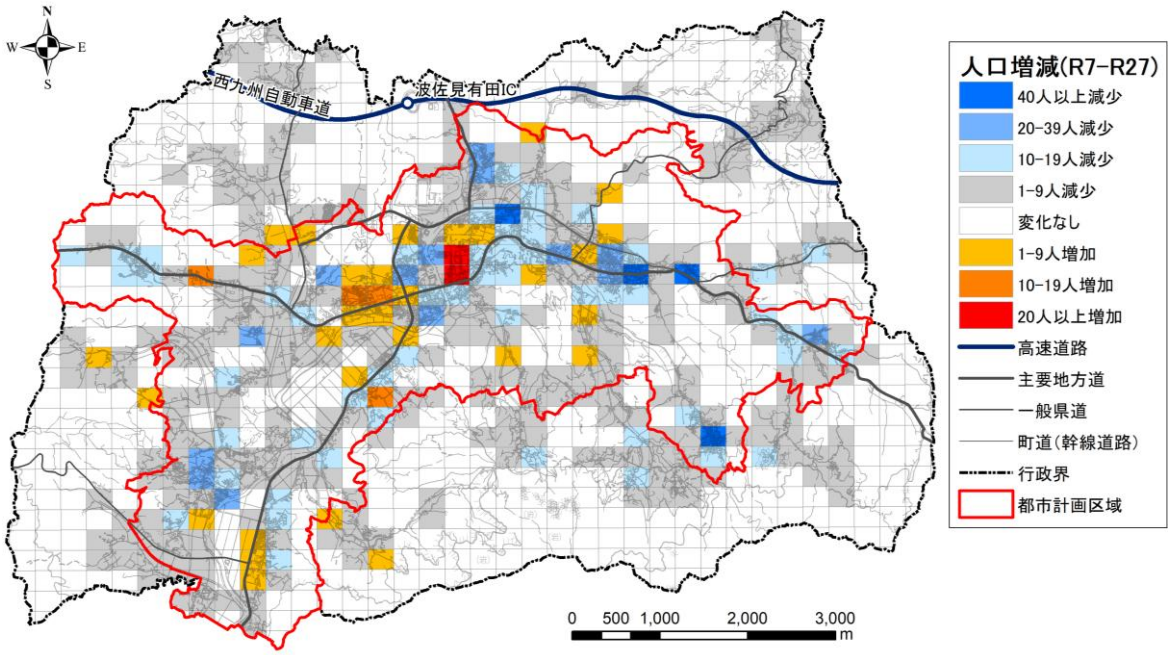


■総人口（住民基本台帳）令和 7 年　250m メッシュ



■総人口（住民基本台帳）令和 27 年　250m メッシュ

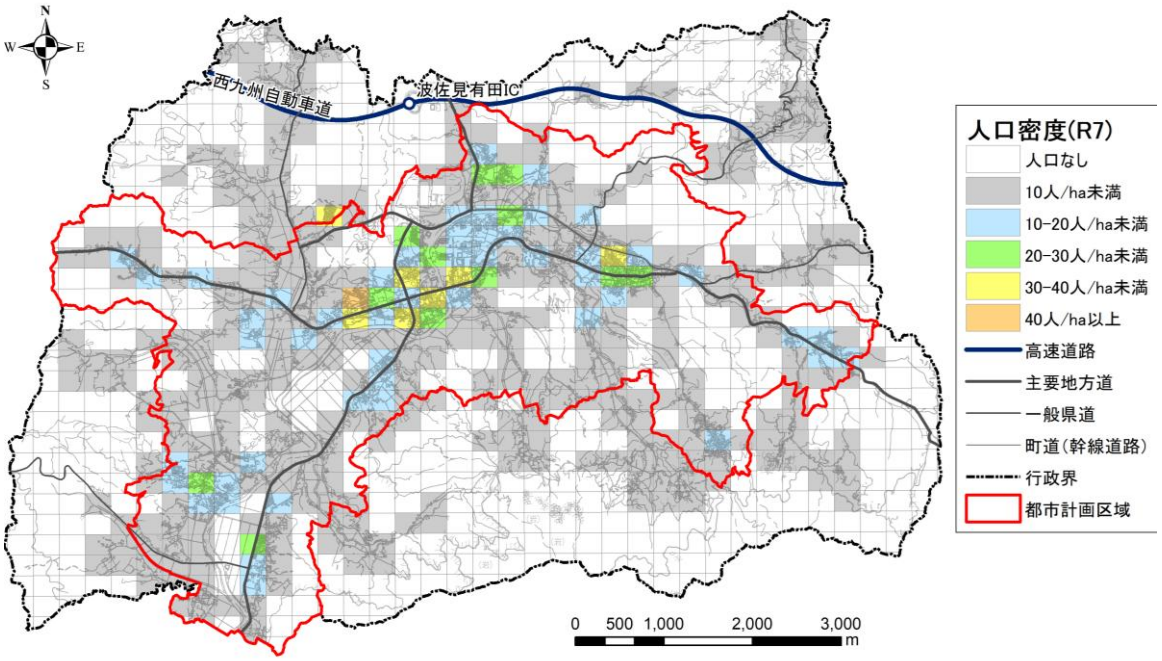
出典：住民基本台帳



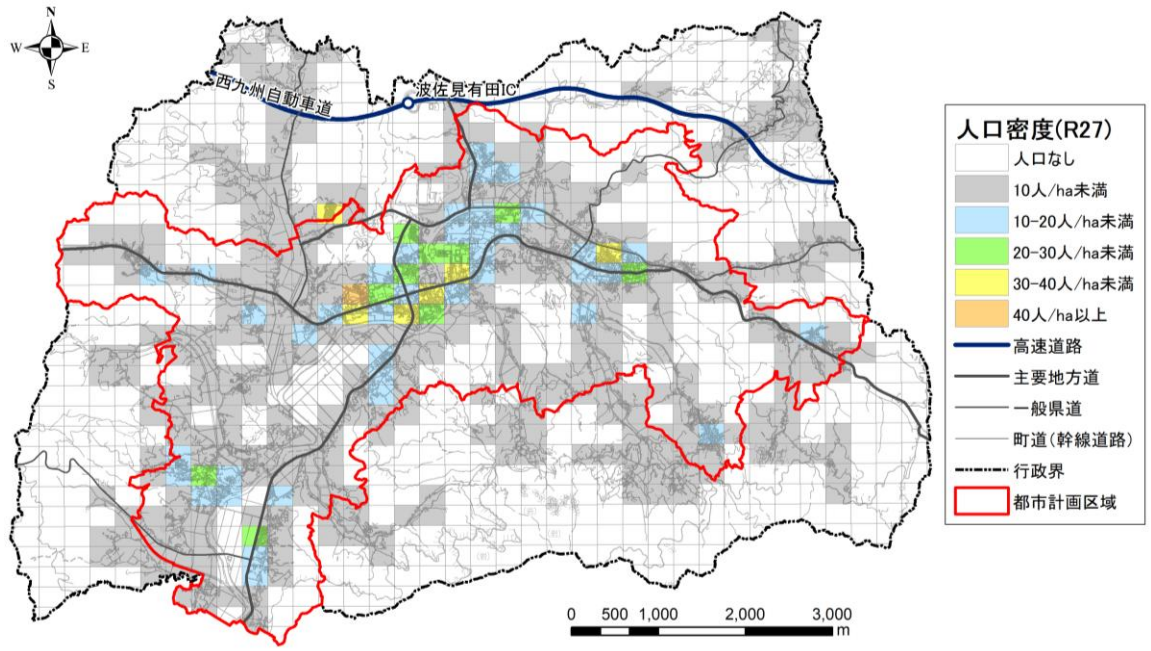
■人口増減(令和 7 年-令和 27 年) 250m メッシュ

出典:住民基本台帳

・令和 7 年の人口密度を見ると、町内全域では 10 人/ha 未満及び 10-20 人/ha 未満のメッシュが多く見られ、特に、中央部に 10 人/ha 以上のメッシュが多く見られます。
・役場周辺には 30 人/ha 以上のメッシュが複数見られます。



■人口密度(令和 7 年) 250m メッシュ



■人口密度(令和 27 年) 250m メッシュ

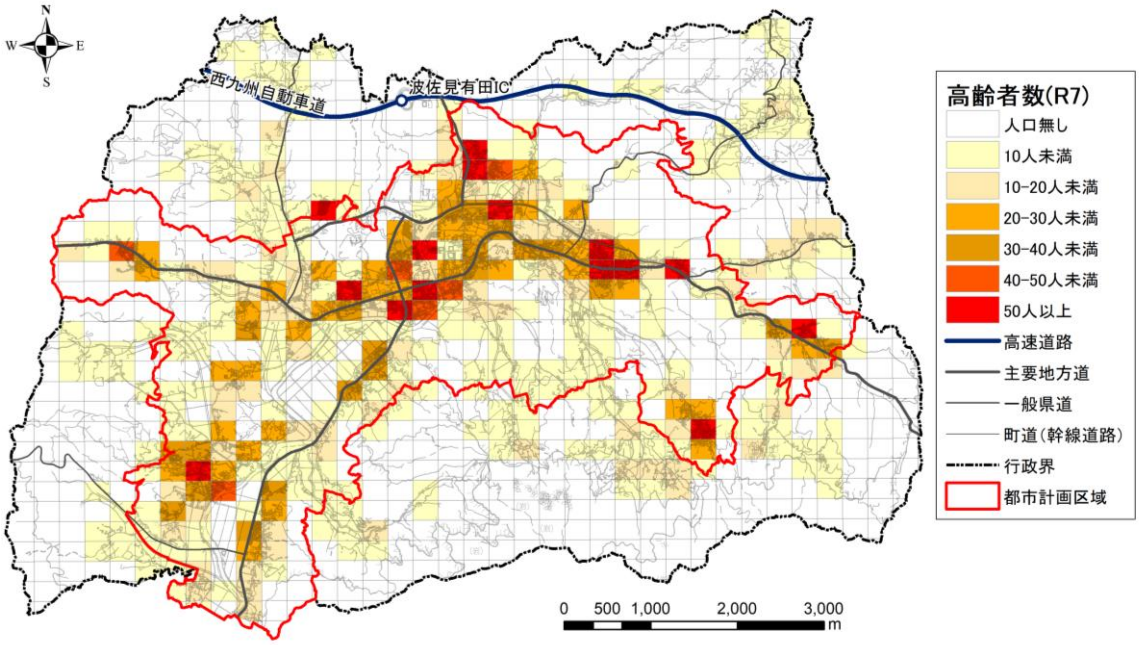
出典:住民基本台帳

④ 地区別高齢者人口の状況と見通し（住民基本台帳ベース、250m メッシュ）

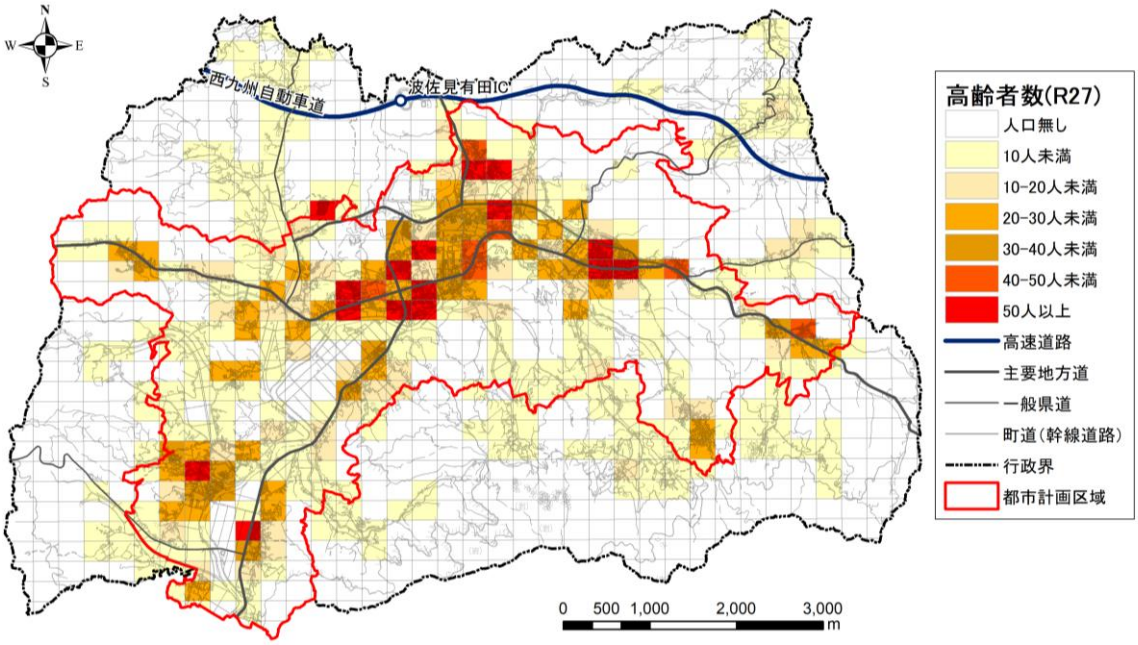
・令和 7 年では、中央部に高齢者数 40 人以上のメッシュが見られます。

・令和 7 年から 20 年間において、人口増減に大きな変化は見られません。

・宿郷周辺で、20 人以上の増加、中尾郷で 40 人以上の減少が推測されます。

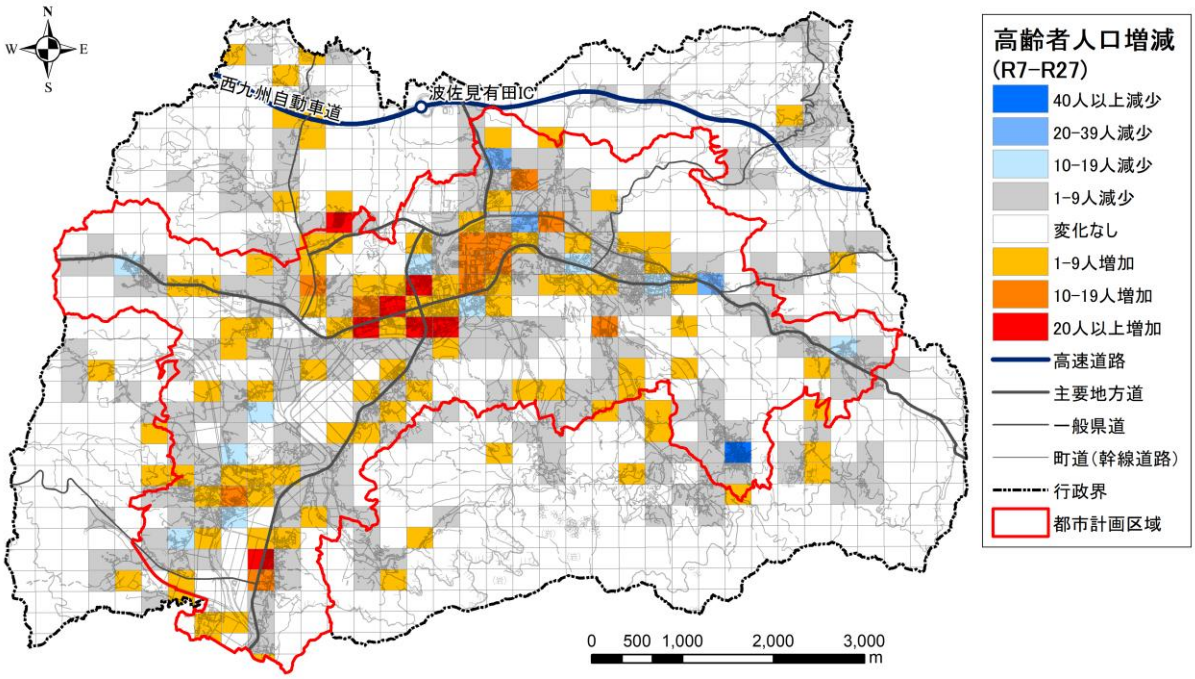


■高齢者数（令和 7 年） 250m メッシュ



■高齢者数（令和 27 年） 250m メッシュ

出典：住民基本台帳



■高齢者人口増減(令和 7 年-令和 27 年) 250m メッシュ

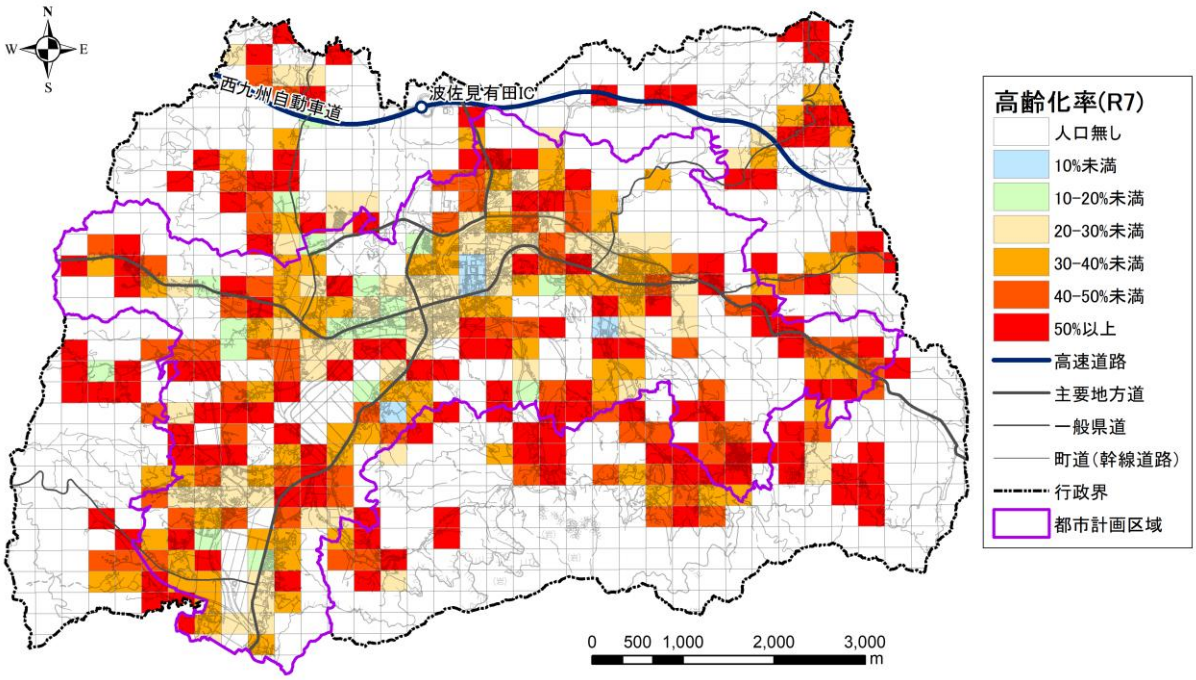
出典:住民基本台帳

⑤ 地区別高齢化率の状況と見通し（住民基本台帳ベース、250m メッシュ）

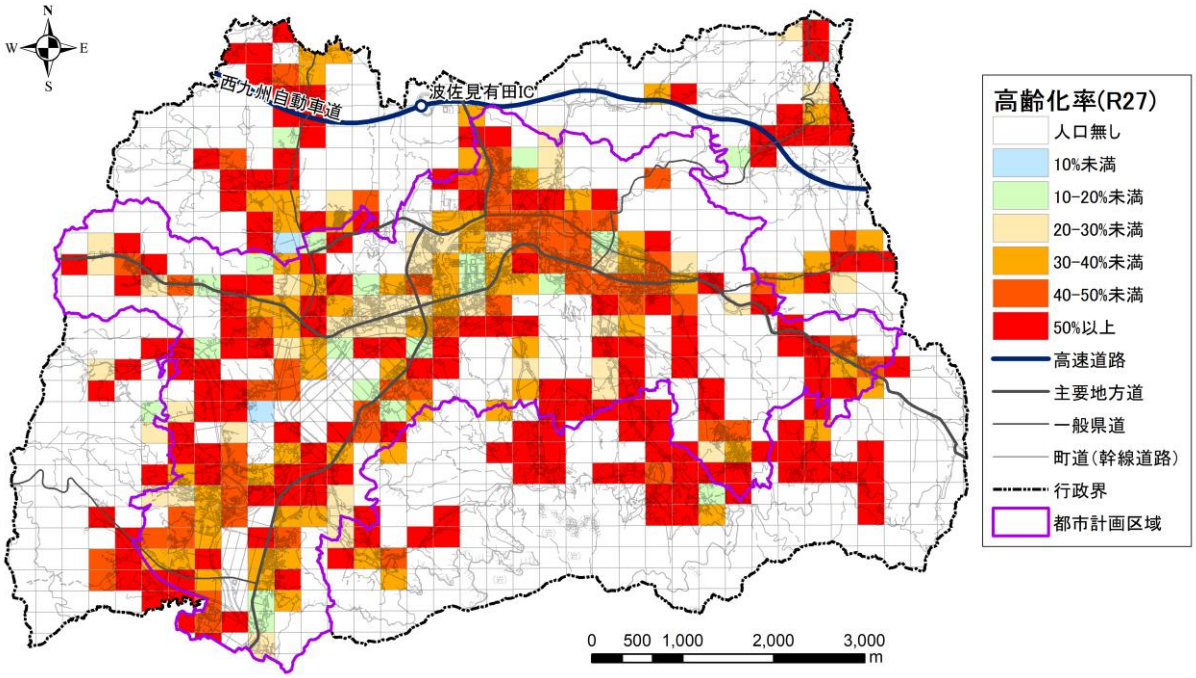
・主に縁辺部に高齢化率 50%以上のメッシュが多く見られ、町内全体で見ると中央部は比較的高齢化率が低くなっています。

・令和 27 年の高齢化率では、町内全域で高齢化が見られます。

・高齢化率が 10%未満のメッシュは、村木郷と稗木場郷で 1 か所ずつ見られますが、全体的に 50%以上のメッシュが多くなっています。



■高齢化率（令和 7 年） 250m メッシュ



■高齢化率（令和 27 年） 250m メッシュ

出典：住民基本台帳

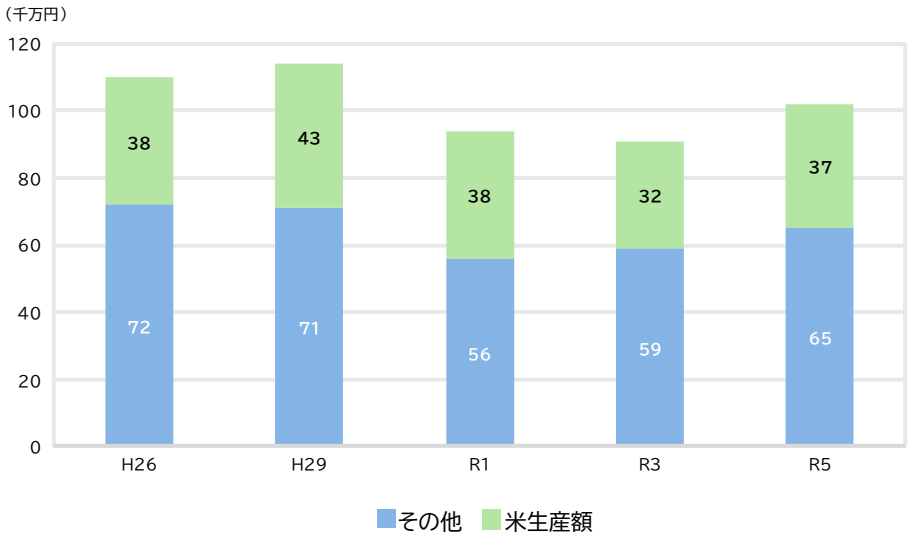
3. 産業構造

① 農業

・農業生産額は、平成 29 年に最も高くなっていますが、平成 26 年から令和 5 年の変化をみると、緩やかに減少しています。

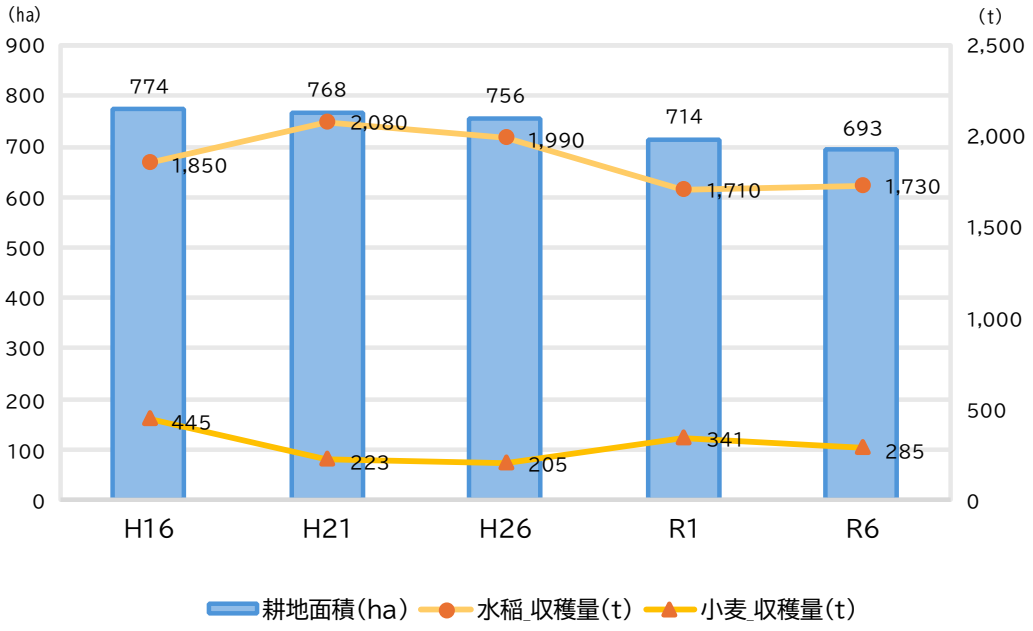
・米生産額は、全体の 3～4 割ほどを占めています。

・耕地面積は、減少傾向にあります。



■農業生産額の推移

出典：市町村別農業産出額（推計）



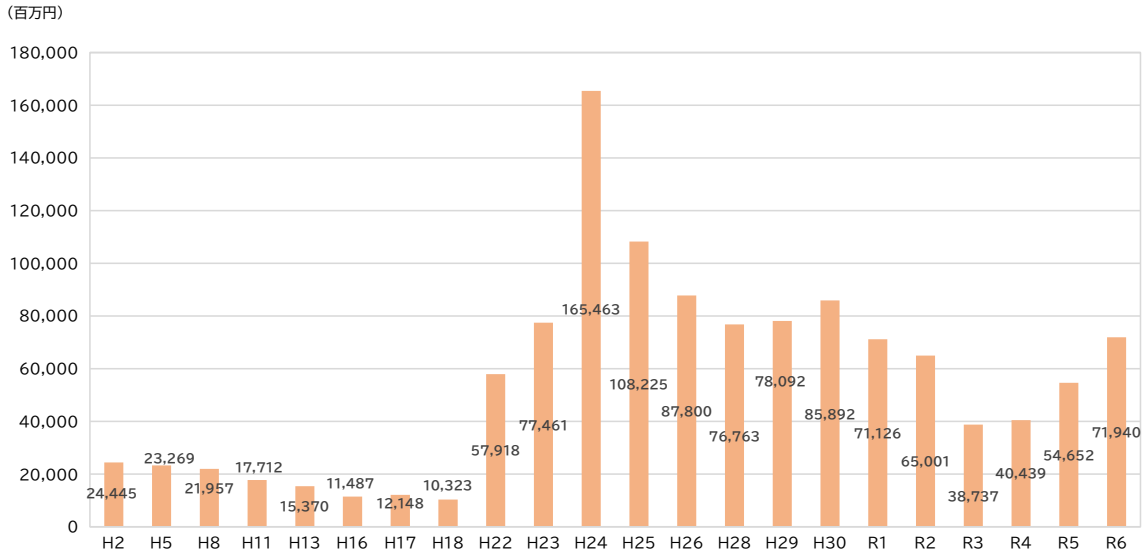
■耕地面積及び収穫量の推移

出典：作物統計調査

② 工業

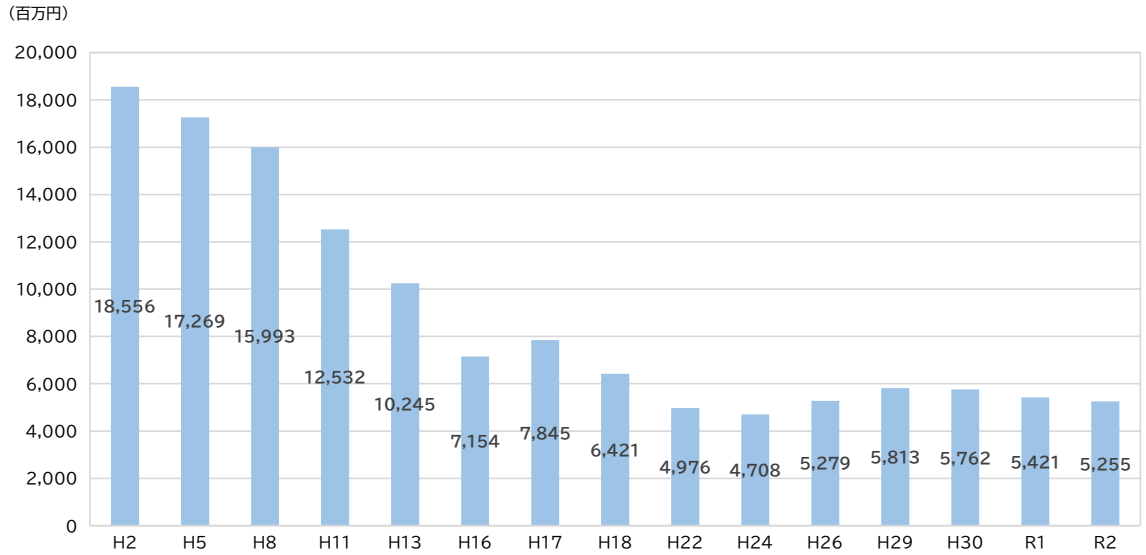
・製造品出荷額(全体)は、平成 22 年から平成 24 年にかけて大きく伸びており、その後は、令和 3 年まで減少傾向にありますが、近年再び上昇に転じています。

・窯業・土石製品では平成 24 年まで減少傾向にあり、その後はほぼ横ばいとなっています。一方、その他については、平成 22 年に大きく増加しており、これは長崎キヤノンができたことにより増加したものです。



■製造品出荷額の推移(全体)

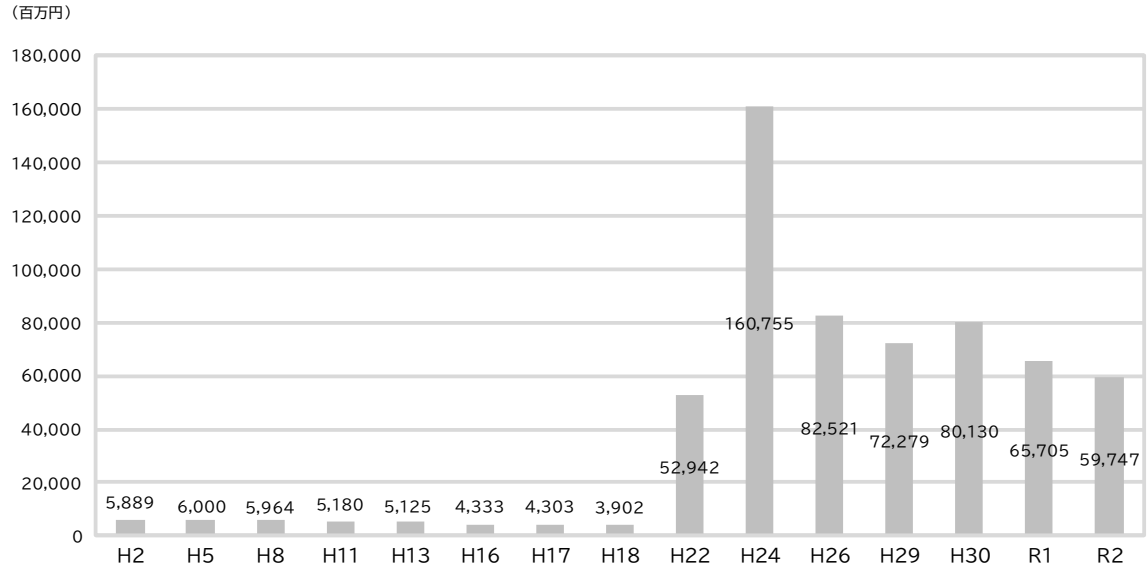
出典:工業統計調査(H2～R2)、経済センサス、経済構造実態調査(H28～R6)



■製造品出荷額の推移(窯業・土石製品)

出典:工業統計調査

※R3 以降は詳細区分が不明のため記載なし



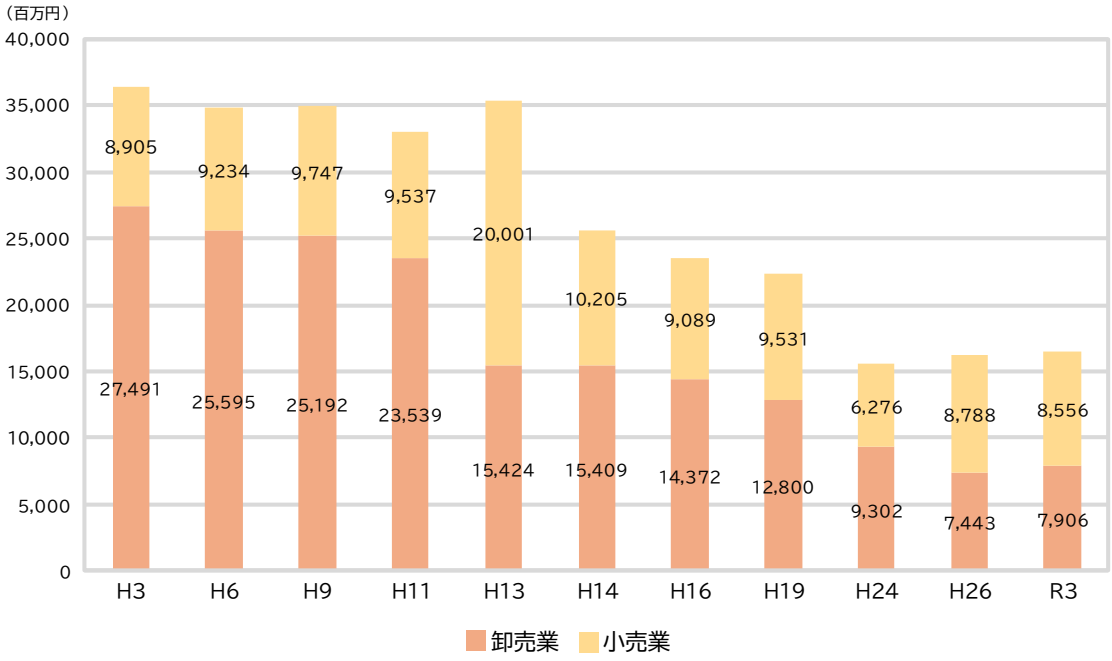
■製造品出荷額の推移（その他）

出典：工業統計調査

③ 商業

・商業販売額の推移は、全体として徐々に減少傾向にあります。

・平成 3 年は卸売業が約 75%を占めていますが、徐々に小売業の割合が高くなっており、令和 3 年には半数近くまで増加しています。



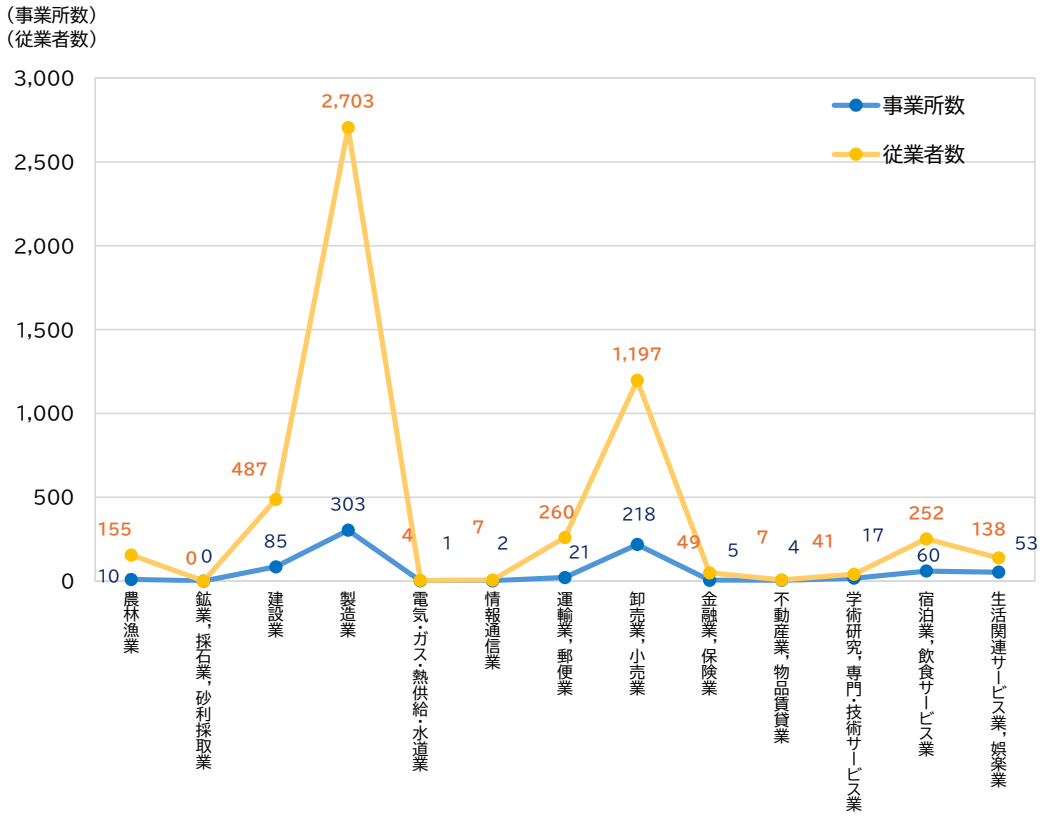
■商業販売額の推移

出典：商業統計調査（H3～H26）、経済センサス（H24、R3）

④ 事業所・従業者数

・令和 3 年時点の事業所数は、製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業が多くなっています。

・従業者数についても、事業所数と同様に、製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業となっており、以下は建設業、運輸業・郵便業の順となっています。



■事業所数・従業者数

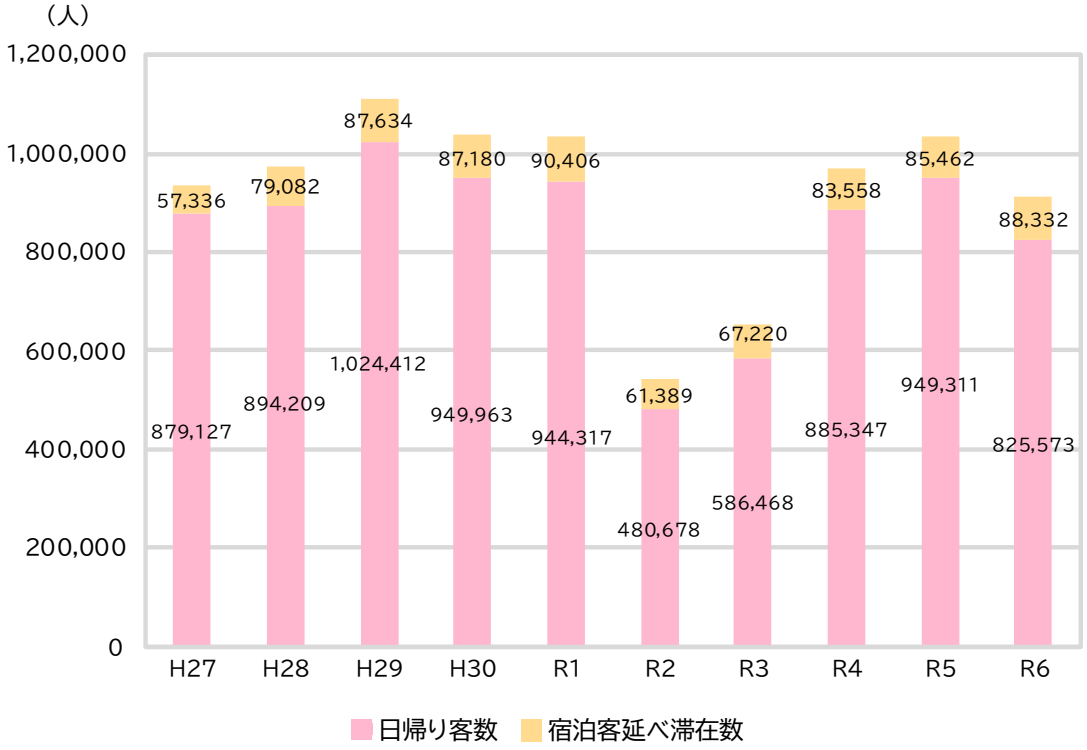
出典：R3 経済センサス

⑤ 観光客数

・観光客数は平成 29 年をピークに 100 万人以上を保っていましたが、新型コロナウイルスの影響により令和 2 年に大きく減少しました。

・令和 3 年以降は増加傾向にありましたが、令和 6 年は減少に転じています。

・宿泊者数に対して日帰り客数が大半を占めていますが、令和 6 年は日帰り客数が減少したのに対して、宿泊客数は増加しています。

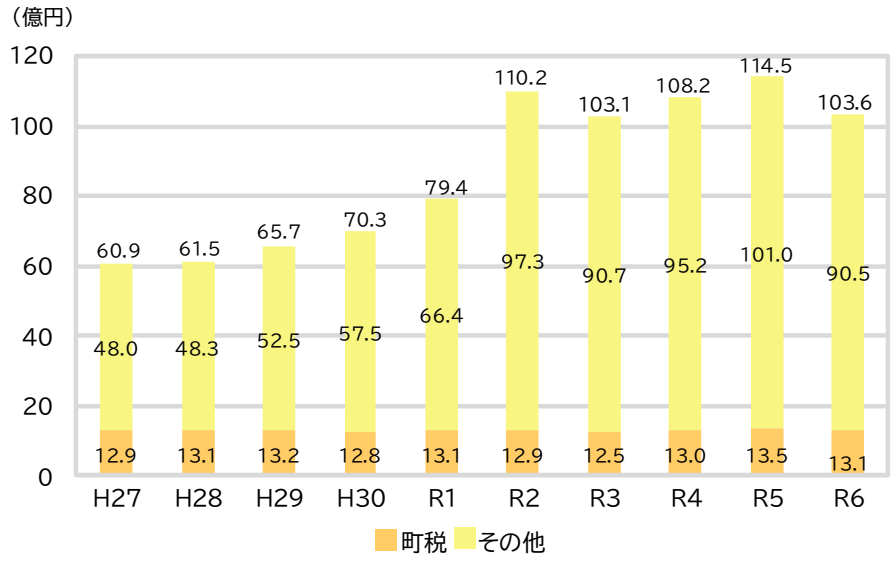


■観光客数の推移

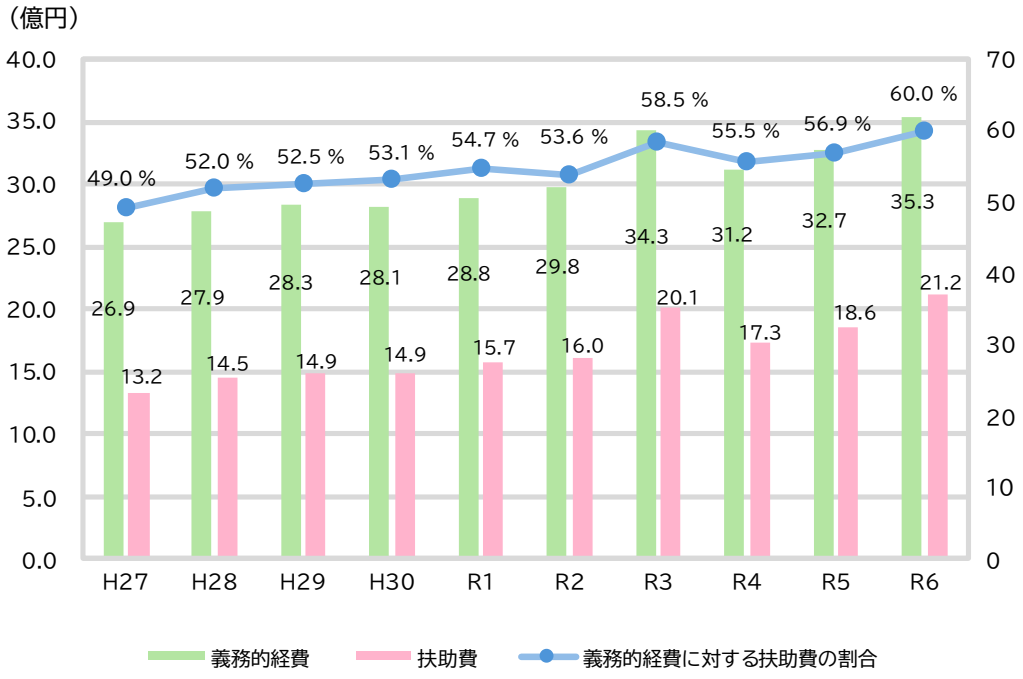
出典：長崎県観光統計

4. 財政

・歳入状況の推移を見ると、令和 2 年度以降、ふるさと納税寄附額の増加などにより、100 億円を超える状況が続いています。
・自主財源である町税の収入は、平成 27 年からほぼ横ばいの状況です。
・歳出状況の推移を見ると、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は、年々増加傾向にあります。義務的経費に対する扶助費の割合も、高齢化により増加傾向にあり、令和 6 年度には 60%となっています。



■歳入状況の推移



■歳出状況の推移

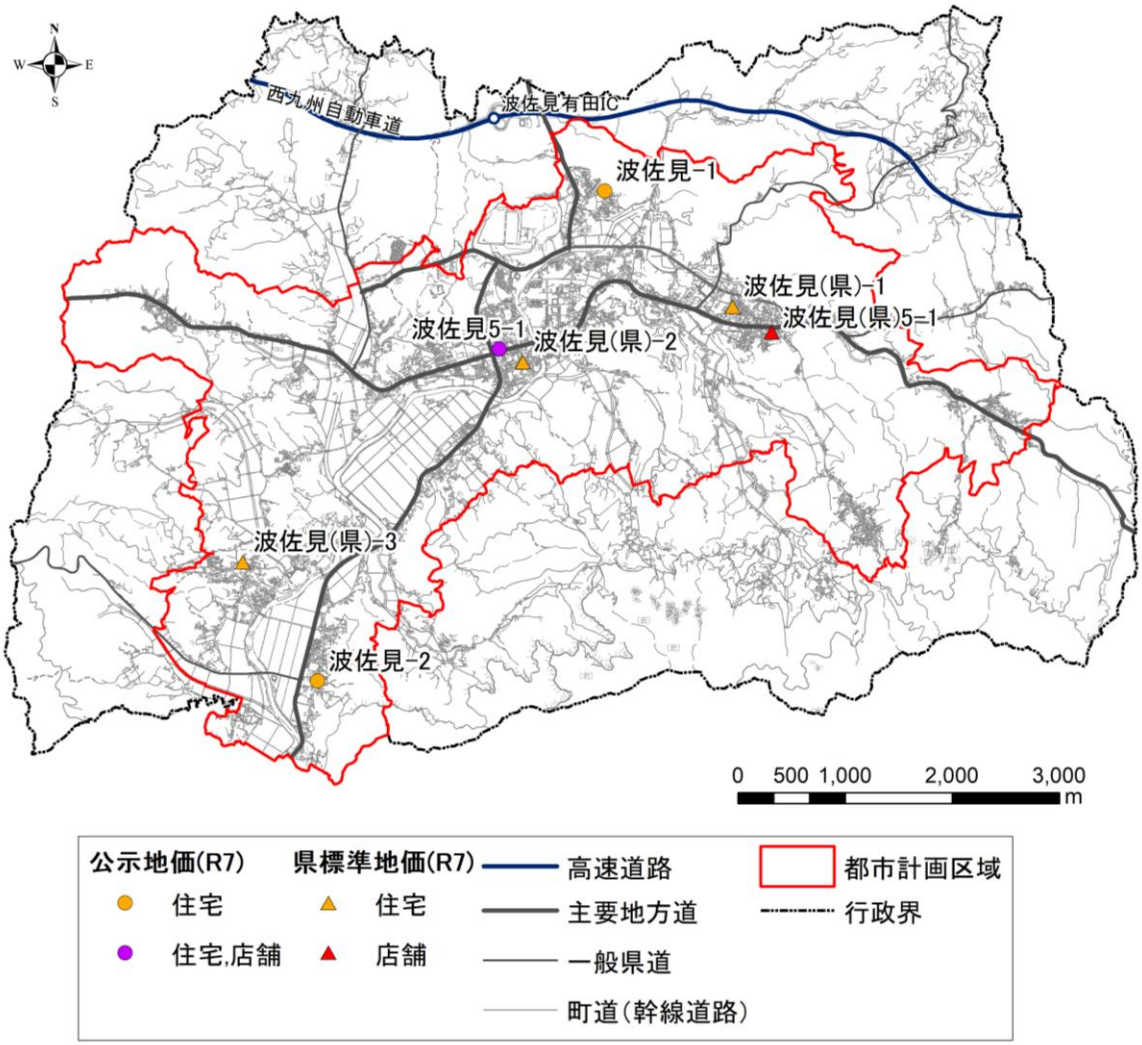
出典：町資料

5. 地価

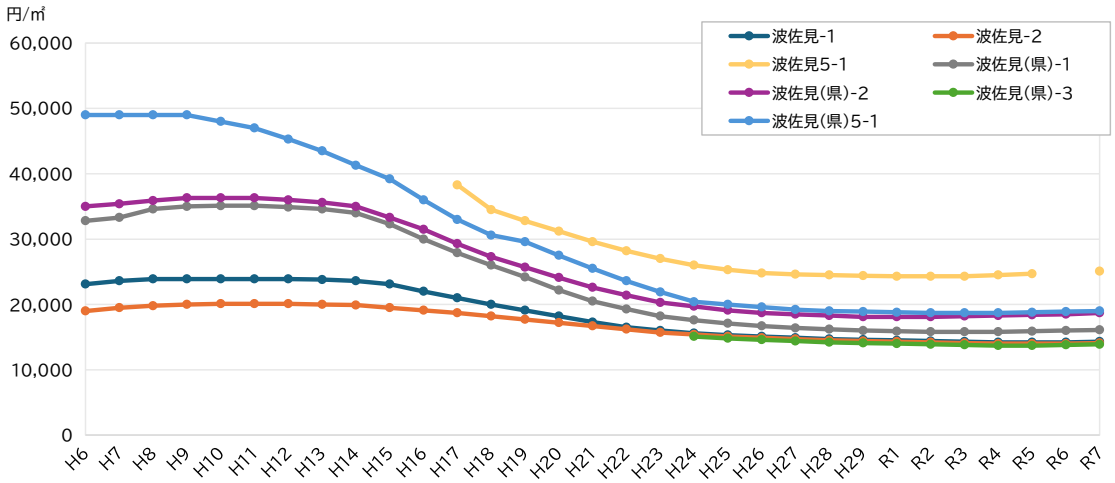
・地価の調査地点は、公示地価の標準地として 3 か所、県標準地価の標準地として 4 か所が設けられています。

・地価の推移は、平成 24 年ごろまで減少し、その後は横ばいの状況です。

・令和 7 年時点では、役場付近の波佐見 5-1 が、最も高く 25,100 円/㎡となっています。



■地価の状況



■地価の推移

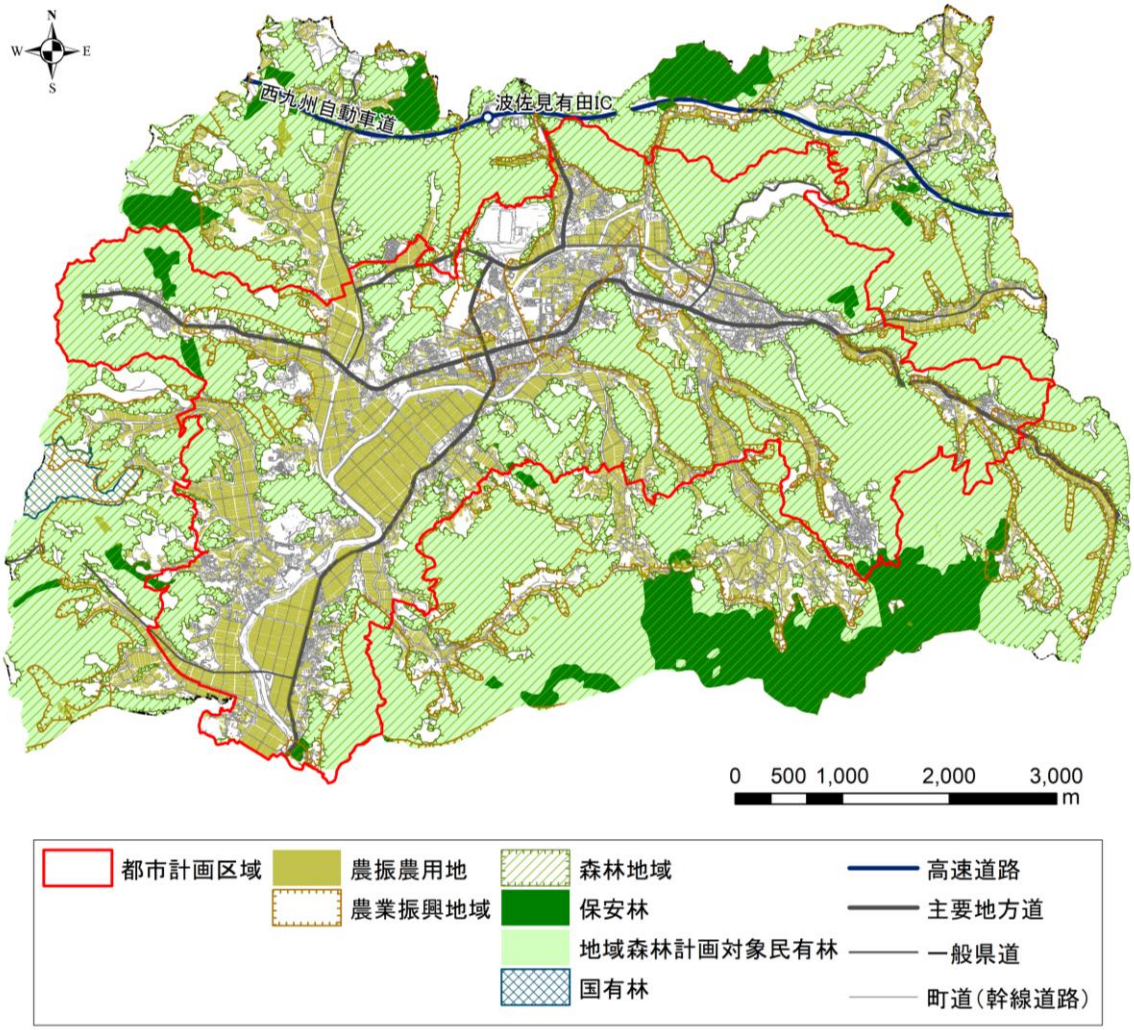
出典：地価公示、都道府県地価調査

※R6 波佐見 5-1 データなし

6．土地利用

① 法規制

・本町は、都市計画区域の他に、農業振興地域（農用地）、森林地域（保安林、地域森林計画対象民有林、国有林）が指定されています。

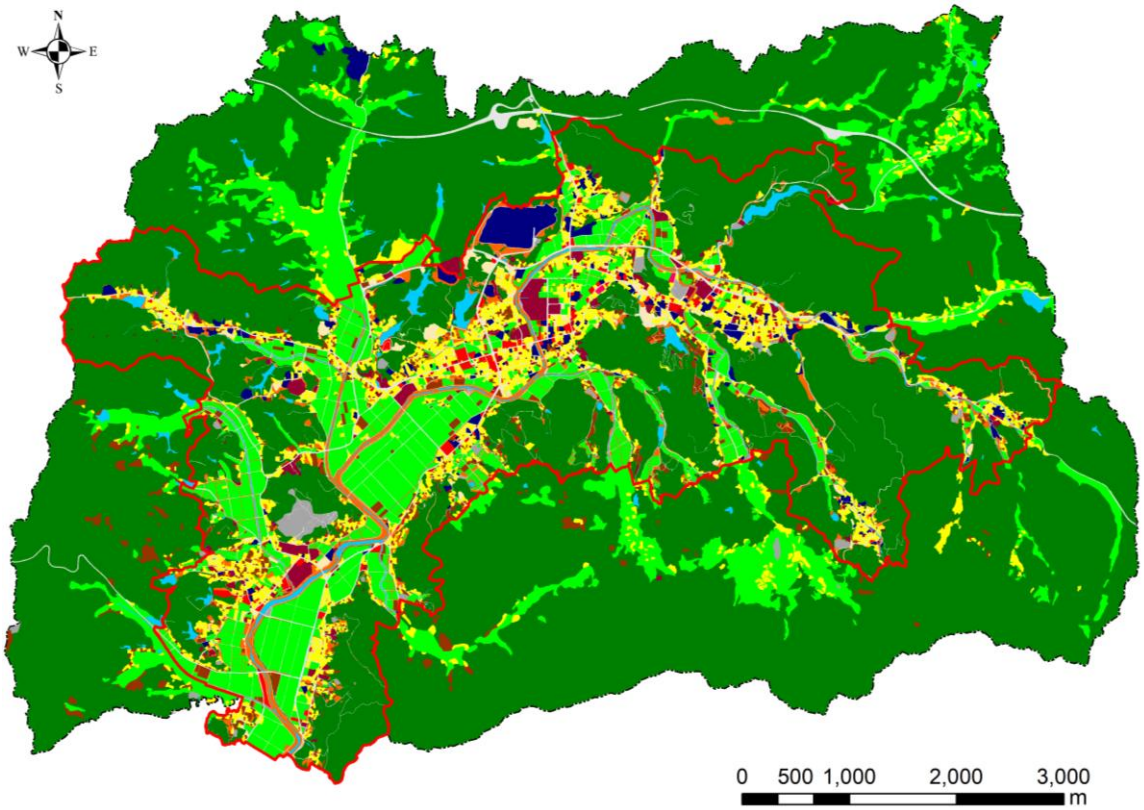


■法規制

② 土地利用現況

・外縁部を中心に、山林が多く分布しています。

・農地及び宅地等は中央の平野部に位置し、一部山間地にも宅地が見られます。



■土地利用現況

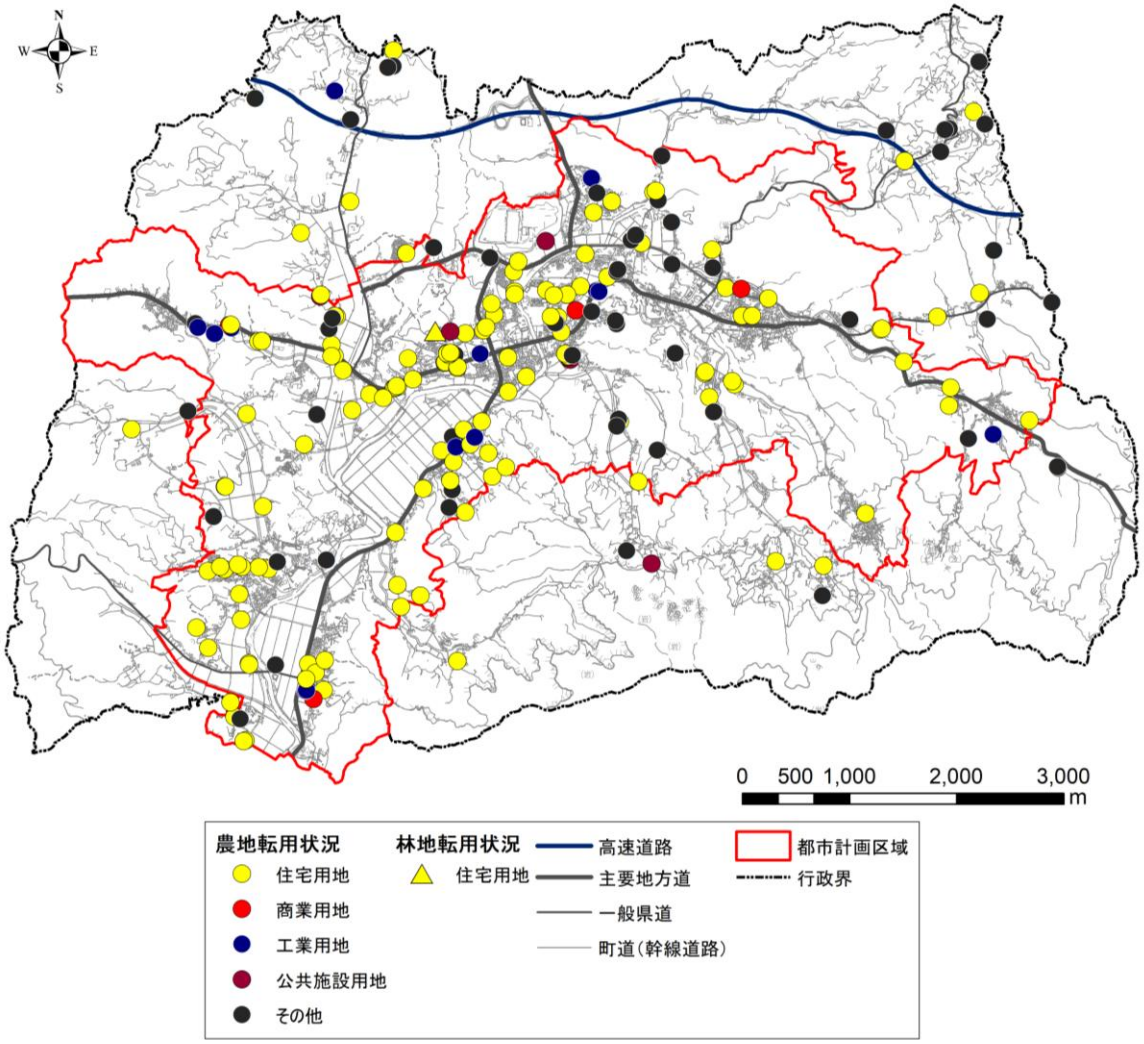
出典：町資料

③ 農地・林地転用状況

・過去 10 年間に都市計画区域内で多くの農地が住宅用地に転用されています。

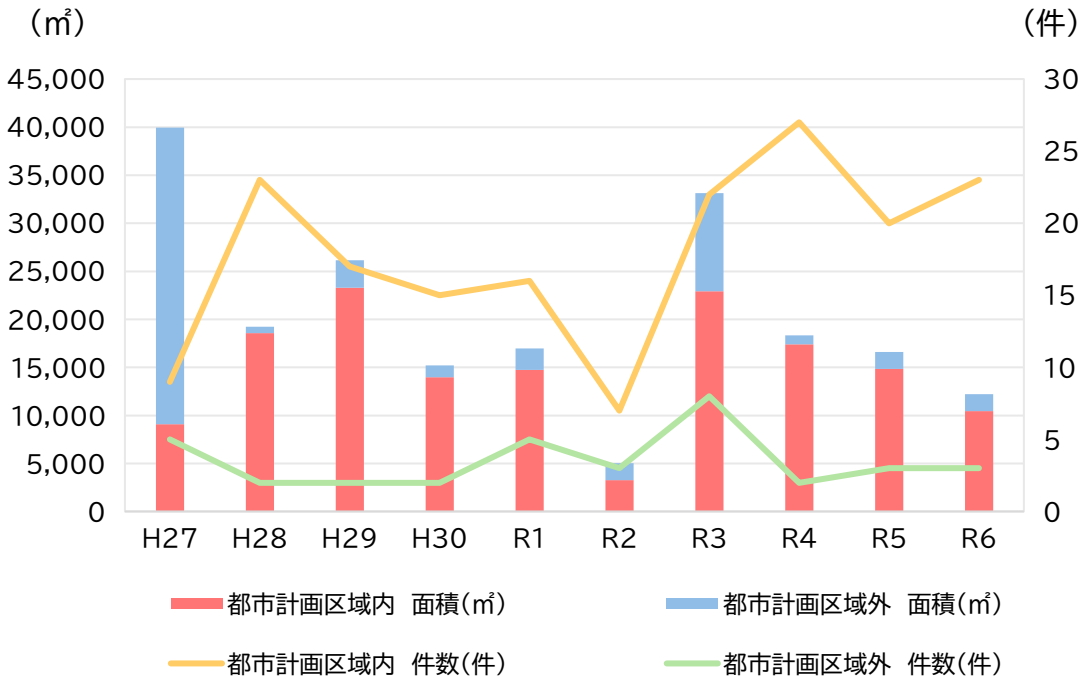
・都市計画区域外では、野々川郷や村木郷で、農地が住宅やその他の用地に転用されています。

・林地については、宿郷の猪狩池近辺が住宅用地に転用されています。



■農地・林地転用現況

出典：R7 都市計画基礎調査



■農地転用の推移

出典：R7 都市計画基礎調査

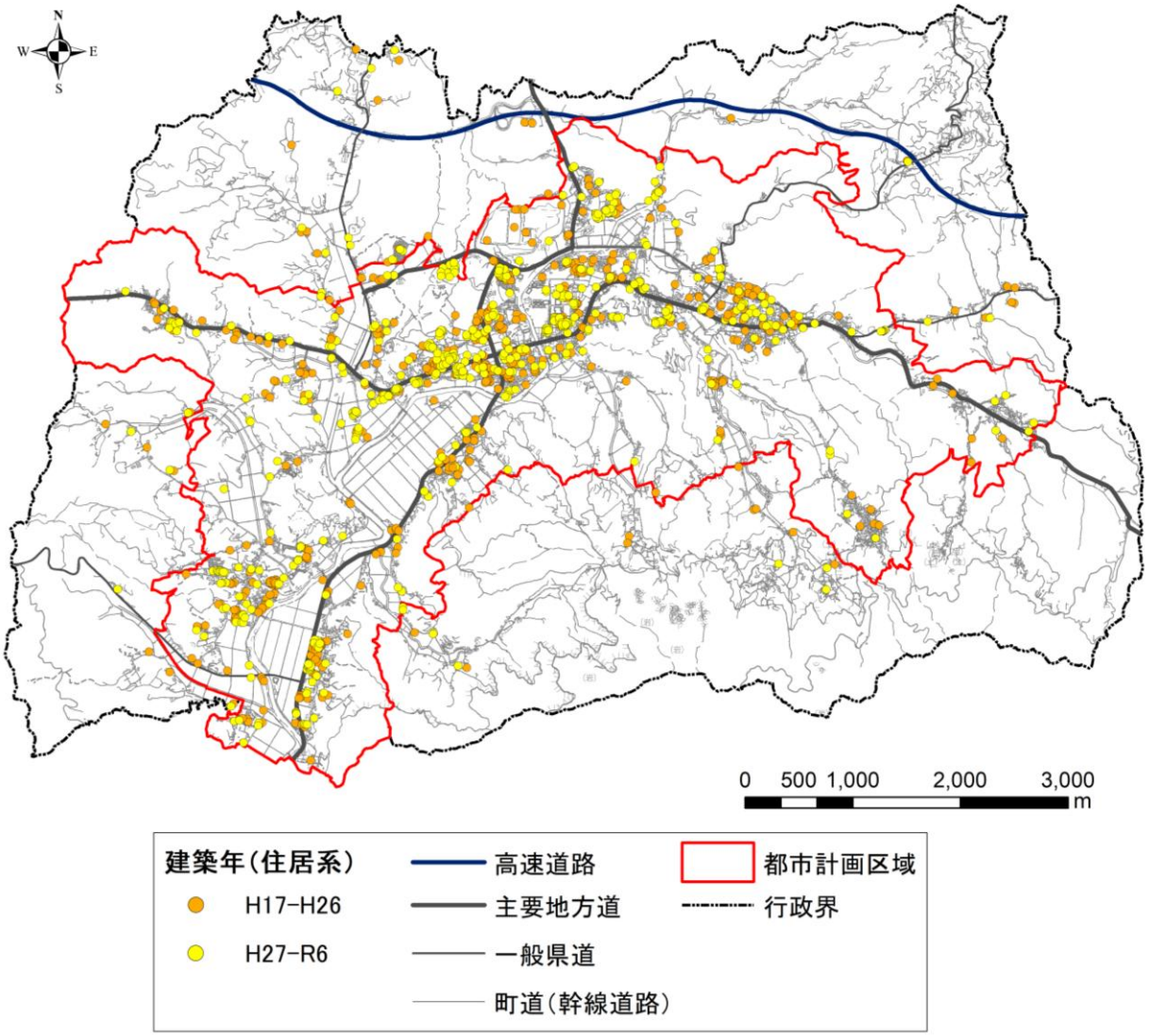
④ 建築動向

・過去 20 年間の住宅系の新築動向を見ると、主要な県道沿いやその付近に建てられる傾向が見られます。

・都市計画区域外にも、件数は少ないですが住宅が建てられています。

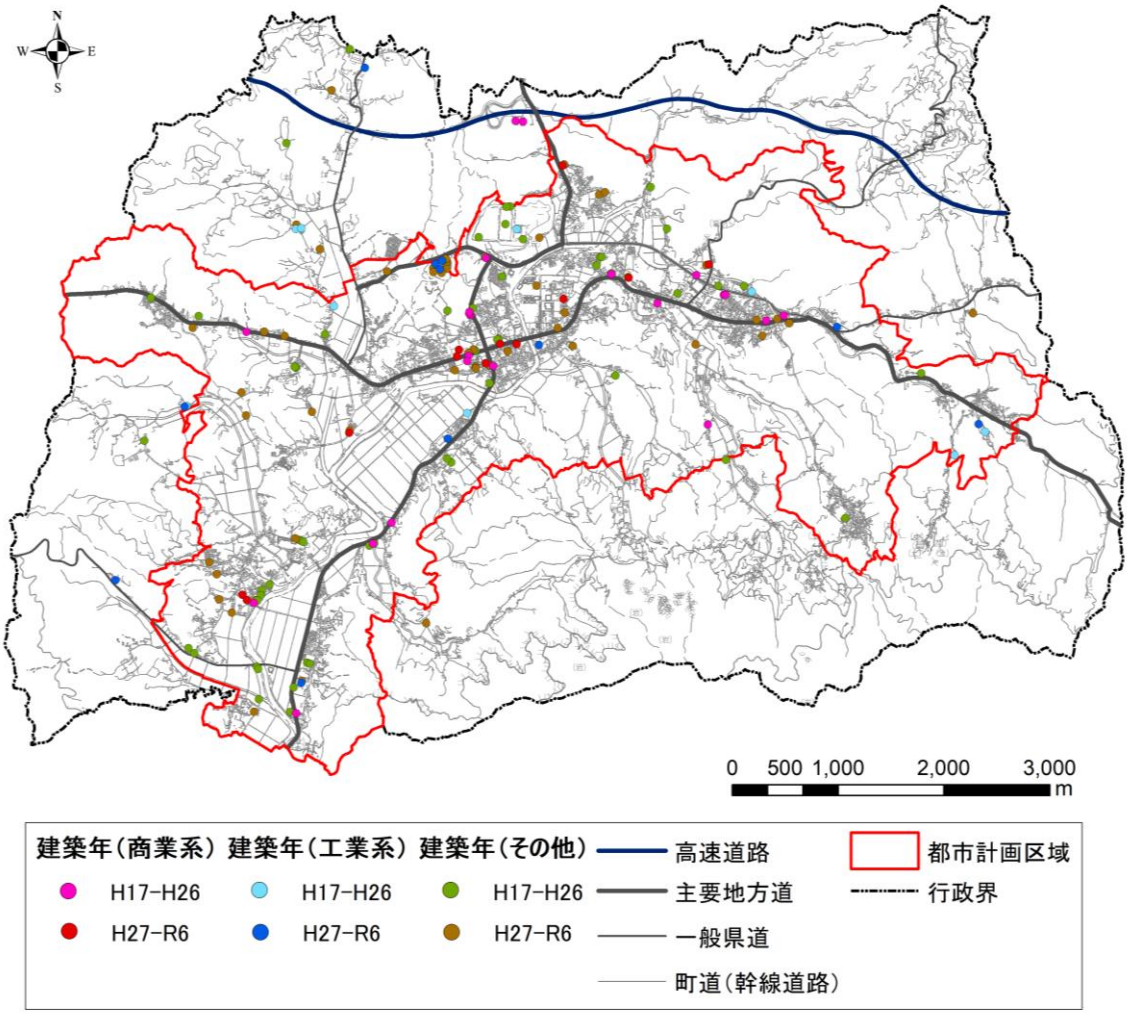
・宿郷では、築年数 10 年以内の住宅がまとまって建っている地区がいくつか見られます。

・商業系及び工業系の新築建物については、都市計画区域内に点在しています。



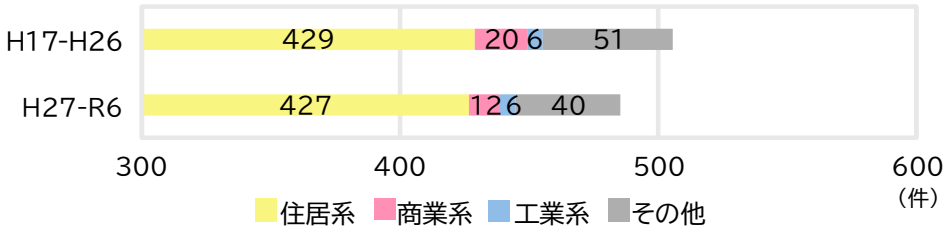
■建築動向(住居系)

出典:家屋課税台帳

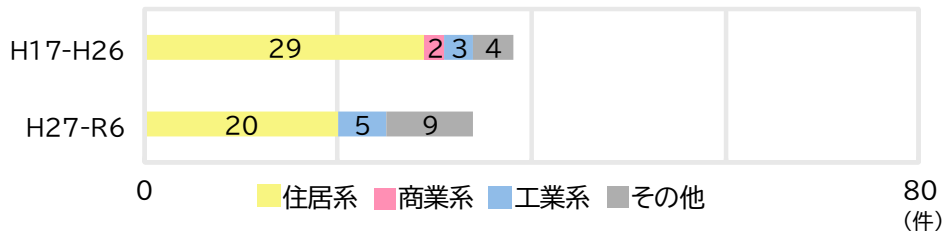


■建築動向（商業系・工業系・その他）

出典：家屋課税台帳



■都市計画区域内の建築数（商業系・工業系・その他）

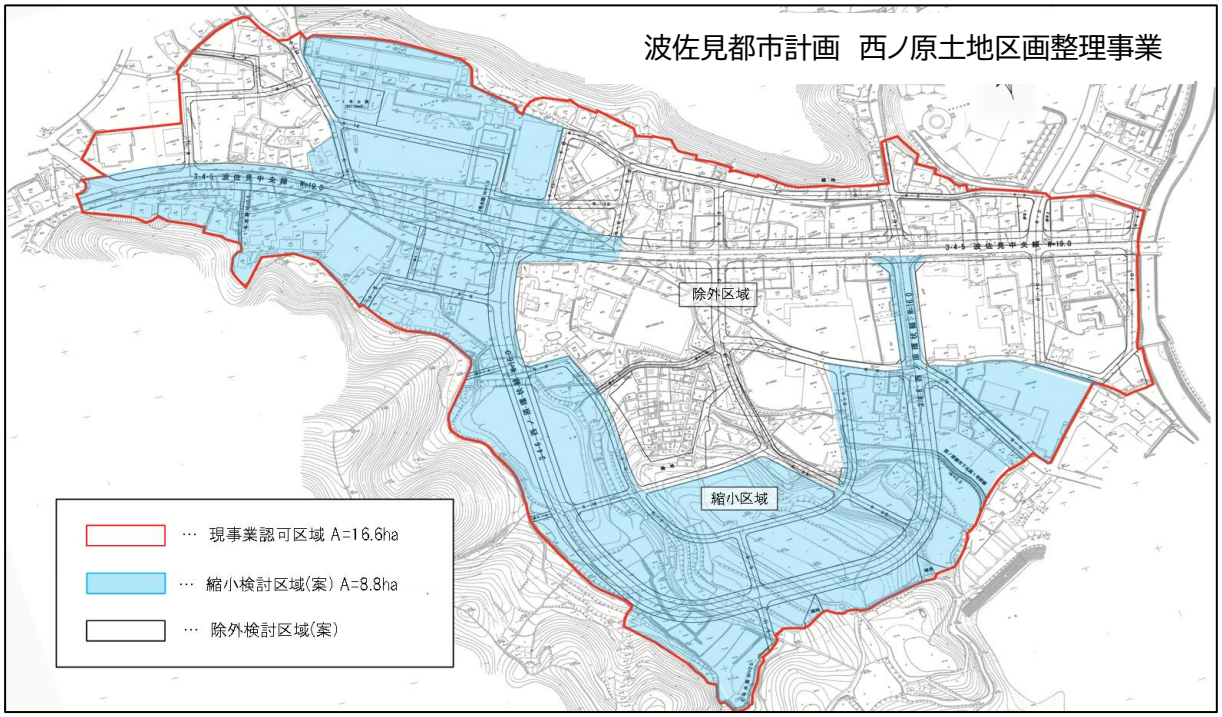


■都市計画区域外の建築数（住居系・商業系・工業系・その他）

7. 土地区画整理事業

・西ノ原土地区画整理事業は、平成 9 年 9 月 5 日から令和 14 年 3 月 31 日を施工期間として進行しています。

・当初は 16.6ha を事業区域としていましたが、8.8ha に区域を縮小することを検討しています。

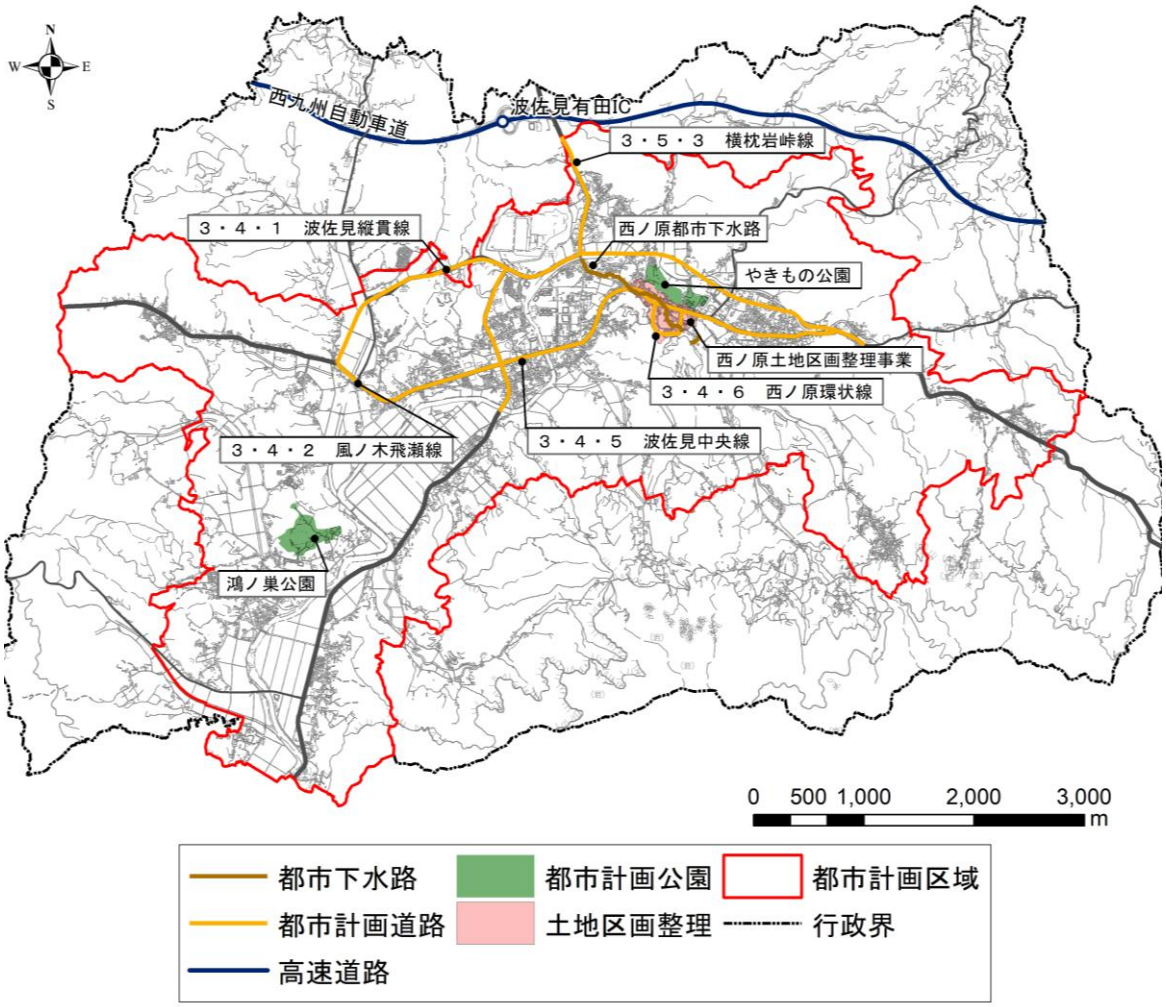


■土地区画整理事業

出典:町資料

8. 都市施設の指定状況

・都市施設は、都市計画道路 5 路線、公園 2 件、土地区画整理事業 1 件です。
・都市下水路は、西ノ原都市下水路の 1 件です。

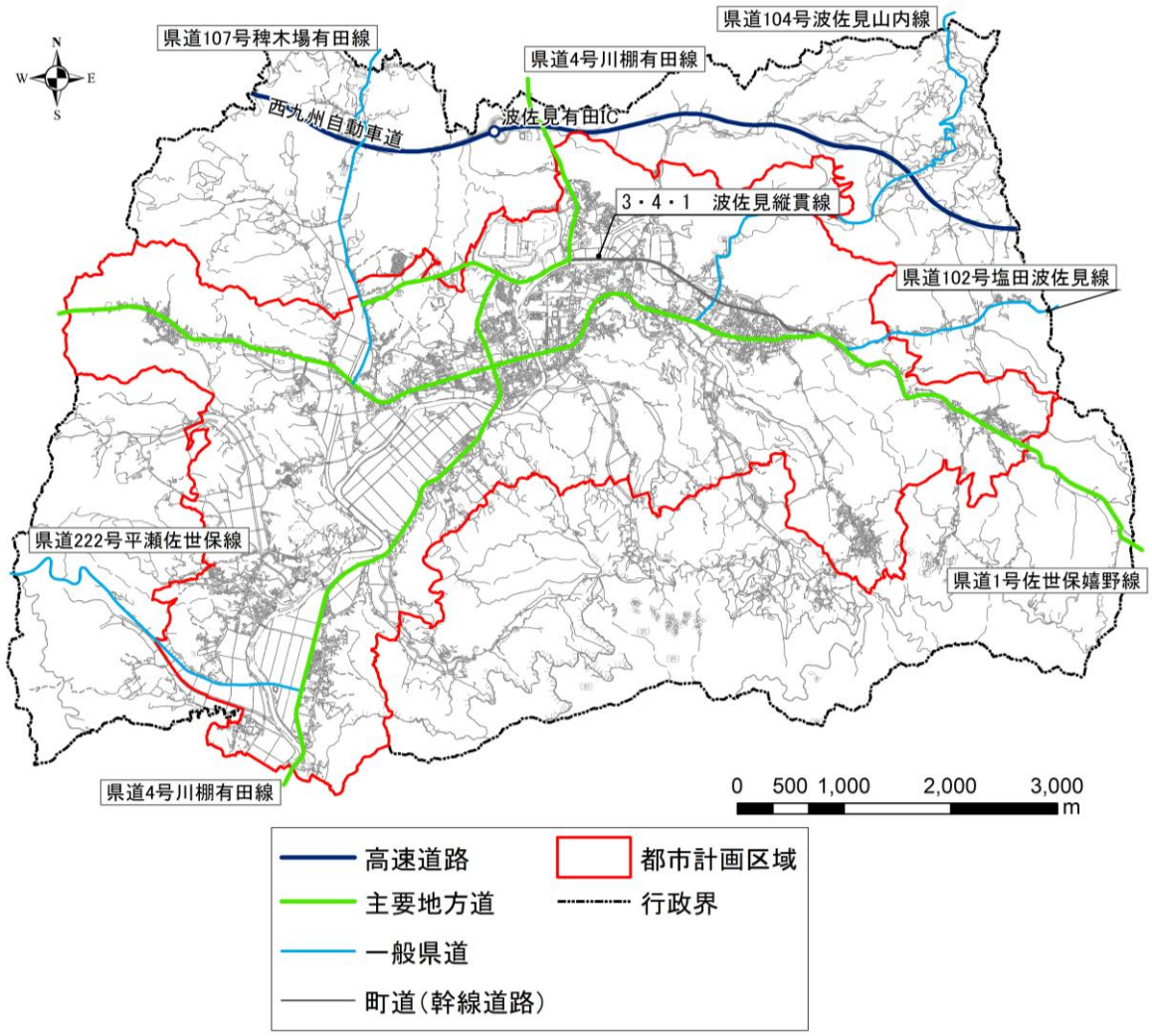


■都市計画指定状況

出典：町資料

9. 広域幹線道路と公共交通

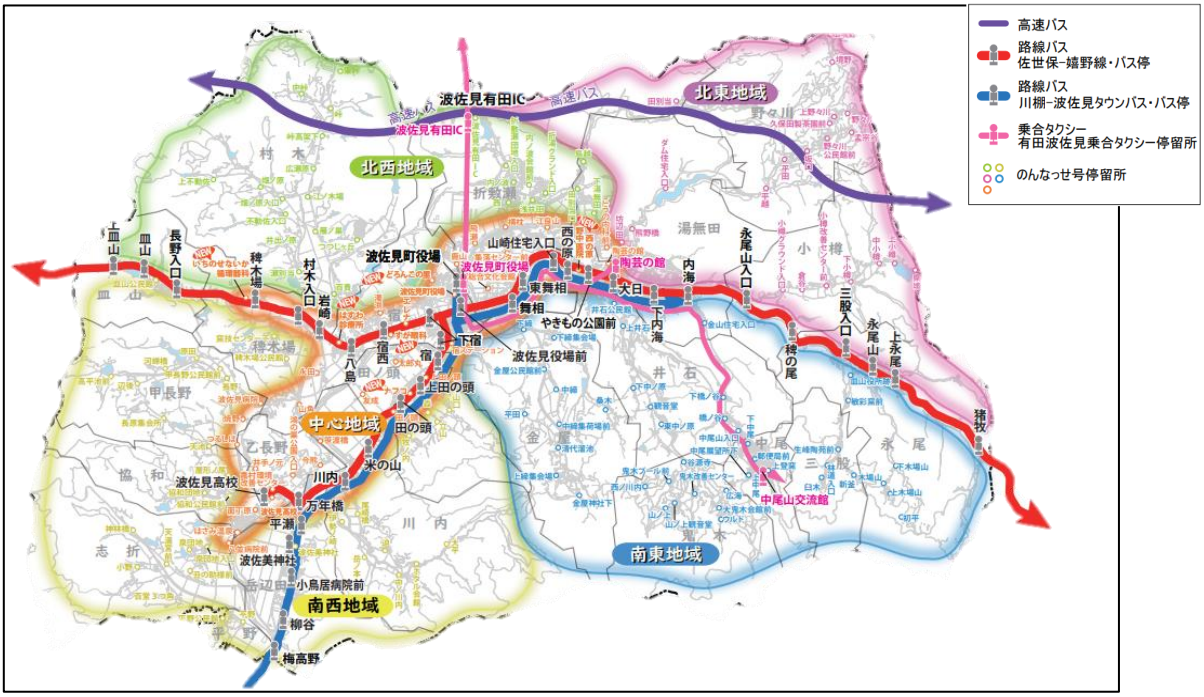
・北側に西九州自動車道が通り、本町の中央部を主要地方道が東西に横断しています。



■幹線道路等位置

出典：町資料

・本町には鉄道が通っておらず、路線バス「佐世保・嬉野線」が東西に、「かわたな・はさみタウンバス」が南北に運行しています。波佐見高校、川棚高校、特別支援学校等の通学や、町内外の買い物、通院等の日常生活に必要な移動手段となっています。
・予約制乗合交通「チョイソコのんなっせ号」が、町内を 5 つの区域に分け、2 台の車両で運行しており、地域の重要な移動手段となっています。
・令和 7 年 10 月から予約制乗合交通「チョイソコのんなっせ号」の見直しに伴う実証運行が始まっており、事前登録制の導入、運行形態の変更、AI の導入により停留所間の効率的なルート運行が可能となるなど、大きく見直されています。また、利用者の利便性向上を図るため、追加料金 100 円を支払うことで自宅までの送迎サービスも利用可能となっています。
・町内のタクシー事業者は福祉タクシーを含め 4 事業者となっています。



■公共交通ネットワーク

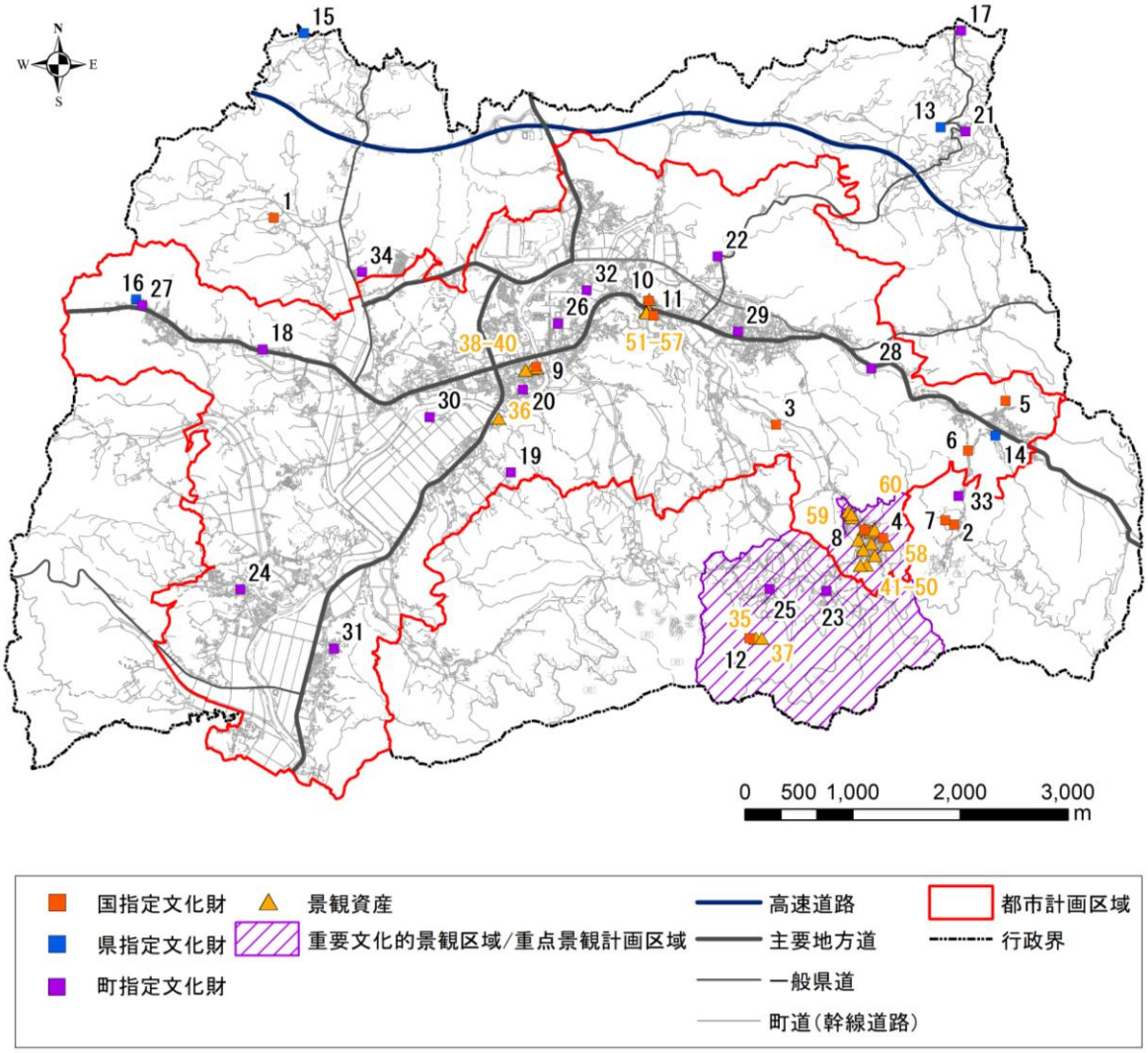
出典：はさみタウンモビリティ「チョイソコのんなっせ号」資料（R7.10）

■タクシー事業者一覧

No.	タクシー事業者名
1	マユミタクシー
2	相互交通株式会社
3	紫陽花（福祉タクシー）
4	セーフティエージェント（福祉タクシー）

10. 遺跡、文化財及び景観等

・町内全域に、窯業跡など、多数の国指定文化財や県指定文化財、景観資産があります。



■文化財・景観資産

出典:町資料

■文化財・景観資産一覧

区分	種別	No	名称
国指定文化財	史跡	1	畑ノ原窯跡
	史跡	2	三股青磁窯跡
	史跡	3	長田山窯跡
	史跡	4	中尾上登窯跡
	史跡	5	永尾本登窯跡
	史跡	6	皿山役所跡
	史跡	7	三股砥石川陶石採石場
	登録有形	8	中尾山うつわ処赤井倉
	登録有形	9	今里酒造建造物
	登録有形	10	旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂
	登録有形	11	旧福幸製陶所跡4棟
	重要文化的景観	12	波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観
県指定文化財	史跡	13	波佐見町のキリシタン墓碑群
	史跡	14	智恵治窯跡
	史跡	15	三方境傍示石(三領石)
	無形民俗	16	皿山の人形浄瑠璃
町指定文化財	史跡	17	境野一本杉跡
	史跡	18	富永治助父子の墓
	史跡	19	福田金右衛門の墓
	天然記念物	20	庄屋跡のイチョウ
	無形民俗	21	野々川浮立
	無形民俗	22	山中浮立
	無形民俗	23	鬼木鉦浮立
	無形民俗	24	協和浮立
	有形	25	松林飯山の遺墨(7点)
	有形	26	郷村記関係古文書(6点)
	有形	27	皿山の大神宮石造神殿
	有形	28	波佐見稗ノ尾の眼鏡橋
	有形	29	「INRI」銘入り石製　四面線刻十字架碑
	有形	30	「太郎丸観世音菩薩」関係資料一式(4点)
	有形	31	東前寺資料
	有形	32	岩倉神社の石造神像(2点)
	有形	33	三股天満宮神社の鳥居・石燈籠・山門
	有形	34	村木郷鷹ノ巣の逆修塔(1点)
景観資産	まちなみ	35	鬼木棚田と集落
	まちなみ	36	宿郷の街道筋
	まちなみ	37	陶郷・中尾山
	建造物	38	池田家住宅
	建造物	39	今里家住宅(主屋・酒蔵・塀・庭園)
	建造物	40	久保田家住宅(主屋・離れ・門・塀・庭園)
	建造物	41	中尾山うつわ処・赤井倉(店舗・トンバイ塀・庭園)
	建造物	42	文化の陶・四季舎(店舗・石垣)
	建造物	43	旧上広窯煙突
	建造物	44	旧筒峯製陶所煙突
	建造物	45	旧中安製陶所煙突

区分	種別	No	名称
景観資産	建造物	46	光玉陶苑煙突
	建造物	47	光春窯煙突
	建造物	48	m工房（yuu&maki）煙突（旧三喜工房煙突）
	建造物	49	平井製陶所煙突
	建造物	50	トラスネ煙突（旧山慶煙突）
	建造物	51	波佐見町講堂
	建造物	52	福重家住宅主屋（主屋・庭園・トンバイ塀・石垣）
	建造物	53	旧福幸製陶所事務所（Café Mook）
	建造物	54	福幸製陶所細工場（monne porte）
	建造物	55	旧福幸製陶所絵書座（HANAわくすい）
	建造物	56	旧福幸製陶所南倉庫（南倉庫）
	建造物	57	旧福幸製陶所食堂（珈琲豆店Shady）
	建造物	58	中尾山観音堂（祠堂・石段・門・石垣）
	建造物	59	稲荷神社（祠・拝殿・鳥居・石段・石燈籠）
	建造物	60	山神社（本殿・鳥居・焼物供養塔・祈念碑・石燈籠・石段）

※景観資産：長崎県まちづくり景観資産に登録されたもの

11. 防災

① 災害履歴(水害)

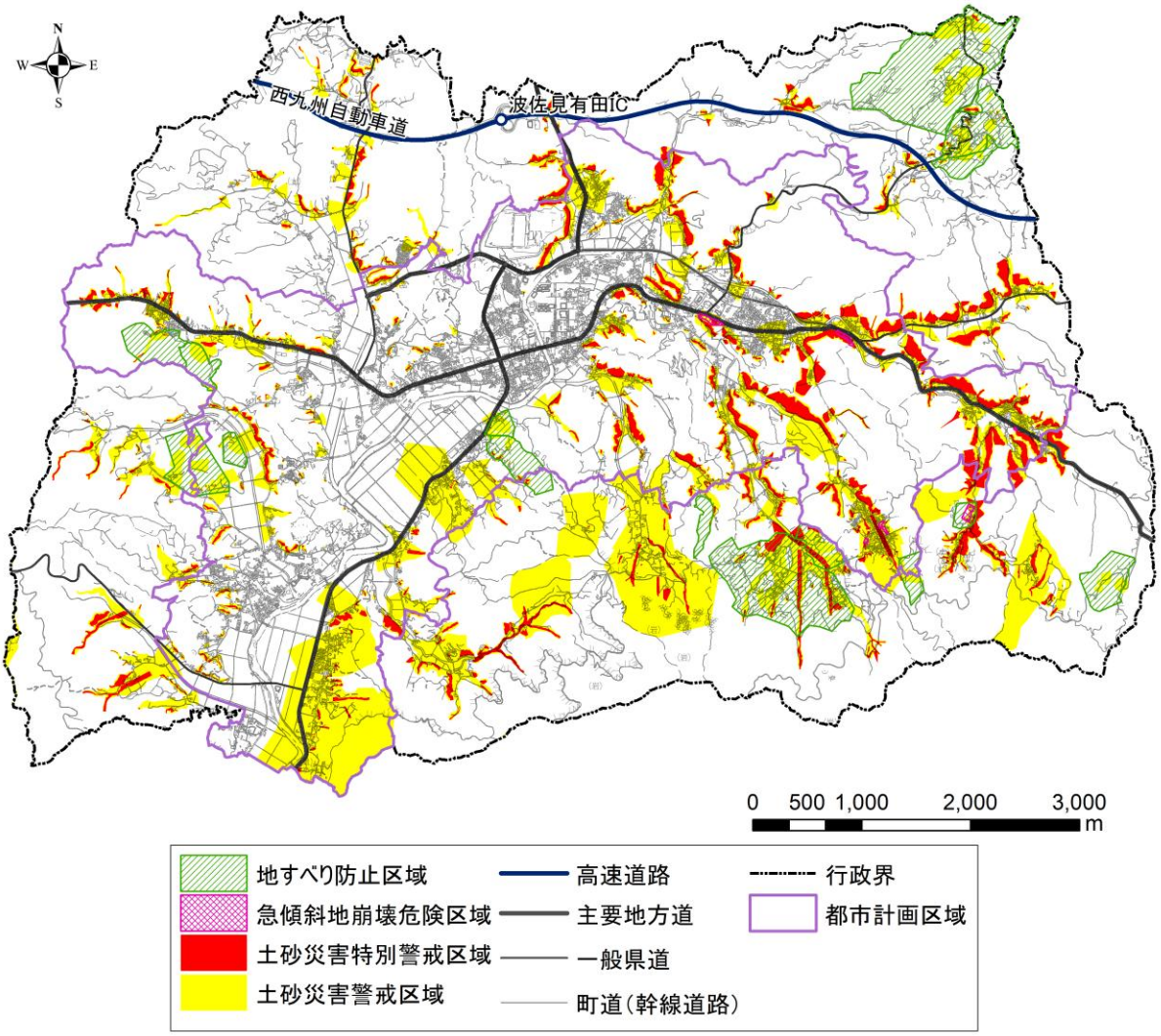
・本町における過去の主な災害(水害)は以下の通りです(被害総額 5,000 万円以上、被害額は被害当時のもの)。

西暦及び元号	種 類	被害の概要
1952 年 (昭和 27 年)	豪雨	中尾郷月の谷山が数日来の降雨のため地盤がゆるみ、高さ 100 m、幅 70mの土砂が土石流となって流出した 住家全壊 10 棟、半壊 2 棟、死者 18 名、傷者 9 名
1962 年 (昭和 37 年)	集中豪雨	被害総額 1 億円
1967 年 (昭和 42 年)	集中豪雨	被害総額 5 億円 住家一部破損 16 戸、床上浸水 60 戸、床下浸水 625 戸
1967 年 (昭和 42 年)	大干ばつ	被害総額 2 億 3,000 万円
1968 年 (昭和 43 年)	豪雪	被害総額 3 億 5,000 万円
1978 年 (昭和 53 年)	台風 18 号	被害総額 1 億 3,000 万円
1979 年 (昭和 54 年)	集中豪雨	被害総額 1 億 3,000 万円 床下浸水 50 戸、農林災害 9,670 万円、 公共土木災害 2,815 万円
1980 年 (昭和 55 年)	集中豪雨	被害総額 3 億 3,300 万円 住家一部損壊 4 戸、床上浸水 25 戸、床下浸水 170 戸
1982 年 (昭和 57 年)	集中豪雨	被害総額 1 億 700 万円 農地 3.86ha、農業用施設 31 か所、林業 5 か所
1984 年 (昭和 59 年)	台風 10 号	被害総額 1 億 5,300 万円
1987 年 (昭和 62 年)	台風 12 号	被害総額 2 億 9,000 万円 住家一部損壊 2,050 戸
1990 年 (平成 2 年)	集中豪雨	被害総額 56 億 3,000 万円 住家全壊 3 戸、半壊 1 戸、一部損壊 26 戸、床上浸水 65 戸、床下浸水 225 戸
1991 年 (平成 3 年)	梅雨前線集中豪雨	被害総額 1 億 1,030 万円
1991 年 (平成 3 年)	台風 9 号	被害総額 2 億 8,530 万円 住家一部損壊 230 戸
1991 年 (平成 3 年)	台風 17 号	被害総額 2 億 250 万円 床下浸水 22 戸
1993 年 (平成 5 年)	梅雨前線豪雨	被害総額 1 億 1,570 万円
1995 年 (平成 7 年)	梅雨前線	被害総額 2 億 3,359 万円
1997 年 (平成 9 年)	台風 8 号及び豪雨	被害総額 1 億 2,394 万円
1999 年 (平成 11 年)	梅雨前線豪雨	被害総額 8,404 万円
2000 年 (平成 12 年)	豪雨	被害総額 5,165 万円
2003 年 (平成 15 年)	台風 6 号及び豪雨	被害総額 6,218 万円
2016 年 (平成 28 年)	梅雨前線豪雨 及び豪雨、台風 16 号	被害総額 9,263 万円
2018 年 (平成 30 年)	梅雨前線豪雨 及び台風 7 号	被害総額 6,454 万円
2021 年 (令和 3 年)	豪雨及び秋雨前線	被害総額 8 億 3,059 万円

出典:波佐見町地域防災計画(令和 7 年度版)

② 土砂災害

・地すべり防止区域は、野々川郷、鬼木郷、田ノ頭郷などで計 15 か所に指定されています。
・急傾斜地崩壊危険区域は、永尾郷、中尾郷などで計 8 か所に指定されています。
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、全域に指定されています。土砂災害特別警戒区域は、特に本町の南東部である永尾郷、三股郷周辺で多く見られます。



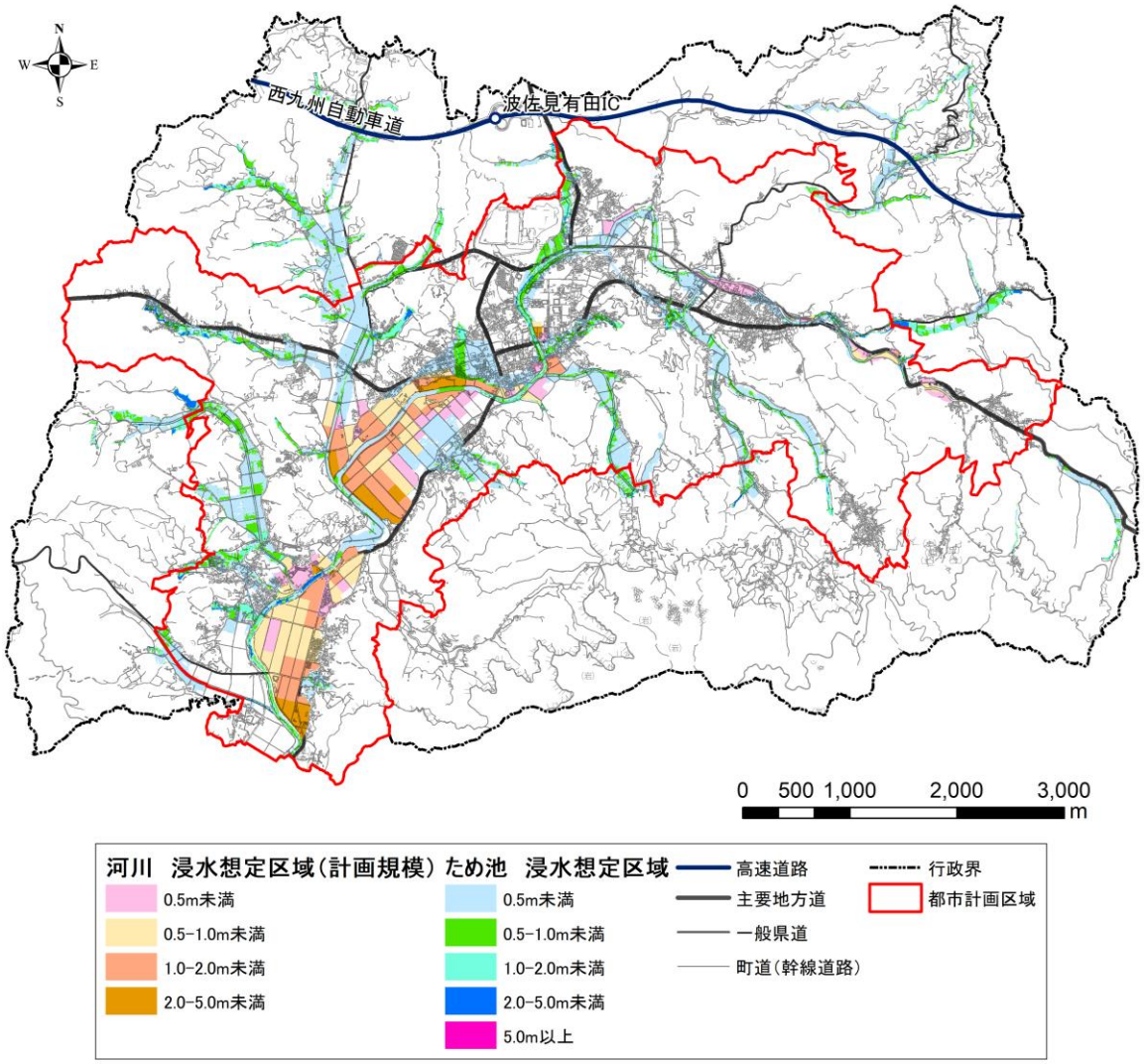
■土砂災害警戒区域等

出典：町ハザードマップ等（R8 年 10 月時点）

③ 浸水想定区域(河川:計画規模、ため池)

・計画規模降雨による浸水想定区域は、中央部から南西部にかけて川棚川の浸水想定区域が広がっています。田ノ頭郷、川内郷周辺で、2.0m 以上の浸水想定区域に該当する地区があります。

・ため池の浸水想定区域については、各地で見られます。



■浸水想定区域(河川:計画規模、ため池)

出典:町ハザードマップ等(R8 年 10 月時点)

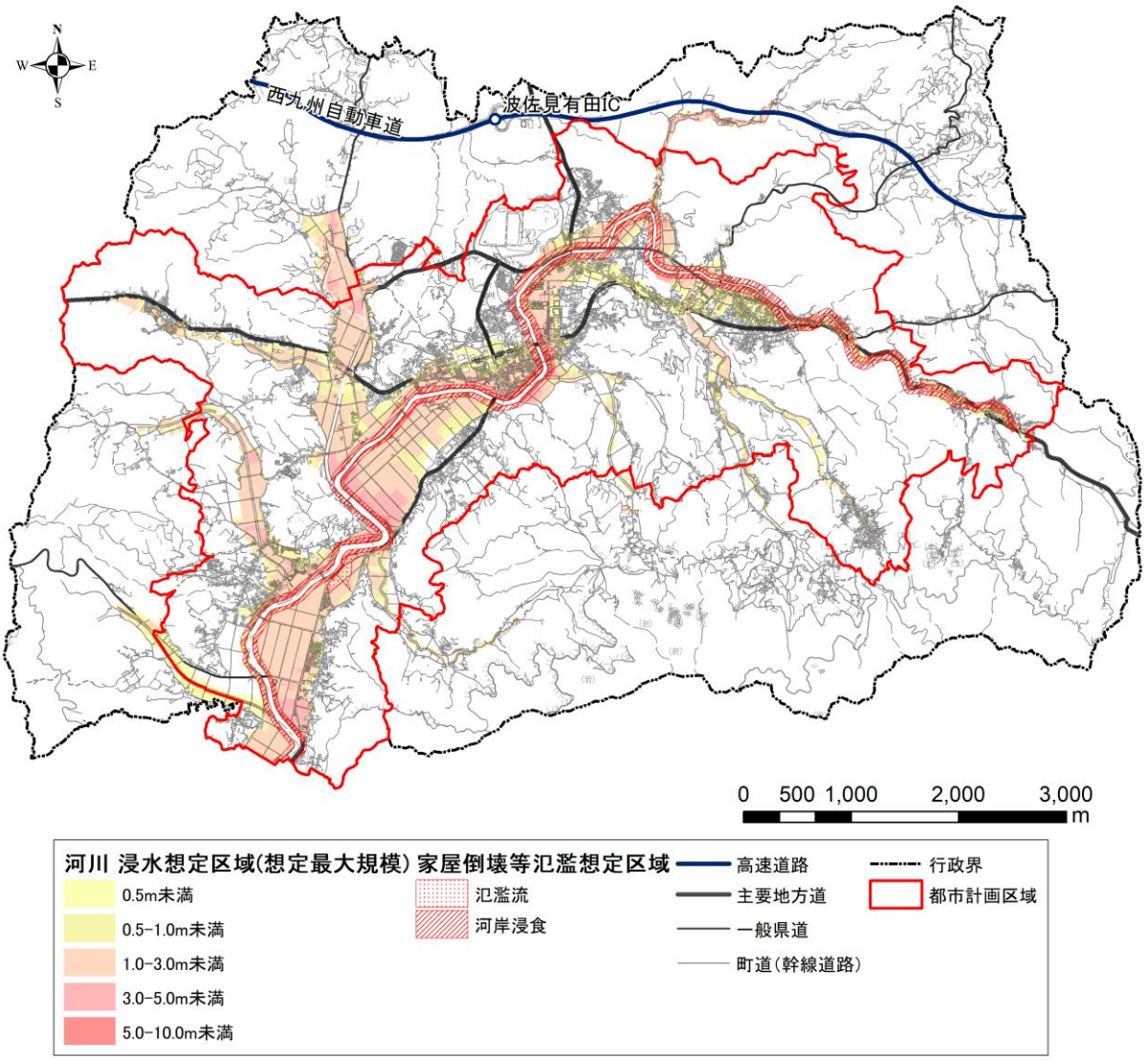
④ 浸水想定区域(想定最大規模)

・想定最大規模降雨による浸水想定区域は、東部から中央部、南西部にかけて川棚川沿いに広がっています。

・野々川川の浸水想定区域は、特に川棚川本川との合流箇所に広がっています。

・氾濫流による家屋倒壊の恐れがある地域は、川内郷など川棚川の川幅が広くなっており、かつ湾曲している箇所に見られます。

・河岸浸食により家屋倒壊の恐れがある地域は、川棚川に沿って全体的に設定されています。

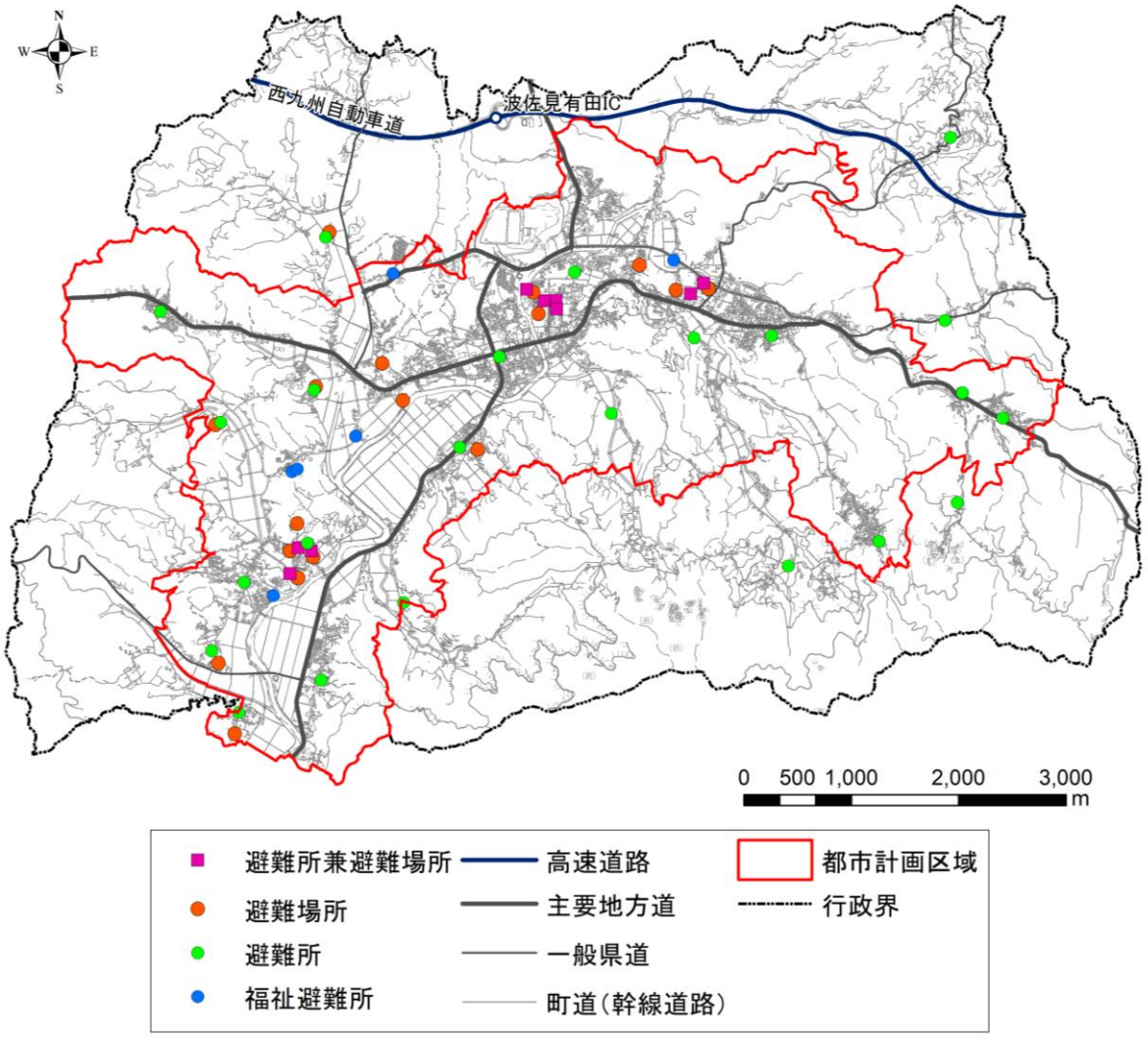


■浸水想定区域(想定最大規模)

出典:町ハザードマップ等(R8 年 10 月時点)

⑤ 避難所・避難場所

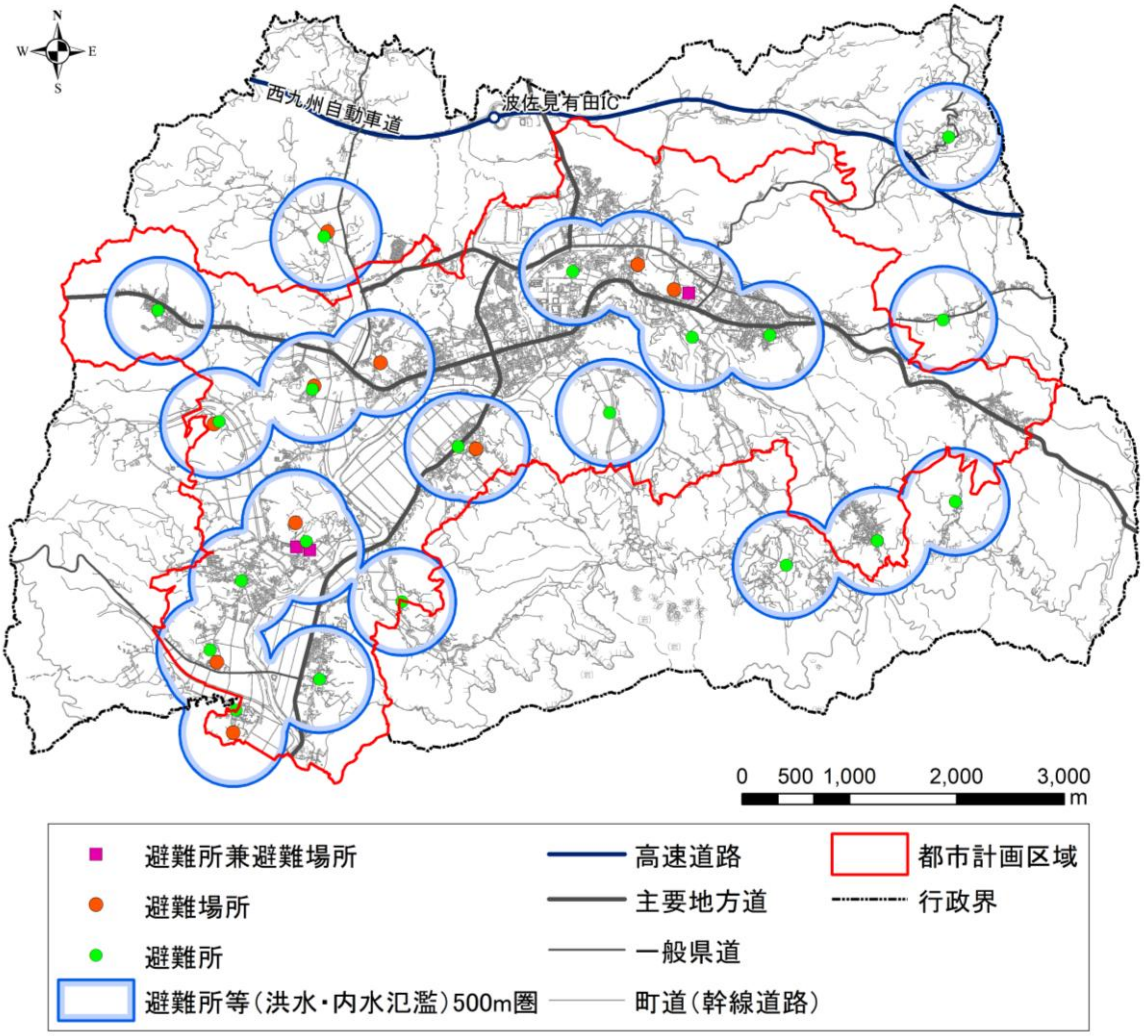
・避難所・避難場所は合計で 49 か所、福祉避難所は 6 か所に指定されており、多くが都市計画区域内にあります。



■避難所・避難場所の分布

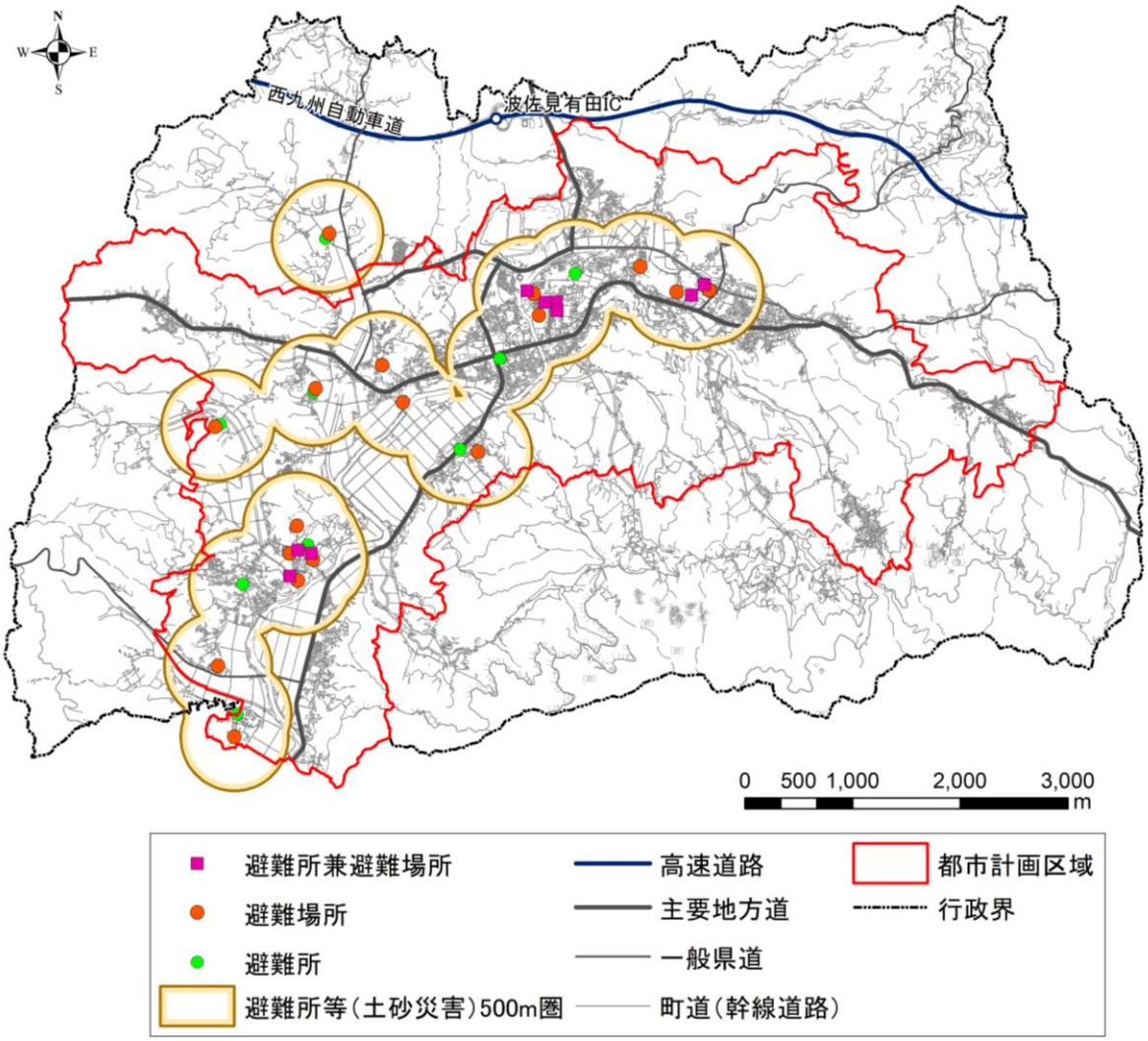
出典：町ホームページ（R7 年 6 月時点）

・避難所兼避難場所のうち、3 施設においては洪水及び内水氾濫に対応しています。
・都市計画区域内において、洪水及び内水氾濫に対応している避難所等と土砂災害に対応している避難所等のどちらの 500m 圏からも外れている地域があります。
・避難所は、避難場所と兼用している施設以外は半数以上が土砂災害に対応していません。
※福祉避難所は特別な配慮が必要な高齢者等が利用する施設のため、以下の 2 つの図面には表示していません。



■洪水・内水氾濫に対応する避難所等の徒歩圏域の状況

出典：町ホームページ（R7 年 6 月時点）



■土砂災害に対応する避難所等の徒歩圏域の状況

出典：町ホームページ（R7 年 6 月時点）

■避難所・避難場所一覧

区分	No.	施設名	対象とする災害の種類				備考
			洪水 内水氾濫	土砂災害	地震	大規模な 火災	収容人数/ 受け入れ人数(人)
避難所兼避難場所	1	東小学校体育館	×	○	○	○	290
	2	勤労福祉会館	○	○	○	○	170
	3	中学校体育館	×	○	○	○	330
	4	波佐見町体育センター	×	○	○	○	430
	5	波佐見町総合文化会館	×	○	○	○	270
	6	中央小学校体育館	×	○	○	○	280
	7	南小学校体育館	○	○	○	○	280
	8	農村環境改善センター	○	○	○	○	190
	9	波佐見高校体育館	×	○	○	○	290
避難場所	10	東小学校グラウンド	×	○	○	○	
	11	甲辰園グラウンド	○	○	○	○	
	12	中学校グラウンド	×	○	○	○	
	13	中央小学校グラウンド	×	○	○	○	
	14	中央グラウンド	○	○	○	○	
	15	波佐見中央浄化センター	×	○	○	○	
	16	村木郷グラウンド	○	○	○	○	
	17	稗木場郷グラウンド	○	○	○	○	
	18	田ノ頭郷グラウンド	○	○	○	○	
	19	鴻ノ巣グラウンド	○	○	○	○	
	20	南小学校グラウンド	×	○	○	○	
	21	農村環境改善センター前庭	×	○	○	○	
	22	波佐見高校グラウンド	×	○	○	○	
	23	甲長野郷グラウンド	○	○	○	○	
	24	志折郷グラウンド	○	○	○	○	
	25	平野郷グラウンド	○	○	○	○	
	26	やきもの公園セラミック広場	○	○	○	○	
避難所	27	中尾山交流館	○	×	○	○	40
	28	三股郷公民館	○	×	○	○	20
	29	永尾構造改善センター	×	×	○	○	60
	30	旧東小学校永尾分校	×	×	○	○	30
	31	小樽構造改善センター	○	×	○	○	40
	32	野々川郷公民館	○	×	○	○	90
	33	内海産業会館	○	×	○	○	120
	34	井石郷公民館	○	×	○	○	70
	35	鬼木構造改善センター	○	×	○	○	40
	36	金屋ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	○	×	○	○	50
	37	折敷瀬集落センター	○	○	○	○	90
	38	宿ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	×	○	○	○	60
	39	村木郷公民館	○	○	○	○	60
	40	皿山郷公民館	○	×	○	○	40
	41	稗木場郷公民館	○	○	○	○	60
	42	田ノ頭郷公民館	○	○	○	○	30
	43	川内郷公民館	○	×	○	○	40
	44	岳辺田郷公民館	○	×	○	○	30
	45	甲長野郷公民館	○	○	○	○	50
	46	乙長野郷公民館	○	○	○	○	50
	47	協和郷公民館	○	○	○	○	50
	48	志折郷公民館	○	×	○	○	50
	49	平野郷公民館	○	○	○	○	20
福祉避難所	50	デイサービスいきいき	×	○	○	○	10
	51	特別養護老人ホーム はさみ荘(ショートステイ)	○	×	○	○	10
	52	デイサービスセンターはさみ園	○	×	○	○	40
	53	デイサービスセンター 銀のらくだ	○	×	○	○	30
	54	(株)寿就労支援センター	○	○	○	○	10
	55	生活支援センターそら	×	○	○	○	10

第３章　まちづくりの基本理念と将来都市像

1. まちづくりの課題

本町の都市計画及びまちづくりにおける課題について、分野別の現況やアンケート調査及び現行計画の評価結果等により整理を行いました。

① 人口

・県道沿いに人口が集まっており、ゆるやかに人口減少と、少子高齢化が進んでいる。
・価値観やライフスタイルの多様化により、地域コミュニティの維持が困難になってきている。
・第1次、2次産業の就業人口が減少しており、農業や窯業の担い手不足や、高齢化が見られる。就業者の確保や観光資源等の有効活用による産業活性化が求められる。
・人口減少により、税収の低下や空家の増加が予想される。

② 土地利用・市街地整備

・県内有数の水田が広がっているが、中山間地などでは耕作放棄地が増加しており、本町全体の耕地面積、米・麦の収穫量が減少している。
・幹線道路周辺の農地が住宅地へと変化し、市街地の拡散と低密度化が進んでいる。
・空家や空き地の活用や適切な管理が求められている（アンケート）。
・徒歩などで移動できる一定の範囲で、店舗、病院、公共施設等の集約や維持を図ることが求められている（アンケート）。

③ 道路・交通

・高速インターチェンジが本町北部にあり、自動車の広域交通ネットワークはあるが、鉄道駅やバスターミナルはなく、公共交通ネットワークの利便性が低い。公共交通の維持や利便性の向上が求められている（アンケート）。
・狭あい道路の拡幅や通学路の歩道整備が求められている（アンケート）。
・防犯灯や街灯の充実が求められている（アンケート）。
・災害時に安全に避難できる道路や緊急物資を輸送できる主要な道路の整備が求められている（アンケート）。
・県道沿いに新たな飲食店等が立地し、観光客や住民が訪れているが、自道車によるアクセスが中心である。

④ 公園・下水道・河川・公共施設

・インフラ施設の老朽化の進行及び維持管理費用の増大を踏まえ、中長期的な視点から計画的な維持管理が求められる（公共施設等総合管理計画）。

⑤ 景観

・太陽光発電施設の整備や住宅開発などにより、山林や農地等の自然環境が減少。

・波佐見町特有の景観（窯元の煙突や生地の乾燥風景、田園風景等）の形成や保全すべきものについて整理が必要（現行計画の評価）。

⑥ 防災

・盆地の周りを山々に囲まれており、集中豪雨や台風等により、急傾斜地などで度々災害が起きている。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、町内全域に分布している。
・浸水想定区域（想定最大規模）は川棚川とその支川に広がっており、家屋倒壊等氾濫想定区域が川棚川に沿って広がっている。
・建物の不燃化、密集地の安全性の向上について、検討が求められる（現行計画の評価）。

2. まちづくりの基本理念

本町が目指すまちづくりの基本理念は、上位計画である総合計画、都市計画区域マスタープランを踏まえ、以下の通りとします。

第 6 次波佐見町総合計画（令和 5 年 3 月）

基本構想

将来像

「創る　つなげる　超えていく」
～暮らしと絆を大切にするまち～

波佐見都市計画区域マスタープラン（平成 27 年 12 月 15 日）

都市づくりの基本理念

- 「波佐見焼」を活かした活力あふれる都市づくり
- 都市的な生活利便性が高く、快適に定住できる都市づくり
- 「豊かな緑と水」を守り、田園風景と調和した都市づくり

■まちづくりの基本理念

人口減少や少子高齢化の進行により、集落の活気が徐々に失われつつあるなか、「波佐見焼」や良好な景観、豊かな農地や自然環境などの本町の資源を活かして、地域や自治会の活性化を図り、誰もが安全で安心なゆとりある暮らしを送れる、絆を大切にしたまちづくりを進めます。

まちづくりの目標①

- 安全で安心な暮らしを大切にするまちづくりをめざす

まちづくりの目標②

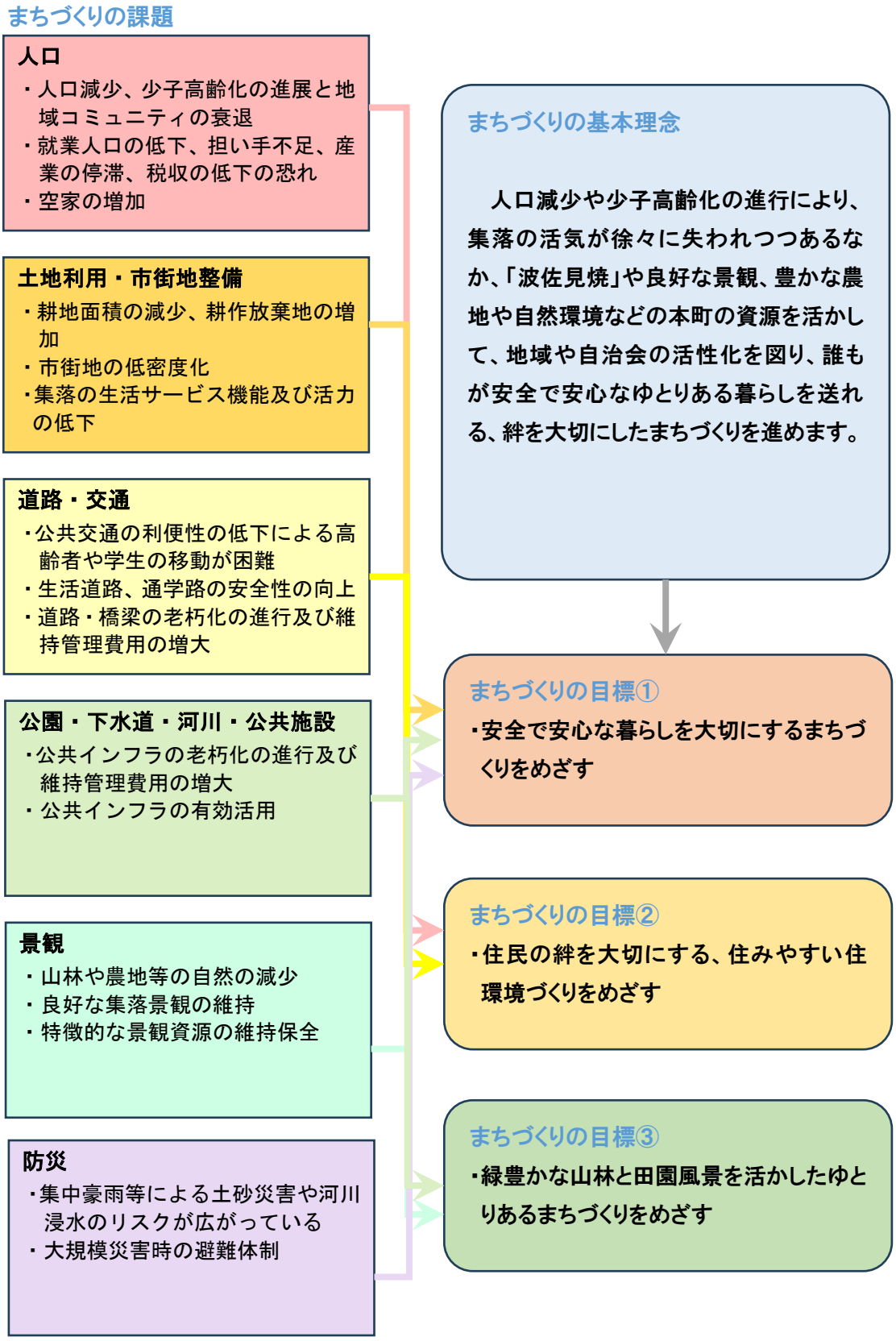
- 住民の絆を大切にする、住みやすい住環境づくりをめざす

まちづくりの目標③

- 緑豊かな山林と田園風景を活かしたゆとりあるまちづくりをめざす

3. 将来都市像

本町の「まちづくりの課題」、「まちづくりの基本理念」及び「まちづくりの目標」を踏まえ、将来都市像は、町民及び「波佐見焼」や本町の魅力を活かした住みやすい「陶農（とうのう）の里」を目指します。



■将来都市像

人と暮らしのデザインがつながる　陶農（とうのう）の里　波佐見

人口

多世代が元気に暮らし、地域の絆を維持した、コンパクトな陶農のまちづくり

陶農の歴史が育んだ「暮らしのデザイン」を将来に紡ぎながら、変化を許容し発展するまちづくり

土地利用・市街地整備

利便性が高く活気と拠点性のある中心市街地の形成と、ゆとりある良好な住宅地形成に向けた、秩序ある土地利用の誘導

窯業・農業・観光等の多様な産業が連携した元気なまちづくり

道路・交通

安全性と利便性を兼ね備えた道路整備と、交通弱者に配慮した地域公共交通のネットワークづくり

公園・下水道・河川・公共施設

農地や山林の緑の保全と、利用しやすい公園や河川、公共施設を維持したまちづくり

景観

自然や歴史ある文化財等の資源を活かした、波佐見らしい良好な景観づくり

防災

大規模災害時に安全に避難できる体制や拠点が整った災害に強いまちづくり

■将来都市構造図

6 つの特色ある拠点と、役場周辺を中心に「拠点市街地」、その周辺に広がる「住宅市街地」を、交通軸によるネットワークを基本とした都市構造により、利便性の高い持続可能な都市構造を目指します。

【拠点】

中心拠点：役場や総合文化会館、体育センター等の公共施設やスーパー等の商業施設が集まり、生活サービスを提供する中心的な拠点とし、利便性の向上や維持を図る

工業拠点：精密機器・機械製造の大規模工場と波佐見町営工業団地を、波佐見有田インターチェンジに近接した交通利便性を活かした工業振興を図る拠点とし、周辺の環境と調和しながら維持を図る

観光拠点：都市計画公園であるやきもの公園と陶芸の館観光交流センター、西ノ原地区の文化財を活用した商業施設を、波佐見焼や本町の魅力を発信する観光拠点として、利便性の向上や維持を図る

景観拠点：国の重要文化的景観に選定された中尾郷と鬼木郷の窯業集落と農業集落、棚田の景観を活用・保全するための景観拠点として、整備と維持を図る

地域交流拠点：下波佐見村の役場があった南地区や波佐見温泉、観光施設等と都市計画公園を、にぎわいや交流を形成する拠点として、整備と維持を図る

地域生活拠点：都市計画区域外の生活拠点及び、重要文化的景観のガイダンス拠点として、整備と維持を図る

【市街地】

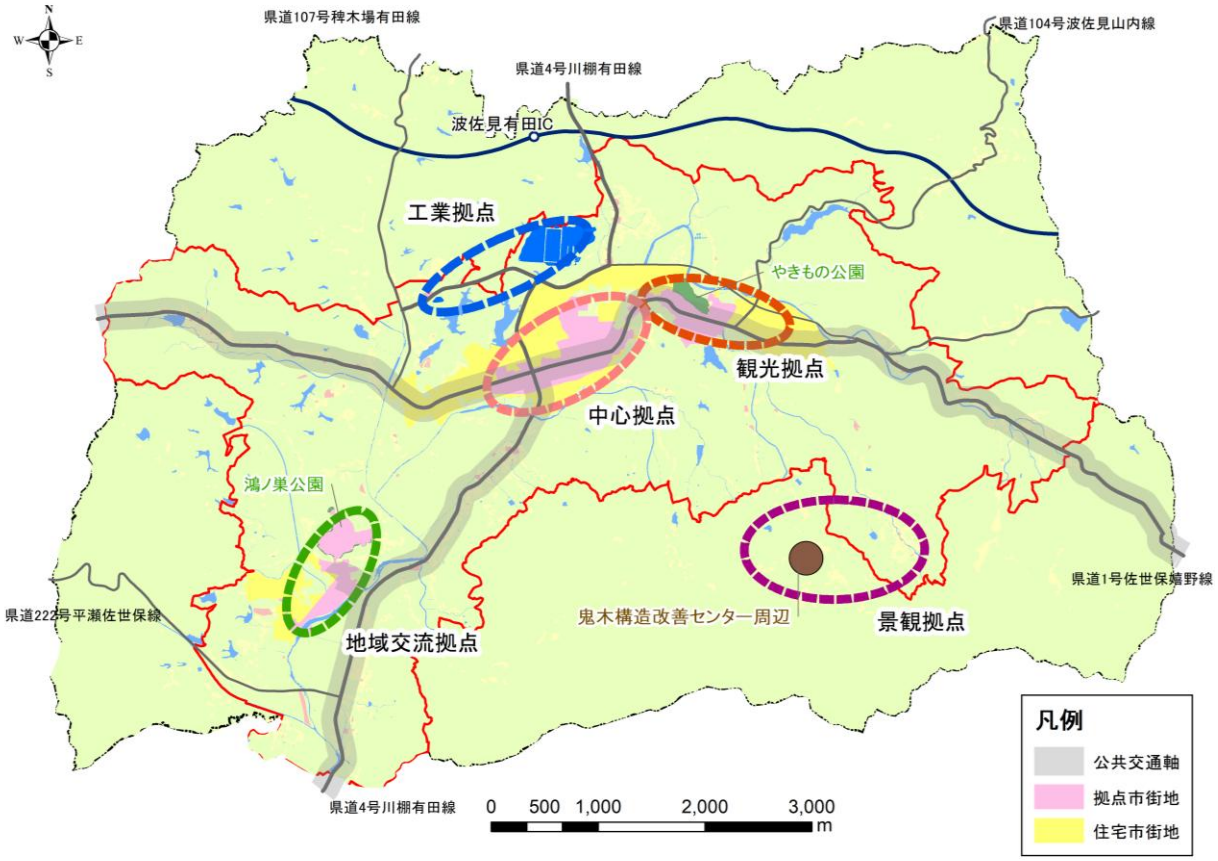
拠点市街地：本町の中心的な商業や行政サービス、業務、観光の拠点として、にぎわいと活気のある市街地を形成する

住宅市街地：拠点市街地の周辺に安全で便利な生活を送る居住地として住宅市街地を形成し、居住を促進する

【軸】

公共交通軸：路線バスやかわたな・はさみタウンバスなどの公共交通機関によって、町内の主要な拠点や周辺自治体をつなぎ、公共交通ネットワークを形成する

交通軸：本町の主要幹線道路として、道路・交通サービスの骨格を形成する



■将来都市構造図

区分	凡例	位置づけ
中心拠点		役場周辺の生活サービス施設が集積する地区
工業拠点		波佐見テクノパーク、波佐見町営工業団地
観光拠点		西ノ原地区、やきもの公園
景観拠点		波佐見中尾皿山と鬼木棚田の重要文化的景観区域
地域交流拠点		南地区、鴻ノ巣公園
地域生活拠点		鬼木構造改善センター周辺
拠点市街地		役場周辺等の中心的な商業・業務・観光地
住宅市街地		拠点市街地を取り囲む、一定の人口密度を維持する住宅地
公共交通軸		町内の主要な拠点や周辺自治体をつなぐ公共交通ネットワーク
交通軸		主要幹線道路

第 4 章　全体構想

全体構想は、波佐見町の将来都市像の実現に向けて、まちづくりの各分野における整備や保全等の方針を定めるものです。

分野ごとの基本方針及び整備等の方針を以下に示します。

1. 土地利用・市街地整備の方針

本町は、町を取り囲む山林を除いた地域に都市計画区域が指定されています。町内全体の土地利用を以下のように区分し、町民の生活や産業の基盤として良好な土地利用を形成します。

基本方針として、住宅地と工業地は混在しないものとしますが、これまで、窯業を基本とした職住近接のライフスタイルが受け継がれてきており、窯業等の工場は身近な存在として、住宅との混在を調整し、効率的で安全な土地利用及び窯業等の波佐見焼の振興に資する土地利用を促進します。

土地の開発にあたっては、「波佐見町開発事業指導要綱」に基づき、無秩序な開発を防止し、開発行為を適正に誘導し、良好な生活環境の確保を行います。

(1)市街地

○拠点市街地

宿場があった宿郷を中心として、役場等の公共施設、商業施設が集積し、幹線道路である(都市計画道路)波佐見中央線の沿道とその周辺に市街地を形成しています。

今後も町民の生活を支える様々な都市機能を維持した、利便性の高い拠点市街地を形成し、町民が集い楽しめる場所や、利便性を感じる魅力ある中心拠点づくりを目指します。

下波佐見村の役場があった南地区周辺には、波佐見温泉や社会福祉協議会、波佐見高校、医療施設等があり、地域住民や観光客が利用する施設が集まり市街地を形成しており、地域のにぎわいと活気のある地域交流拠点づくりを目指します。

○住宅市街地

幹線道路周辺の農地が徐々に住宅地へと変化しており、市街地の低密度化と、人口密度の低下が見られますが、立地適正化計画の策定により、まちの都市活動を支える一定の人口密度を維持した住宅地の維持と、生活利便性の確保を図ります。

拠点市街地の周辺に広がる田園地域を背景に、ゆとりある住宅地として戸建てを中心とした良好な住宅市街地を形成します。

○工業地

波佐見テクノパークでは、精密機器・機械製造の大規模工場が 2010 年に操業を開始し、本町の製造業の主力を担っており、隣接する波佐見町営工業団地と併せて、波佐見テクノパーク周辺を工業地として位置づけ、西九州自動車道の波佐見有田インターチェンジの広域交通ネットワークを活かし、工業拠点としての土地利用を促進します。

その他の工業地については、本町の産業を支える重要な土地利用として、周辺の住環境や農地・山林等の自然環境との調和を図りながら産業振興を推進するとともに、開発許可制度の適切な運用による秩序ある土地利用を誘導します。

〇集落地

窯業や農業の集落地は、それぞれ特有の歴史を感じる景観を保全し、ゆとりある暮らしが継続できるよう、住環境の保全を行います。

空家や空き工場、空き店舗、空き地の適正な管理を所有者に促しながら、有効活用すべき空家や土地については所有者に向けて賑わいと活気が生まれるような利活用について支援等を検討します。

（2）農地

農業従事者の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増加や農地の分散が見られますが、農地所有者の意向把握や助言・指導を実施し、権利移動の促進や、農地の利用調整を行い農地の集約や農業新規参入者への支援等により、耕作放棄地の発生抑制に努めます。

平野部の川棚川沿いにある圃場整備された田んぼは、県下を代表する穀倉地帯を形成しています。将来にわたる効率的な農業経営のため、農地の保全と適切な整備を行います。

斜面に広がる棚田や茶畑は、美しい田園風景が見られるところも多く、農業振興地域整備計画や地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）等に基づき、農地の集約や鳥獣害対策等の農業支援により、今後も農地として維持保全と景観の保全に努めます。

（3）山林

本町を取り囲む山林は、生物多様性の保全や、水源涵養、心身のリフレッシュやレクリエーション機能などがあります。保安林や地域森林計画対象民有林等の、守るべき区域について維持保全を進めます。

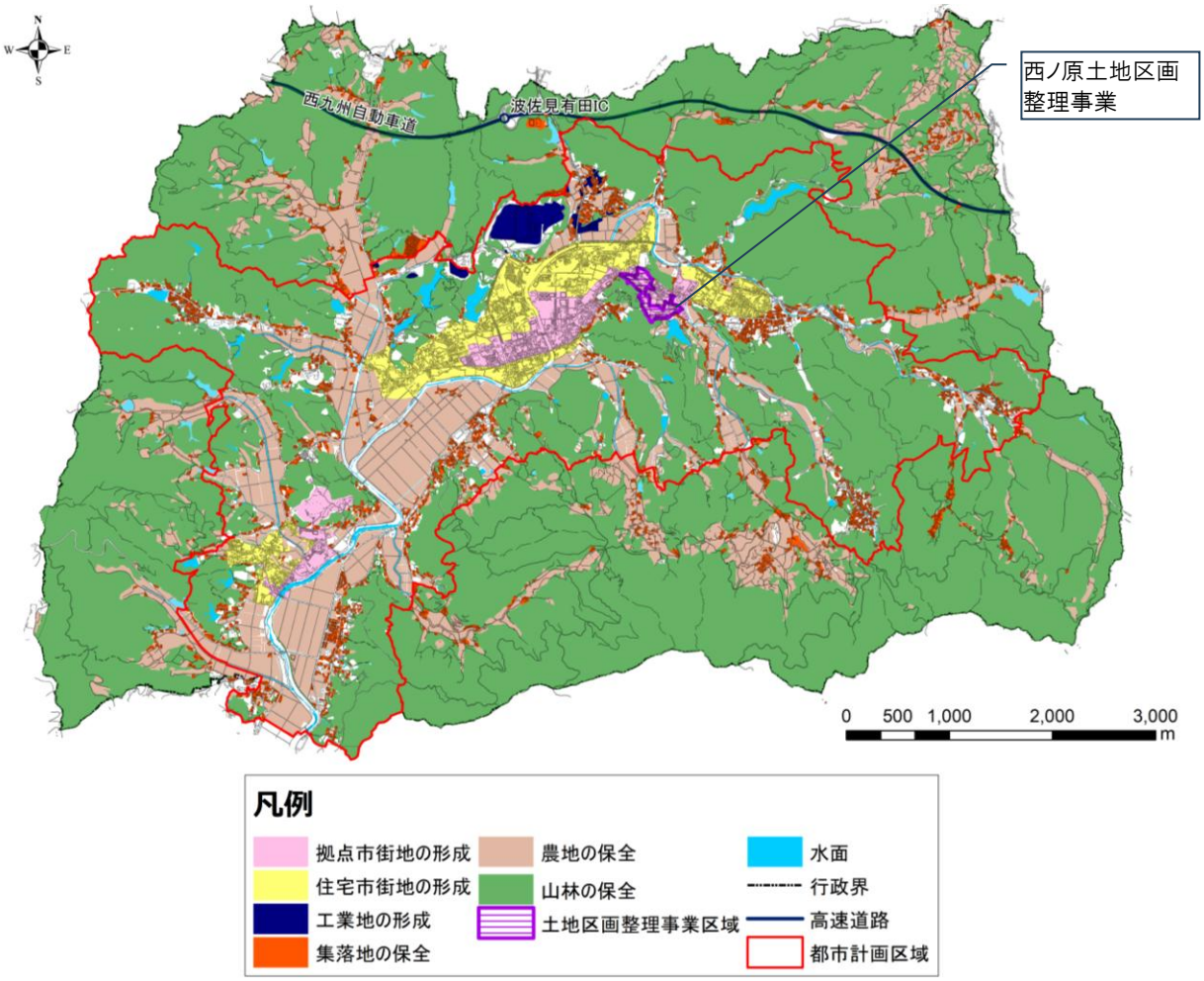
豊かな自然環境を保全し、自然を感じられる憩いの場所としての利活用の誘導や、集中豪雨などの災害時には土砂災害を軽減する防災機能の強化に向けて、山林の適切な間伐や維持管理を誘導します。

（4）市街地整備等の地区まちづくり

西ノ原地区においては、無秩序な市街化の進行を防止し、健全なまちづくりを進めることを目的とした土地区画整理事業を実施し、道路や下水道等の良質な都市基盤整備を行うことにより計画的な市街地形成を図ります。

本町の基幹産業である窯業は村木に始まり、山間の狭い谷間の河川の推力を活用し、四皿山（皿山、永尾、三股、中尾）にて営まれてきました。分業体制による生産により、「型屋」、「生地屋」、「窯元」などの窯業関連工場が町内一帯に立地しており、町民の生活に根付いた中小企業が数多くあります。これらの操業環境を維持保全しながら、住宅地、集落地と調和のとれたまちづくりを進めるため、地区計画や防火に関する検討など、住民の要望等を踏まえた地区まちづくりを検討します。

■土地利用方針図


西九州自動車道
波佐見有田IC
西ノ原土地区画整理事業
0 500 1,000 2,000 3,000 m
凡例
拠点市街地の形成
住宅市街地の形成
工業地の形成
集落地の保全
農地の保全
山林の保全
土地区画整理事業区域
水面
行政界
高速道路
都市計画区域

2. 道路・交通の方針

道路は、都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動のために必要なインフラ施設です。

道路は、以下のような機能により区分し、道路ネットワークにより町民の生活や産業を支えるために、整備の推進及び維持管理による長寿命化を行います。

(1)広域幹線道路(自動車専用道路)

本町と佐世保市、武雄市、福岡市を結ぶ西九州自動車道を、広域ネットワークを形成する広域幹線道路として位置づけ、物流や観光、生活の広域的な交流や、災害時、緊急医療の根幹的な交通軸として、町民や事業者、観光客のアクセス性の向上を図ります。

(2)主要幹線道路(幹線街路等)

主要幹線道路は、周辺の都市間や、町内の地域間を結ぶ重要な道路であり、災害時には緊急輸送道路として機能する道路でもあるため、ネットワークの維持向上を図ります。

なお、緊急輸送道路として位置づけられた道路については、道路整備を行う際には、無電柱化の推進または検討を行います。

また、子どもや高齢者等が安全に通行できるよう、バリアフリーの通行環境整備を行います。

① 主要幹線街路等

周辺都市の拠点間をつなぎ、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の枢要な地域間相互の交通を集約して処理できるよう適切に配置されるもので、高い走行機能と交通処理機能を有し、都市構造に対応したネットワークを形成します。

- (都市計画道路)波佐見中央線等の主要幹線街路は、本町の中心市街地を横断し、町民にとって重要な生活サービス施設が沿道に立地する道路であるため、通学時等に安全に通行できる歩道の整備等について早期の整備完了を促進及び県へ働きかけます。
- (都市計画道路)横枕岩峠線は、西九州自動車道の波佐見有田インターチェンジと市街地を円滑なアクセスを担う道路であり、道路の利便性の強化を図ります。
- (都市計画道路)風ノ木飛瀬線は、住民の日常生活の利便性向上に必要な道路であるため、沿道利用に配慮した生活密着型の幹線道路として維持管理を行います。
- (都市計画道路)波佐見縦貫線の維持管理を推進します。

② 都市幹線街路等

町内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理することができるよう適切に配置するもので、特に市街地内においては、主要幹線街路、都市幹線街路等で囲まれた区域内から通過交通を排除し良好な環境を保全するよう適切に配置を行います。

- 集落間を結ぶ幹線道路を適切に維持管理します。

③ 補助幹線街路

主要幹線街路又は都市幹線街路で囲まれた区域内において、発生又は集中する交通を集約し適正に処理することができるよう、また区域内において良好な都市環境を実現するため区域内を通過する自動車交通の進入を誘導しないよう配置を行います。

(3)生活道路

町内の身近な生活道路は、丘陵地などの地形や、農道、林道として使われてきた経緯などから、狭あい道路が多く見られます。歩行者や自転車の通行時の安全性の向上に向けて、優先度を考慮しながら必要な整備を行います。

・「波佐見町通学路交通安全プログラム」を策定し、子どもたちが安心して歩ける環境整備を重点的に進めます。
・庁舎周辺の町道など、通勤・通学者が多いエリアでの歩道拡幅を行います。
・歩道の整備が難しい幅員の狭い道路では、カラー舗装(グリーンベルト)を行い、歩行者の安全対策を行います。
・老朽化する道路施設(橋梁)については従来の事後保全型の修繕及び架替えから予防保全型の修繕を行い、橋梁の長寿命化を目指します。

(4)公共交通

町民の移動手段として、自動車が中心となっていますが、交通弱者の大切な移動手段である、路線バス「佐世保・嬉野線」や、「かわたな・はさみタウンバス」、予約制乗合交通「チョイソコのんなっせ号」などの運行上の課題に取り組み、交通利便性の向上を図ります。

また、公共交通の利用状況を把握し、町民の生活利便性の向上に向けた、公共交通のあり方について検討します。

・バス

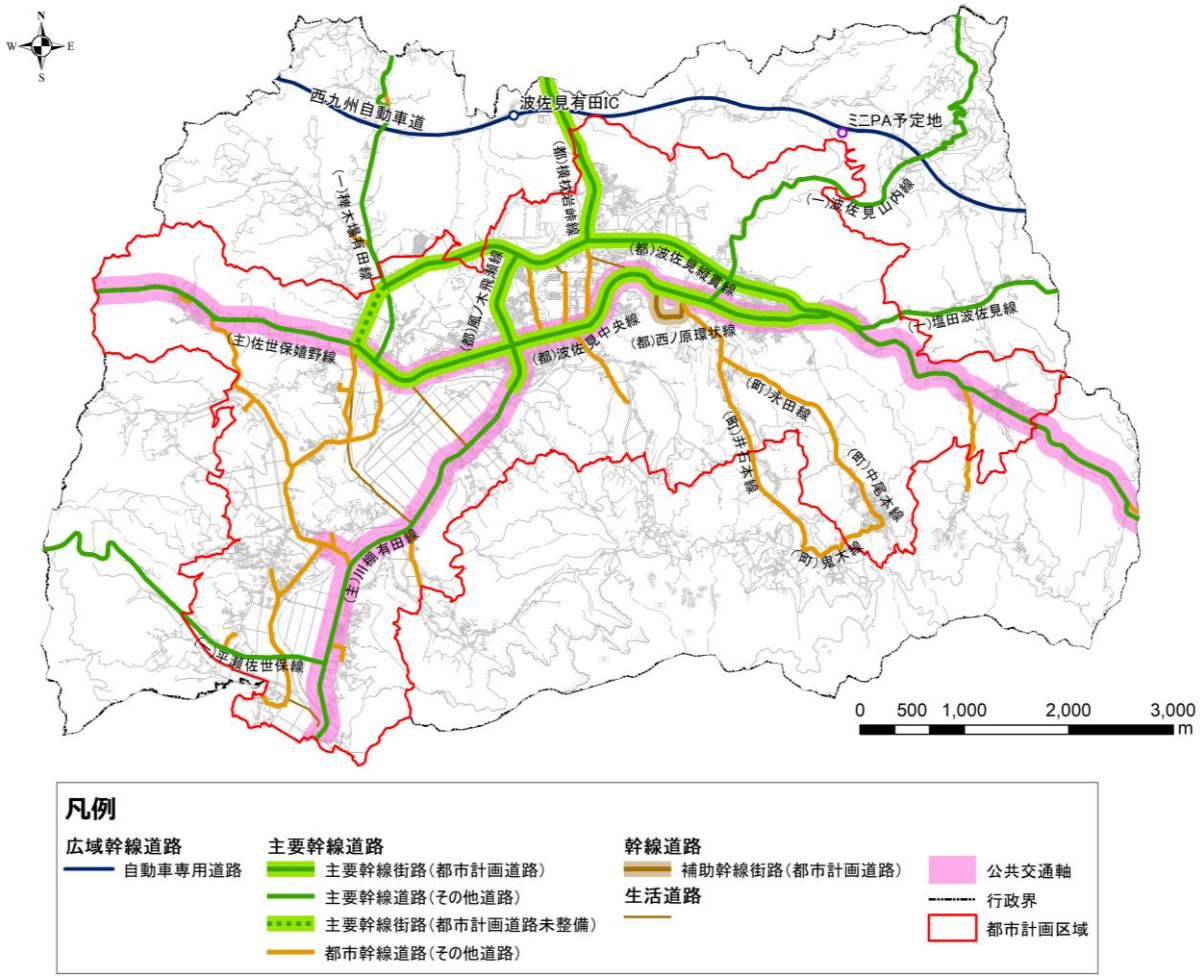
待ち空間(モビリティハブ)の整備等により快適な待合環境づくりを行います。

・路線バスや予約制乗合交通の接続を強化し、利便性の向上を図ります。
・川棚駅や有田駅、佐世保駅、早岐駅、嬉野温泉駅、西九州自動車道の高速バス等への広域的な公共交通拠点とのアクセスの確保を行い交流人口の拡大を進めます。

区分	都市計画道路			その他道路	役割
広域幹線道路	自動車専用道路		-	西九州自動車道 武雄佐世保道路	広域ネットワークを形成する幹線道路
主要幹線道路	幹線街路	主要幹線街路	(都)波佐見中央線	(主)佐世保嬉野線	日常生活の利便性向上に資する広域道路
			(都)横枕岩峠線 (都)風ノ木飛瀬線	(主)川棚有田線	
			(都)波佐見縦貫線		
			-	(一)塩田波佐見線 (一)平瀬佐世保線 (一)波佐見山内線 (一)稗木場有田線	
		都市幹線街路	-	(町)中尾本線 (町)鬼木線 (町)永田線 (町)井石本線 (町)皿山長野線 (町)金屋本線 (町)鹿山飛瀬線　等	地域形成型の広域道路
幹線道路		補助幹線街路	(都)西ノ原環状線		生活密着型の幹線道路
生活道路	区画街路		-	その他町道	

緑:第１次緊急輸送道路(長崎県)
青:第２次緊急輸送道路(長崎県)・・・一部指定を含む
茶:第３次緊急輸送道路(町道等)
主要幹線道路:(主)佐世保嬉野線(まちづくり連携砂防事業実施のため位置づける)
※(都):都市計画道路、(主):主要地方道、(一):一般県道、(町):町道

■ 道路交通の方針図



凡例

広域幹線道路
- 自動車専用道路

主要幹線道路
- 主要幹線街路(都市計画道路)
- 主要幹線道路(その他道路)
- 主要幹線街路(都市計画道路未整備)
- 都市幹線道路(その他道路)

幹線道路
- 補助幹線街路(都市計画道路)

生活道路

- 公共交通軸
- 行政界
- 都市計画区域

3. 下水道・公共施設の方針

本町は、適切な雨水処理や生活排水・工場排水の衛生的な処理及び海や河川の公共用水域の水質保全を図るため、計画的、効率的に公共下水道整備を推進し、都市環境や住環境の向上と、市街地への浸水を防ぎます。

公共施設については、町民の利便性や利用状況、施設の状況を踏まえての適正な配置検討や、維持管理を行います。

(1)下水道

本町は、生活環境の改善と海や河川の水質汚濁防止のため、国・県の補助を受け、下水道事業と浄化槽設置整備事業に取り組んでいます。 それぞれの特徴を生かしながら区域を定め、効率的な整備を目指します。

・下水道事業:人口密集地域で、より多くの家屋が接続でき、集中して維持管理ができる
・浄化槽設置整備事業:個別に処理するため地域の条件に応じた整備ができる

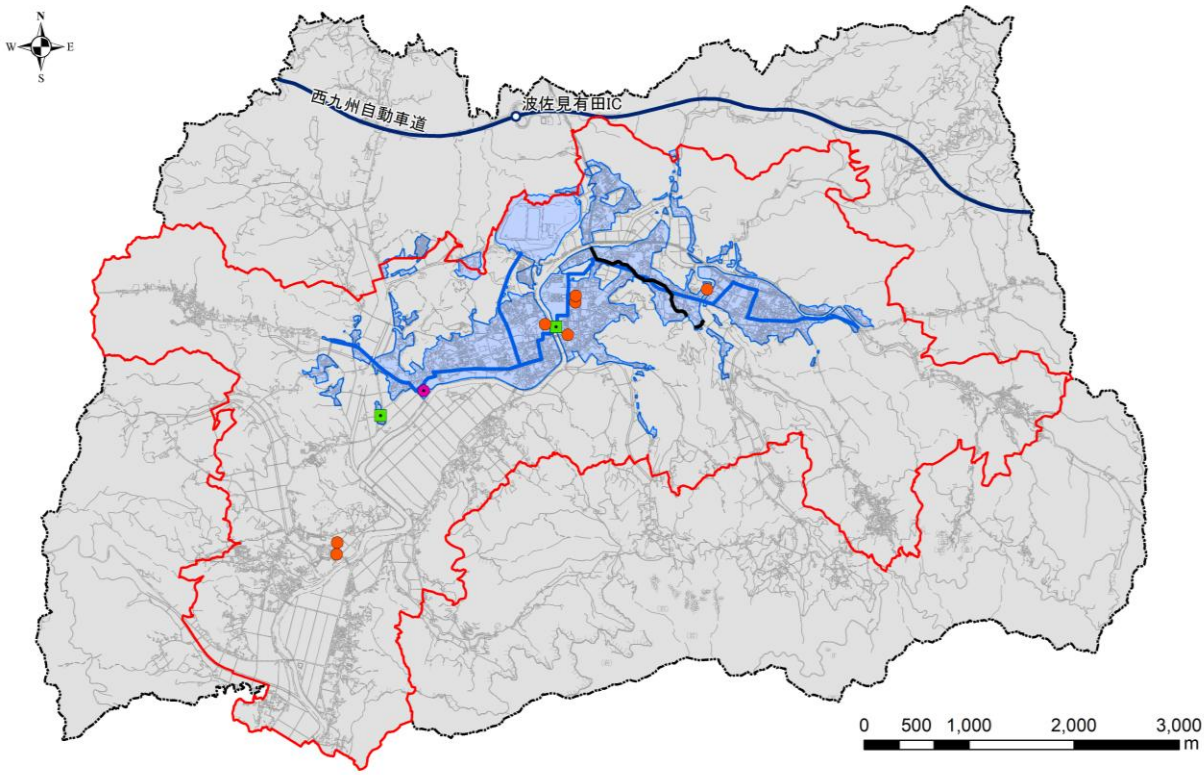
(2)公共施設

公共施設等総合管理計画に基づき、限られた財源と人口減少に対応するため、一つの建物に複数の機能を持たせる「複合化」や、施設の長寿命化に取り組み、利用者の利便性を高めると同時に、維持管理コストを削減します。

既存施設については、経年変化等に対する適切な措置を計画的に行い、長期的な視点から、施設の適切な維持管理に努めます。

公共施設の空き状況の確認や予約等が 24 時間可能となる、予約システムの運用を行い、公共施設の有効活用により、生活利便性の向上や、健康増進による健康的な生活を支援します。

■ 下水道・公共施設の方針図



凡例

下水道認可区域	処理場	行政界	
浄化槽処理促進区域	ポンプ場	高速道路	
都市下水路	公共施設	都市計画区域	
幹線			

※公共施設は、主要な施設を掲載しています

4. みどり・景観まちづくりの方針

本町は、日本の棚田百選に選ばれた「鬼木棚田」等の四季折々の表情が見られる美しい棚田や山林に囲まれた、400 年の歴史と伝統を誇る「やきものの町」として、由緒ある歴史的資源や、人々が育んできた文化的景観など、豊かな景観資産に恵まれており、これからも将来に伝えていくために、保全と活用を行います。

(1)公園、緑地

公園や山林は、町民のレクリエーション活動の場であるとともに、生活に潤いやリラクゼーションの効果を与え、動植物の生息環境としても重要であることから、将来にわたって適切に保全を行います。

・都市計画区域内の都市公園の住民一人当たりの公園面積の標準面積は、10 ㎡以上です。本町の町民一人当たりの全公園面積は、およそ 15.5 ㎡／人となっており、標準を満たしています。

・町内にある公園は、子どもから大人まで多世代が安全で快適に利用できるよう、それぞれの役割に合った公園施設の適切な維持管理を行います。

・市街地内の樹林地もしくは樹木が豊富な地区や水辺のうち、良好な自然環境を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市環境の形成を図ります。

・市街地等の潤いある空間づくりに向けて、開発指導要綱や景観計画による届出制度の活用により、敷地や建物の緑化を推進し、緑豊かな生活環境づくりを進めます。

表 都市計画公園等の一覧

区分		名称	役割	方針
都市計画公園	総合公園	やきもの公園 (7.4ha)	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする公園	【観光拠点】 波佐見陶器まつりの会場として、やきものを通じた観光の拠点を形成する
	地区公園	鴻ノ巣公園 (11.7ha)	主として徒歩圏内に居住する人の利用を目的とする公園	【地域交流拠点】 住民や観光客が自然にふれ親しむ憩いの場として施設の維持充実を図る
その他の公園	児童遊園 (0.2ha)	西ノ原児童遊園	児童に健全な遊びを通じて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設	児童が安全に遊べるように適切な維持管理を行う
		福田清人児童遊園		
		寺ノ下児童遊園		
	農村公園 (1.6ha)	鬼木農村公園	農業集落における憩いの場として整備された公園、広場	憩いの場として安全に利用できるように適切な維持管理を行う
		志折農村公園		
		川内農村公園		
		岳辺田農村公園		
		平野農村公園		
		甲長野農村公園		
		金屋農村公園		
		田ノ頭農村公園		

	農村広場 （0.8ha）	中ノ原農村広場		
		折湯農村広場		

※町管理の公園を対象とする（河川公園は除く）

（2）河川、ため池

河川の整備を行うにあたって、各々の水系において、河川管理者が定める河川整備基本方針及び河川管理者が定める「河川整備計画」に基づき、都市における安全性・快適性の向上を図ります。

河川の環境保全と、水辺環境の利活用を図りつつ、大規模洪水発生等の災害リスクについての町民への周知活動などを実施し、自然環境との共生を図ります。

ため池は農業用の水源として整備された人工池ですが、自然災害により決壊した場合、下流の住宅や公共施設等に甚大な被害を及ぼす可能性があるため、防災重点ため池を選定して「ため池ハザードマップ」を作成し、緊急時の迅速な状況把握や避難行動に向けて、町民への意識啓発を行います。

（3）景観

本町は、窯業と農業の長い歴史とともにはぐくまれてきた「陶農の里」としての特徴的な景観がみられ、現代の暮らしと共存を図り、“窯業”や“農業”とその背後にある“営み”を未来につなぐことが必要です。

波佐見町全域においては、景観法に基づき、波佐見らしい優れた景観を守り育てていくために、景観条例及び景観計画により、良好な景観の保全と形成を推進します。

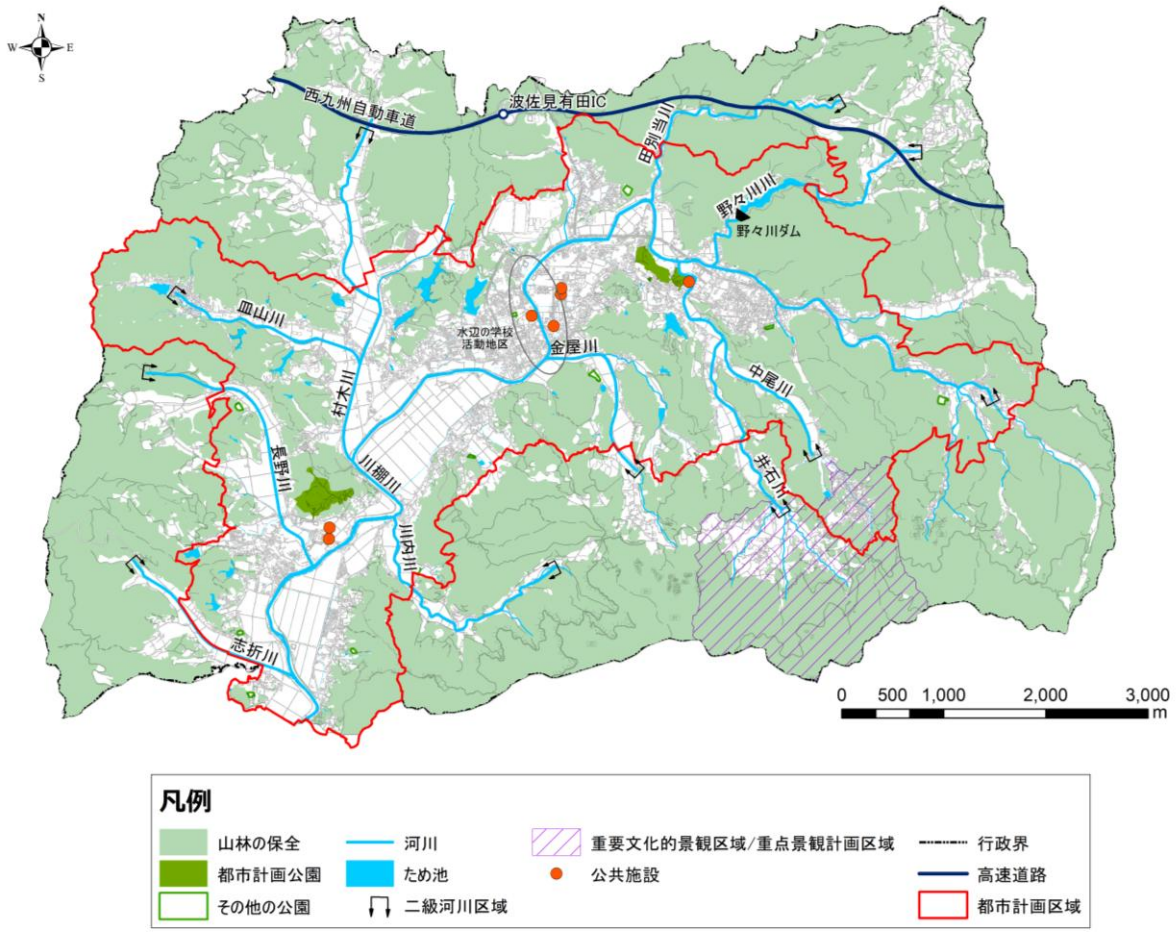
景観に大きな影響を与える可能性の高い大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には、景観形成方針と行為の制限（色彩、高さ等）に合致したものとすることにより、田園景観を守ります。

・波佐見焼の歴史を語る上で欠かせない中尾上登窯跡をはじめとする史跡や展望スポットは、観光振興や、町民の学びやレクリエーションの場として、周知や必要な施設整備を検討します。
・緩やかな傾斜地に石積みの棚田が扇形に広がる鬼木棚田は、四季折々に美しい景観を見せ、訪れる人の心を和ませており、棚田や石積み、山林の保全とそれを支える集落の維持に向けて、観光振興や集落活性化に向けた仕組みづくりについて検討します。
・中尾郷の窯業集落と、鬼木郷の農業集落は、お互いに支えあいながら窯業と農業を継続し、その生活と生業により、文化的景観を形成して今に至っています。この特徴的な営みの景観は、国の重要文化的景観として選定され、本町の資産として重点景観計画及び重要文化的景観保存活用計画により良好な景観を保全・形成と活用を行い、窯業と農業の活性化につなげます。
・太陽光発電施設の整備に際しては、周辺の景観や自然環境への影響を最小限とするよう、必要な指導を実施します。

【景観に関する主な出来事】

平成 24 年 4 月	「景観行政団体」となる
平成 27 年 3 月	「波佐見町景観計画」策定
平成 27 年 4 月 1 日	景観条例施行
平成 28 年 4 月 1 日	景観計画　届出開始
平成 29 年 9 月	第 23 回全国棚田(千枚田)サミット　開催
令和 8 年 1 月 1 日	重点景観条例施行
令和 8 年 2 月 17 日	重要文化的景観「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」選定
令和 8 年 3 月 6 日	重点景観計画(陶郷中尾と鬼木棚田)策定
令和 8 年 4 月 1 日	重点景観条例に基づく重点景観計画(陶郷中尾と鬼木棚田)届出開始

■ みどり･景観まちづくりの方針図



5. 防災まちづくりの方針

「波佐見町立地適正化計画」で定める防災指針や、「波佐見町国土強靭化計画」、「波佐見町地域防災計画」等の関連計画と連携を図り、災害リスクの低減に向けた様々な取組により、安全で安心なまちづくりを行います。

(1)耐震化、不燃化

近年、全国的に大規模な地震や山林火災、工場火災等が発生しており、町民の生命や財産、歴史・文化を守るため、市街地や密集木造住宅地等の住宅や工場の延焼を防ぐ建物の不燃化を促進します。

・本町は窯業に関する工場や、一部密集市街地などがあることから、不燃化対策について必要に応じて検討を行います。

・大規模災害時に、本町の防災拠点への緊急物資を輸送する緊急輸送道路の沿道にある建築物の耐震化を促進し、耐震化率の向上を図ります。

・主要幹線道路沿道において、開発事業等における無電柱化の推進を行います。

(2)洪水、土砂災害

洪水や土砂災害についても、近年、全国的に大規模な被害が発生しており、町民の安全・安心な暮らしを守るため、関係機関への砂防施設整備の働きかけや、自主防災組織を中心とした避難体制の構築、維持、強化を支援します。

・緊急輸送道路や避難路の沿道の土砂災害リスクが高い地区について、大規模災害時に安全な物資の輸送や避難が可能となるための砂防事業等の推進を行い、町内全体や各地域の防災性の向上を図ります。

・緊急輸送道路及び避難路について、災害時に安全に通行できるような適切な維持管理の推進と、安全パトロールを実施します。

(3)地域・事業者の取組による防災力の向上

地域や事業所が連携・協力して防災対策に取り組めるよう、体制整備の支援や適切な情報提供を行うことにより、防災力の向上を図ります。

消防団員の処遇改善を図ることで安心して活動できる環境を整備し、団員の確保を目指します。

防犯対策として、必要性の高い場所への防犯灯の整備を行います。

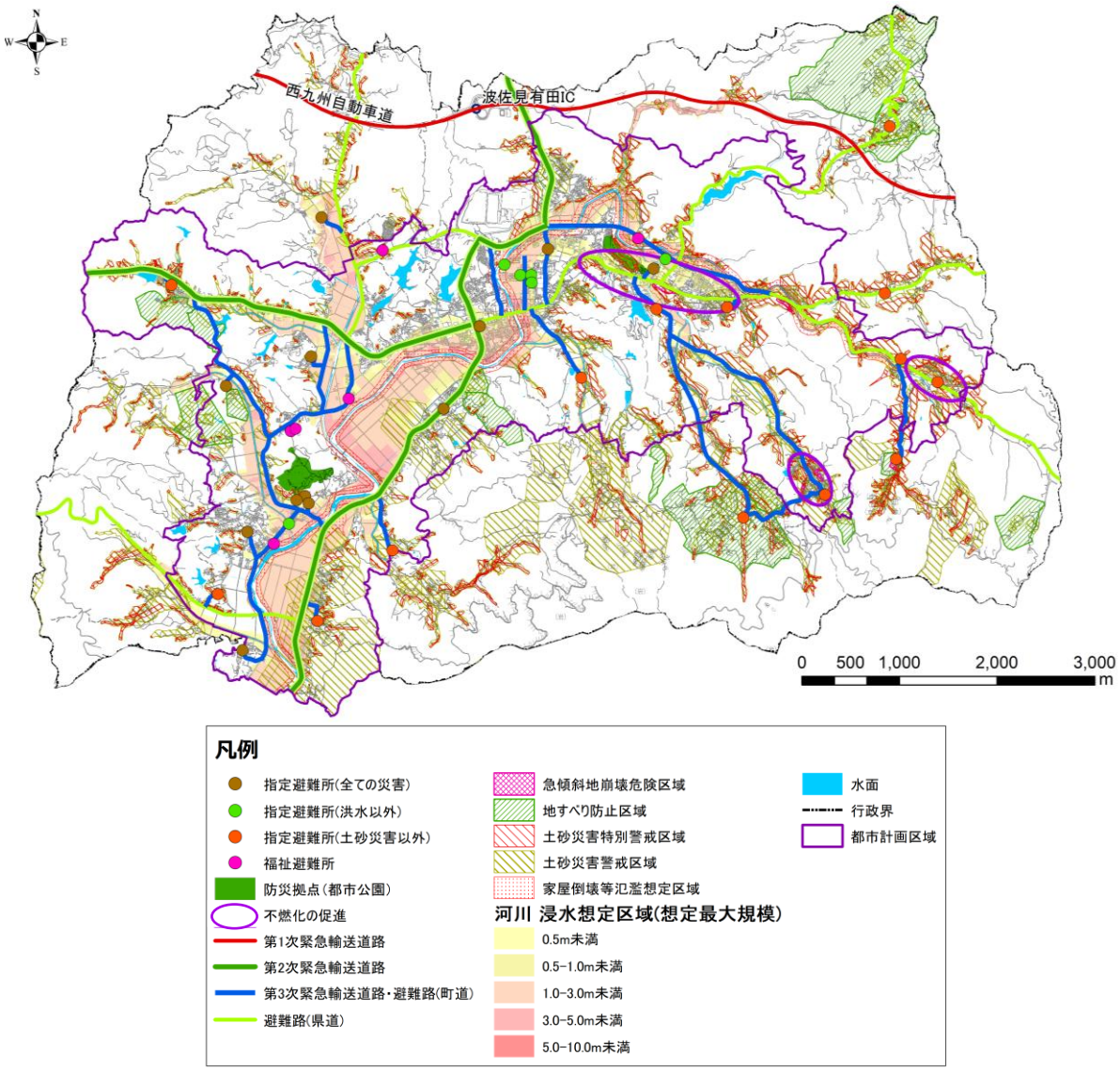
(4)防災情報の周知・発信

本町では、防災情報のメール配信サービスを実施しており、情報技術の向上に併せて適宜見直しを行い、災害時の安全な避難対策を向上し、町民の生命や財産の確保に向けた取組を推進します。

「3D 都市モデル(地形や建物、災害リスク情報などを三次元で表した地理空間データ)の整備」を行い、国土交通省ウェブサイト「PLATEAU(プラトー)」にて災害リスクが可視化さ

れ、一般公開されており、災害時のシミュレーションや分析に活用し、災害リスクの周知を図ります。

■ 防災まちづくりの方針図



6. その他生活環境づくりの方針

行政と自治会、地域やその他の団体等と連携し、地域の活性化を促す活動の実施や支援を推進し、協働による地域まちづくりを進めます。

(1)定住促進

地域コミュニティの継続を図るため、住宅の新築や中古住宅等の取得に対する奨励金や移住支援の補助金を交付するなどにより、本町への定住の促進と人口増加を目指します。

(2)生活支援

生活困窮、障害、引きこもりなど、生きづらさを抱えている方が安心して地域で生活できるよう、引き続き庁内、関係機関と連携し支援を行います。

地域全体で高齢者を支える多世代共生社会の実現を目指し、住民と一緒に取り組んでいます。

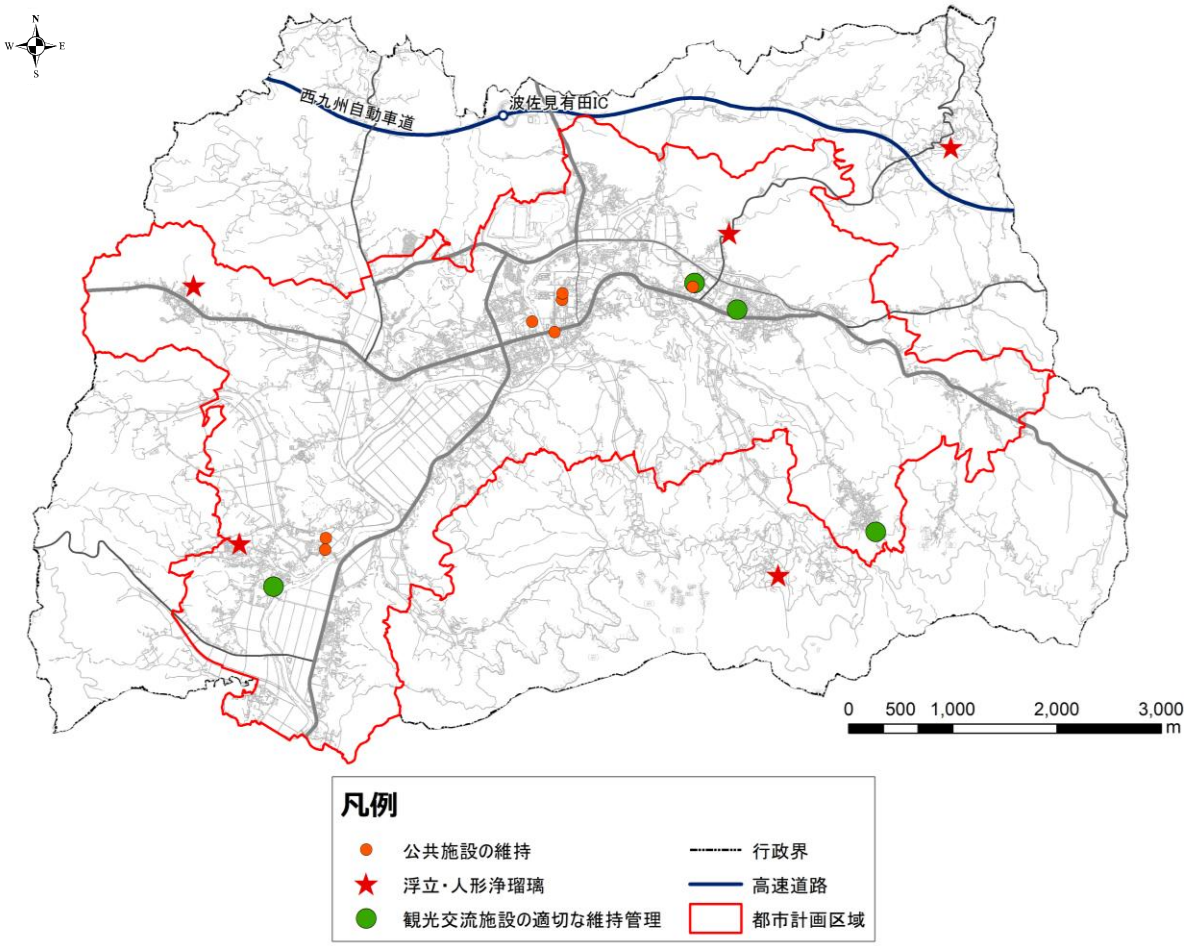
(3)歴史・文化

地域の拠り所として、また住民の「心のふるさと」として受け継がれてきた伝統芸能は、地域の、また本町の有形・無形の民俗文化財として、後継者育成のための研修の実施や、PR 活動を行うなど、保全と育成に努めます。

・寺社や史跡などは、波佐見の歴史や文化を伝える資源であり、将来に受け継いでいくべきものであるため、町民とともに保存と利活用について検討し、地域の活性化や観光によるにぎわいの創出に取り組みます。

・窯業や農業の体験型観光のイベント実施と、観光交流施設の整備や適切な維持管理により、波佐見の魅力を伝え、交流人口の増加や地域活性化を促進します。

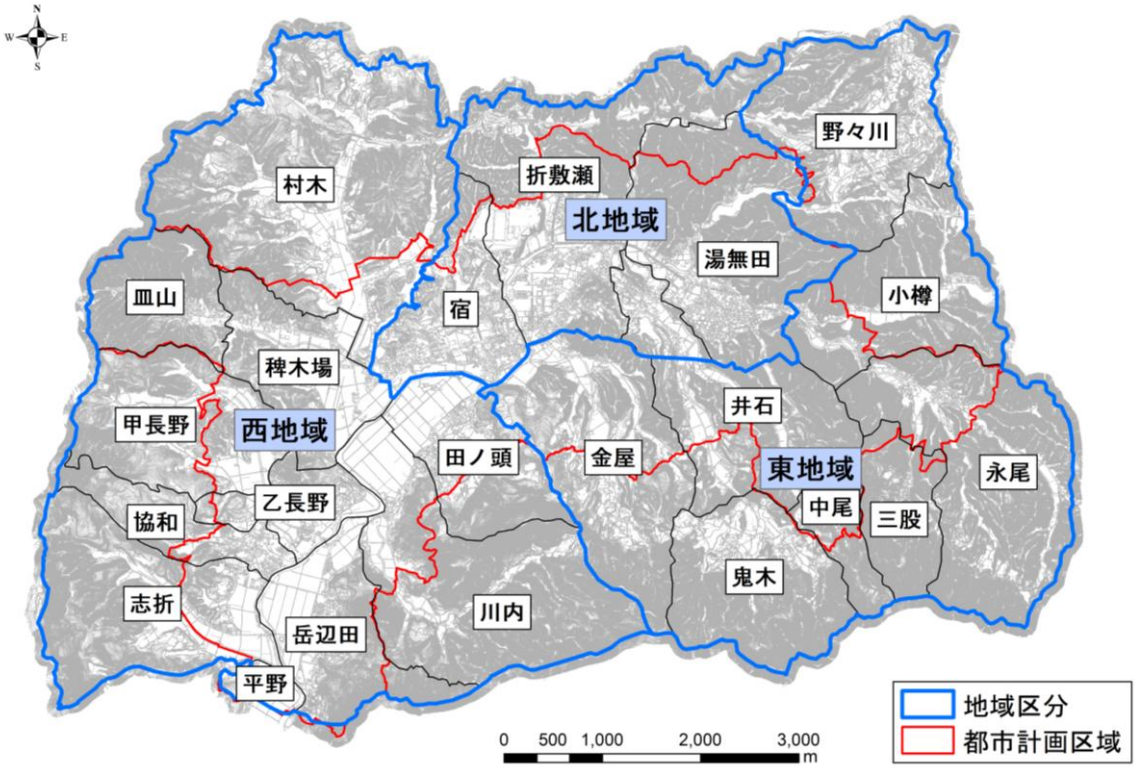
■ その他生活環境づくりの方針図



第 5 章　地域別構想

地域別構想として、波佐見町の将来都市像の実現に向けて、それぞれの地域の特徴に合わせたまちづくりについての整備、保全等の方針を以下に示します。

本計画では、地域特性や規模等を踏まえ、郷の集合体として構成する地域を、3 つ(北地域、西地域、東地域)に区分します。



■　地域区分図

行政区域		
西地域	**北地域**	**東地域**
村木郷	宿郷	野々川郷
皿山郷	折敷瀬郷	小樽郷
稗木場郷	湯無田郷	永尾郷
田ノ頭郷	井石郷（北部）	中尾郷
川内郷		三股郷
甲長野郷		鬼木郷
乙長野郷		金屋郷
協和郷		井石郷（南部）
志折郷		
平野郷		
岳辺田郷		

1. 北地域のまちづくりの方針

(1)北地域の現況

【人口】

・宿郷、折敷瀬郷、湯無田郷と井石郷の北部で構成されており、3 地域の中で最も人口が多い地域で、地域全体では近年横ばいで推移しており、世帯数は増加しています。

・郷別の人口推移では、宿郷は増加し、折敷瀬郷は横ばい、湯無田郷と井石郷は減少しています。

【土地利用】

・地域の北部は山地、南部は平坦地で、ほぼ中央を川棚川が北東から南西へと流下しており、川棚川に沿って水田が広がっています。

・3 地域の中で最も市街地としての土地利用比率が高く、幹線道路沿道に商業用地が分布し、工業用地、住宅地が広がっています。

・本町の基幹産業である窯業の中心地区であり、窯元の工場や店舗が立地しています。

・西ノ原土地区画整理事業を実施しており、西ノ原を含む井石地区では、都市再生整備計画事業による災害に強い都市形成と活気に満ちあふれた安全で安心なまちづくりを進めています。

【地域資源】

・西九州自動車道が東西に横断し、広域的な玄関口である波佐見有田インターチェンジがあります。

・公共施設や生活サービス施設が多く立地しています。

・都市計画公園であるやきもの公園は、毎年ゴールデンウィークに開催する波佐見陶器まつりのメイン会場となっており多くの観光客が訪れます。公園内の陶芸の館では、年間を通じて波佐見焼の歴史を学ぶことができ、波佐見焼を購入する観光客が多く訪れます。

・湯無田郷の南部の市街地には、窯元の煙突が点在しています。

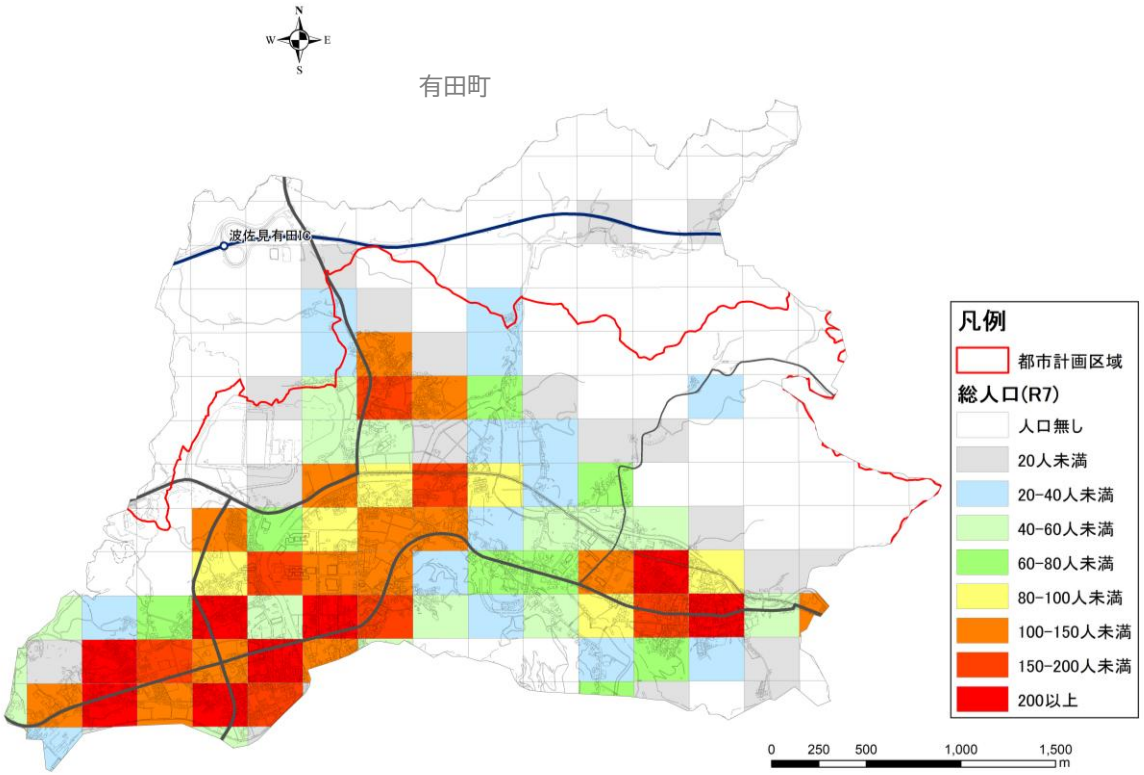
・南西部に位置する宿郷には、本町最大の猪狩池があります。

・国登録有形文化財の旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂、湯無田郷に町指定無形民俗文化財の山中浮立があります。

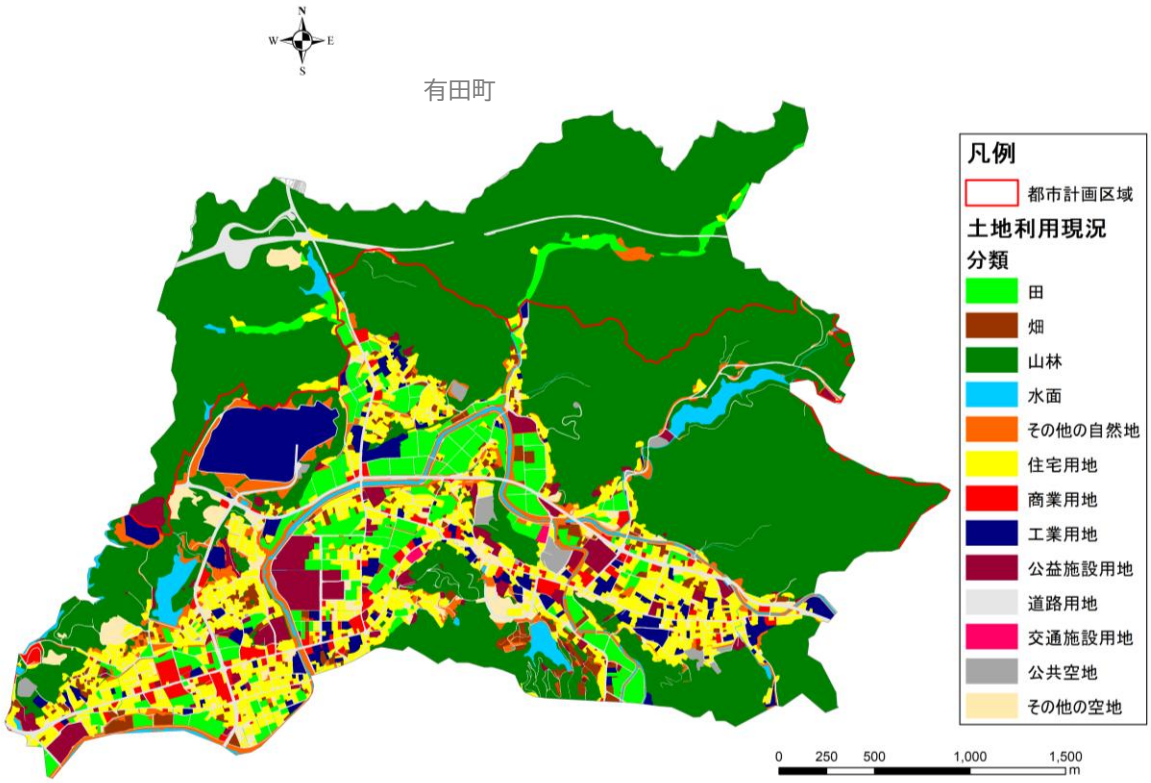
・波佐見町歴史文化交流館では、先史から現代に至るまでの波佐見の長い歴史と多彩な文化について、多くの貴重な歴史的資料によって、分かりやすく学ぶことができるように展示されています。



波佐見陶器まつり



■ 北地域　令和 7 年総人口　250m メッシュ図(住民基本台帳)



■ 北地域　土地利用現況図

(2)北地域の課題

【土地利用･市街地整備】

・主要地方道佐世保・嬉野線沿道において、個人商店が減少している一方、新たな店舗が立地し、農地転用により幹線道路沿道や市街地の縁辺部での住宅開発が進み、自然環境が減少しています。
・湯無田郷には空家が点在しており、地域の活性化やにぎわい創出のため、利活用についての対策が求められます。
・高齢化に伴い、耕作放棄地によって耕作条件が不利な農地の遊休化が進んでいます。
・山林所有者の高齢化や担い手不足などにより、スギ・ヒノキ人工林の間伐が遅れるなど、十分な管理がなされていない状況です。
・イノシシ等による農地の鳥獣被害が多く見られます。

【道路･交通】

・高齢者や児童等の交通弱者が、安心できる歩道の整備が必要です。
・波佐見陶器まつりなどの大規模イベント開催時における交通混雑が発生しています。
・路線バスの廃止（嬉野有田線）により、高齢者や高校生の移動手段となる公共交通の利便性が低下しています。

【公共公益施設】

・新築・改築を行った施設を除き、建築後 30 年を超えた施設が多く、一般的に大規模改修が必要と言われており、老朽化が懸念されます。

【みどり･景観】

・都市計画公園を安全で快適に利用するため、長寿命化などの適切な維持管理が必要です。
・住宅開発により、山林や農地等の自然環境が減少しています。

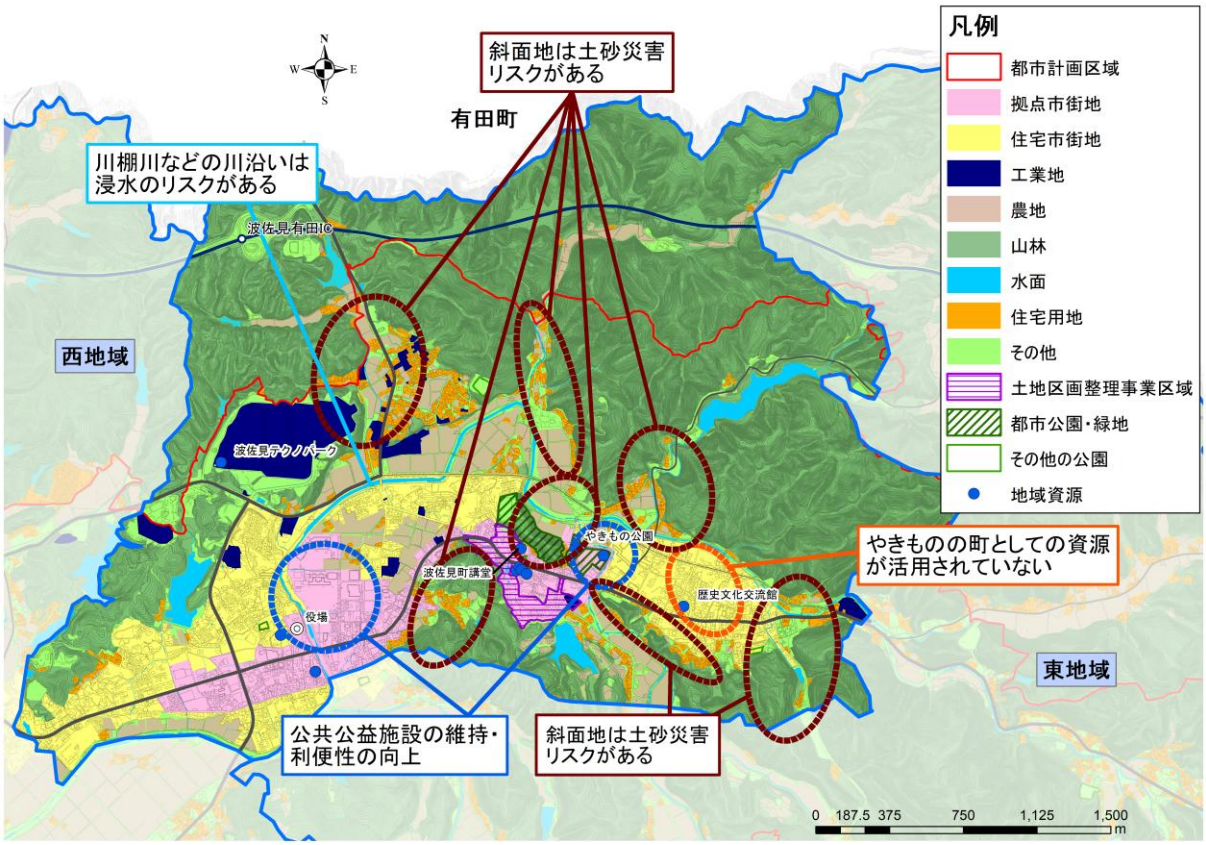
【防災】

・集中豪雨や台風などの際に、想定最大規模の降雨による川棚川等の河川浸水のリスクや、ため池の堤防決壊等による浸水リスクが高い地区があります。
・大規模災害時に急傾斜地の崩壊による、住宅の倒壊、主要幹線道路が閉塞するリスクがあります。

【生活環境】

・波佐見焼の歴史・文化を感じられる地域資源の有効活用による、地域活性化や観光振興が求められます。
・山中浮立の後継者の育成、確保が必要です。

■北地域　課題図



□施設等　□水害　□土砂災害　□地域資源等

（3）北地域のまちづくりの目標と方針

■北地域のまちづくりの目標

やきものの町　波佐見らしい中心拠点と市街地の形成

・本町の地域資源である窯業・農業・観光業をはじめとする多様な産業間の有機的な連携を促進し、地域経済の好循環と新たな活力を創出する中心拠点づくりを推進します。

・都市機能が集積しにぎわいと交流を生み出す「中心拠点」と、ゆとりある良好な住環境を有する「居住促進区域」を適正に維持し、波佐見らしい拠点市街地の形成を図ります。



役場



かわたな・はさみタウンバス



やきもの公園



波佐見町講堂



波佐見町歴史文化交流館



山中浮立

(4)北地域のまちづくり方針

【土地利用･市街地整備】

・中心拠点、観光拠点を支える拠点市街地にふさわしい、利便性が高く快適な土地利用を目指します。
・立地適正化計画に基づく居住促進区域内の生活利便性の向上と、人口密度を維持するための施策を実行し、空家や空き地等の低未利用地の有効活用を行います。
・西ノ原土地区画整理事業及び井石地区の都市再生整備事業の推進により、安全で利便性の高い観光拠点の形成を目指します。
・波佐見テクノパークでは、精密機器・機械製造の大規模工場が 2010 年に操業を開始し、本町の製造業の主力を担っており、隣接する波佐見町営工業団地と併せて、波佐見テクノパーク周辺を工業地として位置づけ、西九州自動車道の波佐見有田インターチェンジの広域交通ネットワークを活かし、工業拠点としての土地利用を促進します。
・地域内の自然地（山林や農地）を保全し、ゆとりある田園風景を維持します。
・やきもの工場と住宅等の混在する地区において、「やきものの町」らしい、歴史や文化が感じられるまちづくりや、観光振興による活性化について検討します。

【道路･交通】

・主要幹線道路の整備を促進します。
・主要な道路を結ぶ、また交通混雑の解消となる補助幹線道路の整備を進めます。
・波佐見縦貫線（都市計画道路）の維持管理を推進します。
・町民の移動手段として、自動車が中心となっていますが、交通弱者の大切な移動手段である、路線バス「佐世保・嬉野線」や、「かわたな・はさみタウンバス」、予約制乗合交通「チョイソコのんなっせ号」などの運行上の課題に取り組み、交通利便性の向上を図ります。
・公共交通の利用状況を把握し、町民の生活利便性の向上に向けた公共交通のあり方について検討します。

【公共公益施設】

・生活環境の改善と海や河川の水質汚濁防止のため、国・県の補助を受けて、下水道整備を重点的に進めつつ、 それ以外の地域においては浄化槽設置整備事業も含め、それぞれの特徴を生かした効率的な整備を目指します。
・町民や、地域住民の生活利便性の向上に向けて、図書館等の文化施設のリニューアルを実施します。
・老朽化が懸念される施設は、老朽化対策について検討します。

【みどり･景観】

・やきもの公園をはじめとする公園の長寿命化など、必要な整備や維持管理を行います。
・山林の適正な維持管理と、自然環境の保全・活用を図ります。
・川棚川などの河川環境の保全や利活用に取り組み、子どもたちの自然環境へのふれあいや防災教育の機会を創出します。

・波佐見らしい優れた景観を守り育てていくために、景観条例及び景観計画により、良好な景観の保全と形成を推進します。

【防災】

・主要地方道佐世保・嬉野線に隣接した急傾斜地の改善を図ります。

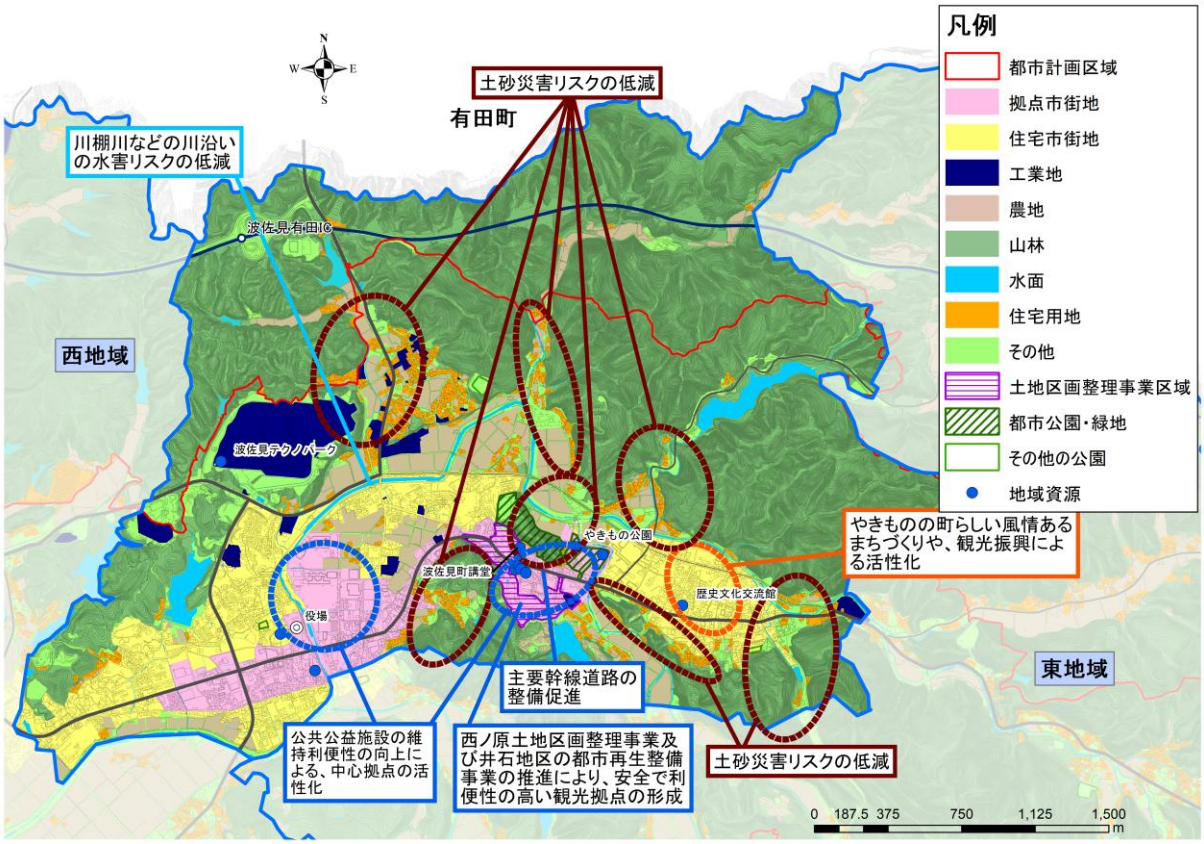
・生活道路の配置による空間の確保や建物の不燃化により、建物が密集している箇所の地震、火災時の安全性の向上を図ります。

【生活環境】

・遺跡の周辺を含めた整備や山中浮立などの伝統芸能における後継者の育成等、遺跡相互や伝統事との連携による、地区の資源を観光資源として整備を進めることにより、遺跡等の保存や認知度の向上を図ります。

・地域内の寺社や史跡などは、波佐見の歴史や文化を伝える資源であり、将来に受け継いでいくべきものであるため、町民とともに保存と利活用について検討し、地域の活性化や観光によるにぎわいの創出に取り組みます。

■北地域　まちづくり方針図



□施設等　□水害　□土砂災害　□地域資源等

2. 西地域のまちづくりの方針

(1)西地域の現況

【人口】

・村木郷、皿山郷、稗木場郷、田ノ頭郷、川内郷、甲長野郷、乙長野郷、協和郷、志折郷、平野郷、岳辺田郷で構成されており、人口は年々減少し、世帯数は増加しています。

・一部には新興住宅地が形成され、人口が増加した地区も見られます。

【土地利用】

・3 地域の中で最も水田の比率が高く、地域の中央を南北に流下している川棚川と、それに流入している村木川、皿山川、長野川、志折川、川内川に沿って良好な水田が広がっています。

・幹線道路沿道に商工業施設及び住宅が立地しています。

・波佐見高校、南小学校、農村環境改善センター等の公共施設があります。

・北東部には根比呂池、百貫池があり、中央部には野鳥の住む耳取池や川棚川に昔から残る岩場など、自然景観に恵まれています。

【地域資源】

・屋外スポーツ施設や児童遊具、緑地、展望台を備えた鴻ノ巣公園があり、屋外スポーツ・レクリエーションの中心地です。

・効能に優れた波佐見温泉があります。

・「桜づつみロード」はイベント開催時や地域住民に利活用されています。

・西九州自動車道の通過地点に「アーチ五連橋」があります。

・皿山郷の集落には窯元の工場を象徴する煉瓦造りの煙突が点在しています。

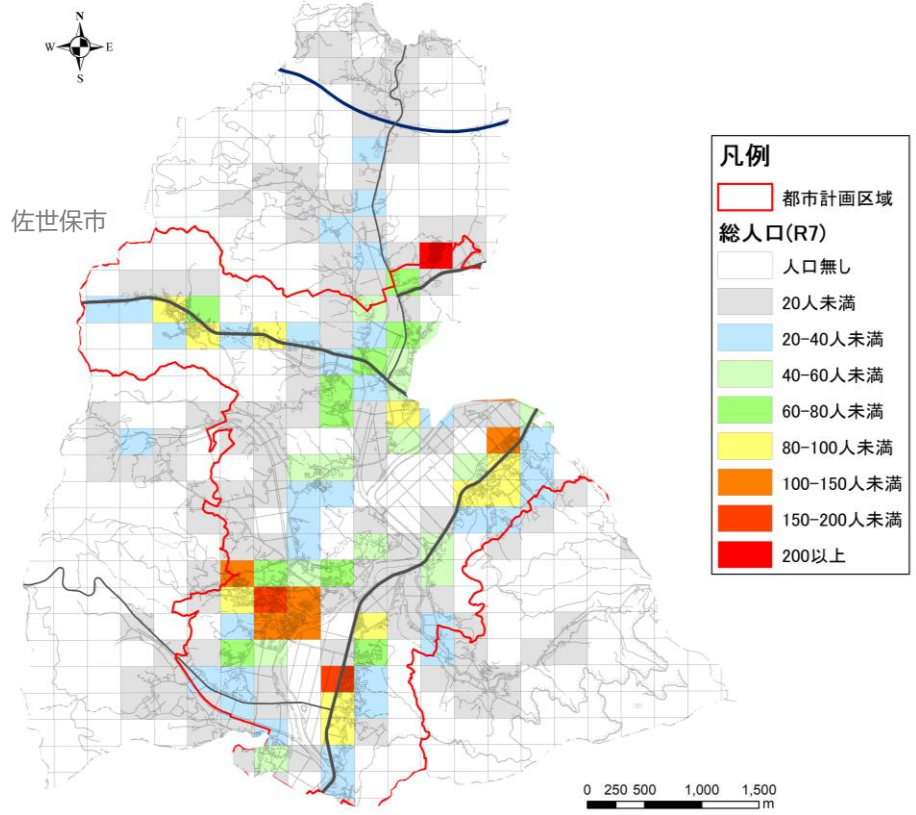
・国指定史跡「肥前波佐見陶磁器窯跡（畑ノ原窯跡）」をはじめとする古窯跡がたくさんあり、県指定無形民俗文化財である皿山の人形浄瑠璃や、町指定無形民俗文化財の協和浮立があります。



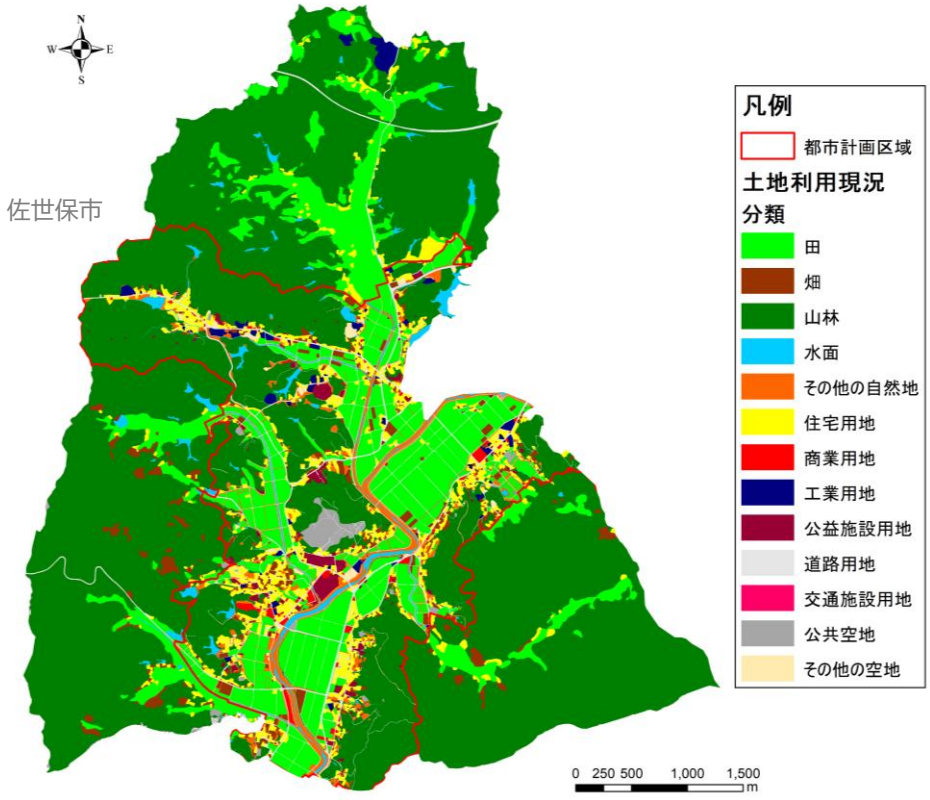
桜づつみロード（夜桜）



皿山人形浄瑠璃



■ 西地域　令和 7 年総人口　250m メッシュ図(住民基本台帳)



■ 西地域　土地利用現況図

(2)西地域の課題

【土地利用･市街地整備】

・農地転用により幹線道路沿道や市街地の縁辺部での住宅開発が進み、自然環境が減少しています。
・皿山郷には空家が点在し、老朽化が進んでいるものもあり、地域の活性化やにぎわい創出のため、老朽化や利活用についての対策が求められます。
・高齢化に伴い、耕作放棄地によって耕作条件が不利な農地の遊休化が進んでいます。
・山林所有者の高齢化や担い手不足などにより、スギ・ヒノキ人工林の間伐が遅れるなど、十分な管理がなされていない状況です。
・イノシシ等による農地の鳥獣被害が多く見られます。

【道路･交通】

・川棚川にかかる橋梁の幅員が狭いところがあります。
・生活道路の幅員が狭い箇所があります。
・波佐見高校への通学利便性の向上が必要です。

【公共公益施設】

・将来、波佐見温泉の安定供給を図るため、新泉源の適切な維持管理が必要です。

【みどり･景観】

・鴻ノ巣公園を安全で快適に利用するため、進入路の整備（グラウンド）や長寿命化などの適切な維持管理が必要です。
・太陽光発電施設の整備により、山林や農地等の自然環境が減少しています。

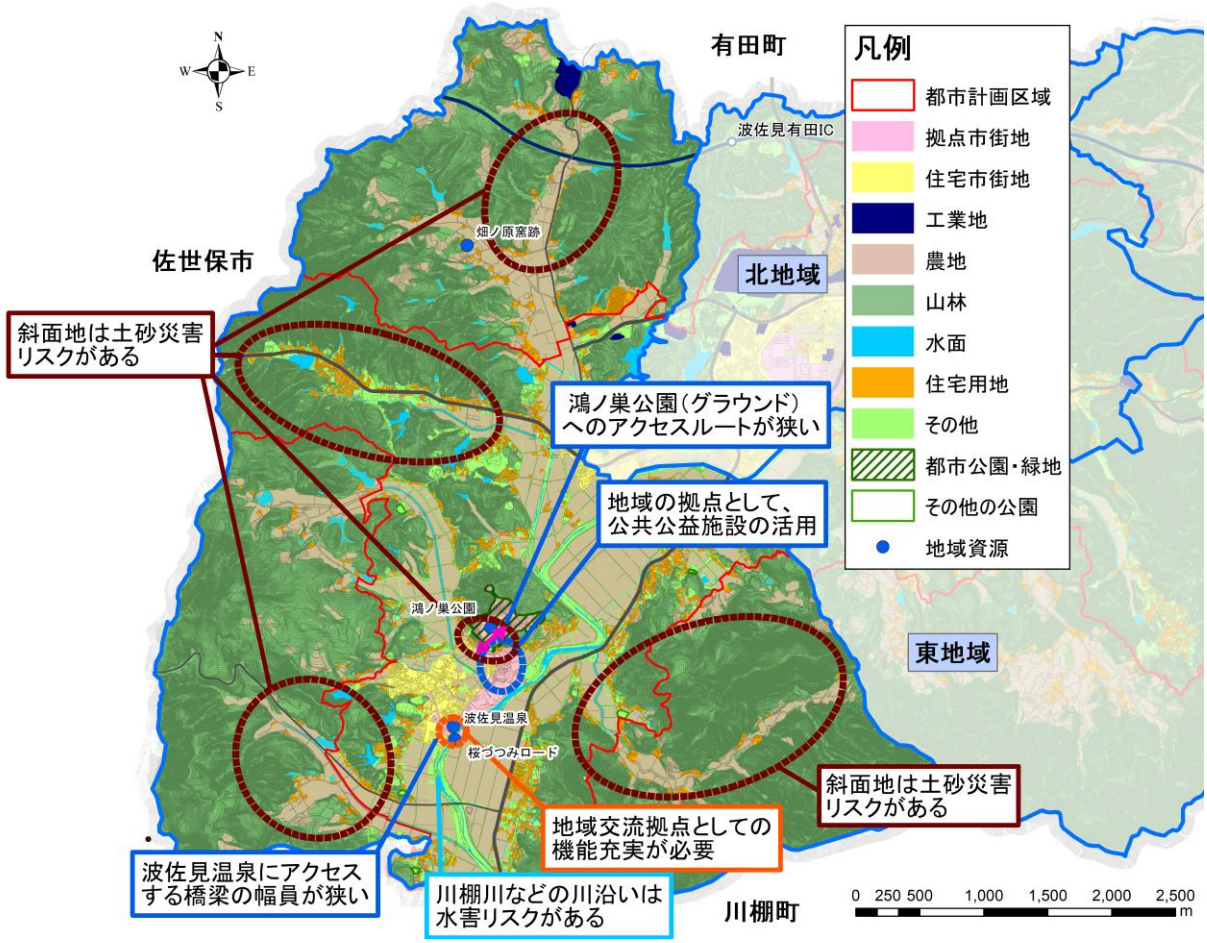
【防災】

・集中豪雨や台風などの際に、想定最大規模の降雨による川棚川等の河川浸水のリスクや、ため池の堤防決壊等による浸水リスクが高い地区があります。
・大規模災害時に急傾斜地の崩壊による、住宅の倒壊、主要幹線道路が閉塞するリスクがあります。

【生活環境】

・歴史・文化のある地域資源の保全と有効活用による地域活性化や観光振興が求められます。
・皿山人形浄瑠璃保存会や協和浮立の後継者の育成、確保が必要です。

■西地域　課題図



□施設等　□水害　□土砂災害　□地域資源等

（3）西地域のまちづくりの目標と方針

■西地域のまちづくりの目標

波佐見温泉とのどかな田園風景を活かした　観光交流まちづくり

- **昔から町民に親しまれてきた波佐見温泉を、地域住民の憩いと観光客の交流の場として位置づけ、地域の新たな活力を創出する「地域交流拠点」の形成を推進します。**
- **にぎわいと交流をもたらす「地域交流拠点」と、良好な住環境を備えた「居住促進地域」のバランスある発展を図り、川棚川の流域に広がるのどかな田園風景と調和した、魅力ある拠点市街地を形成します。**



波佐見温泉



鴻ノ巣公園



はさみ夏まつり



波佐見温泉 ONSEN･ガストロノミーウォーキング　in　長崎･波佐見



畑ノ原窯跡（国史跡）



RV パーク smart　ミナミ田園パーク

(4)西地域のまちづくり方針

【土地利用･市街地整備】

・地域交流拠点として、波佐見温泉、観光施設等と鴻ノ巣公園を、にぎわいや交流を形成する拠点にふさわしい整備と維持を図り、一体的な地区づくりを進めます。
・立地適正化計画に基づく居住促進区域内の生活利便性の向上と人口密度の維持のための施策を実行し、空家や空き地等の低未利用地の有効活用を行います。
・にぎわいを創出するため、既存施設や集落内の空き地等の利活用を検討します。
・地域内の自然地（山林や農地）を保全し、ゆとりある田園風景を維持します。

【道路･交通】

・主要幹線道路の整備促進を進めます。
・主要な道路を結ぶ補助幹線の整備を進め、交通混雑を解消します。
・温泉地区に配慮した道路網を計画します。
・町民の移動手段として、自動車が中心となっていますが、交通弱者の大切な移動手段である、「かわたな・はさみタウンバス」、予約制乗合交通「チョイソコのんなっせ号」などの運行上の課題に取り組み、交通利便性の向上を図ります。
・公共交通の利用状況を把握し、町民の生活利便性の向上に向けた、公共交通のあり方について検討します。

【公共公益施設】

・地域住民の生活利便性の向上や、農村環境改善センターや鴻ノ巣公園の維持管理に努め、施設の老朽化対策について検討します。
・生活環境の改善と海や河川の水質汚濁防止のため、国・県の補助を受けて、浄化槽設置整備事業を中心的事業としつつ、それ以外の地域においては下水道事業も含め、それぞれの特徴を生かした効率的な整備を目指します。



農村環境改善センター

【みどり･景観】

・鴻ノ巣公園をはじめとする公園や、川棚川の桜づつみロードなどの自然環境に触れ合うスペースについて、安全に利用するための長寿命化や必要な整備、維持管理を行います。
・波佐見らしい優れた景観を守り育てていくために、景観条例及び景観計画により、良好な景観の保全と形成を推進します。

【防災】

・河川の浸水リスクや避難の情報について住民への周知を図ります。
・生活道路の配置による空間の確保や建物の不燃化に加え、消火栓の設置などを進め、建物が密集した箇所の安全性の確保を図ります。

【生活環境】

・遺跡の周辺を含めた整備や協和浮立などの伝統芸能における後継者の育成等、遺跡相互や伝統事との連携による、地区の資源を観光資源として整備を進めることにより、遺跡等の保存や認知度の向上を図ります。

・地域内の寺社や史跡などは、波佐見の歴史や文化を伝える資源であり、将来に受け継いでいくべきものであるため、町民とともに保存と利活用について検討し、地域の活性化や観光によるにぎわいの創出に取り組みます。

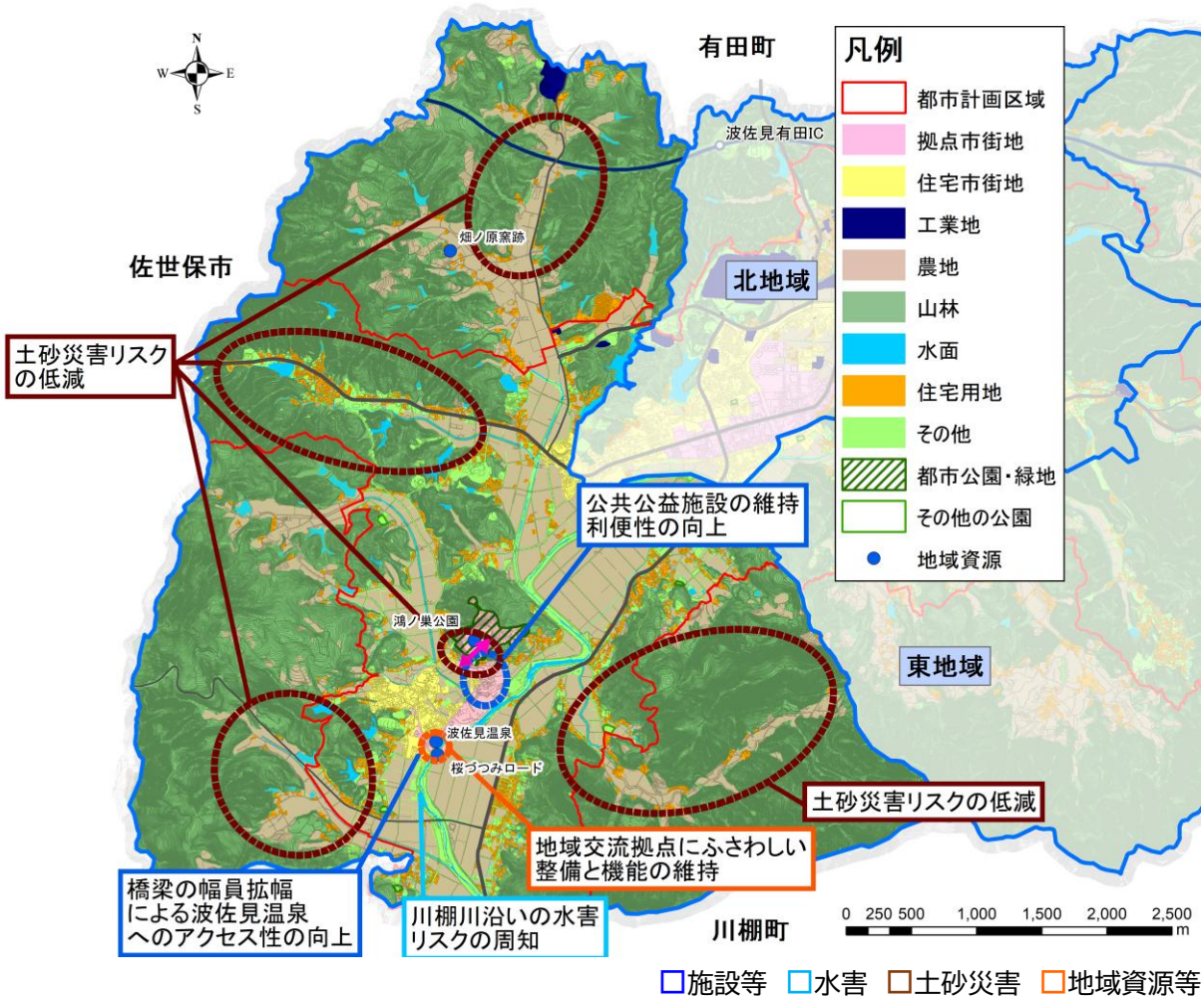


協和浮立



波佐美神社

■西地域　まちづくり方針図



3. 東地域のまちづくりの方針

(1)東地域の現況

【人口】

・野々川郷、小樽郷、永尾郷、中尾郷、三股郷、鬼木郷、金屋郷と井石郷の南部で構成されており、3 地域の中で最も人口が少ない地域で、人口は年々減少しており、世帯数も微減しています。

【土地利用】

・3 地域の中で最も山林の比率が高く、大部分が山地で、野々川川、小樽川、永尾川、中尾川、井石川、金屋川に沿って水田があり、河川沿いに形成される傾斜の緩やかな斜面地及び平地に集落があります。
・山間地では狭小で曲がりくねった坂道に面して石垣が築かれ、住宅ややきもの工場が軒を連ねており、中尾郷の集落には、煉瓦造りの窯元の煙突が点在しています。
・山麓地は階段状に広がる水田、畑、雑木林の中に、比較的大きな構えを持つ農家住宅が点在しています。

【地域資源】

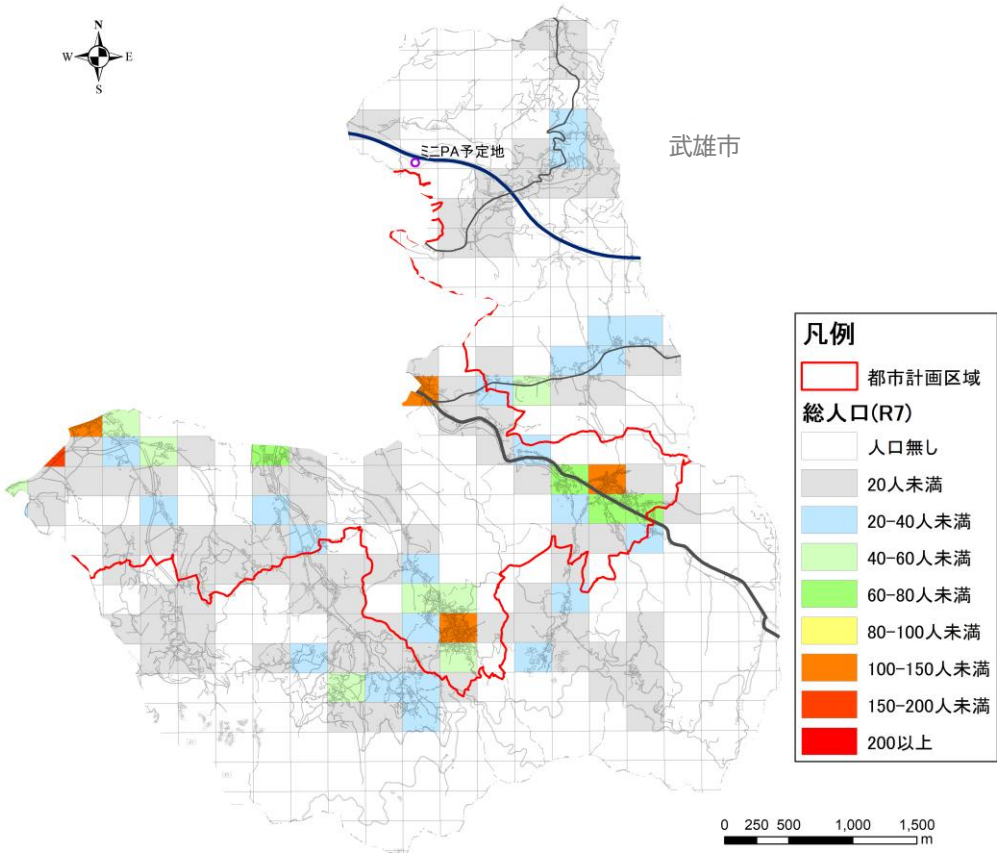
・鬼木郷の馬蹄形に広がった丘陵には、石積みの棚田が見事な「鬼木棚田」があり、美しい景観を維持しています。棚田百選にも選ばれています。
・中尾郷と鬼木郷は、重要文化的景観に選定され、窯業と農業の生業によって受け継がれてきた、昔ながらの集落及び棚田の景観が見られます。
・国指定史跡「肥前波佐見陶磁窯跡（三股青磁窯跡、長田山窯跡、中尾上登窯跡、永尾本登窯跡、皿山役所跡、三股砥石川陶石採石場跡)」の 4 基の窯跡と 2 か所の窯業関連遺跡があります。
・県指定史跡の波佐見町のキリシタン墓碑群や町指定史跡の境野一本杉跡があります。
・町指定無形民俗文化財の鬼木鉦浮立、野々川浮立があります。
・中尾郷では桜陶祭、秋陶めぐり、鬼木郷では鬼木棚田まつり等のイベントが開かれ、多くの観光客が訪れます。



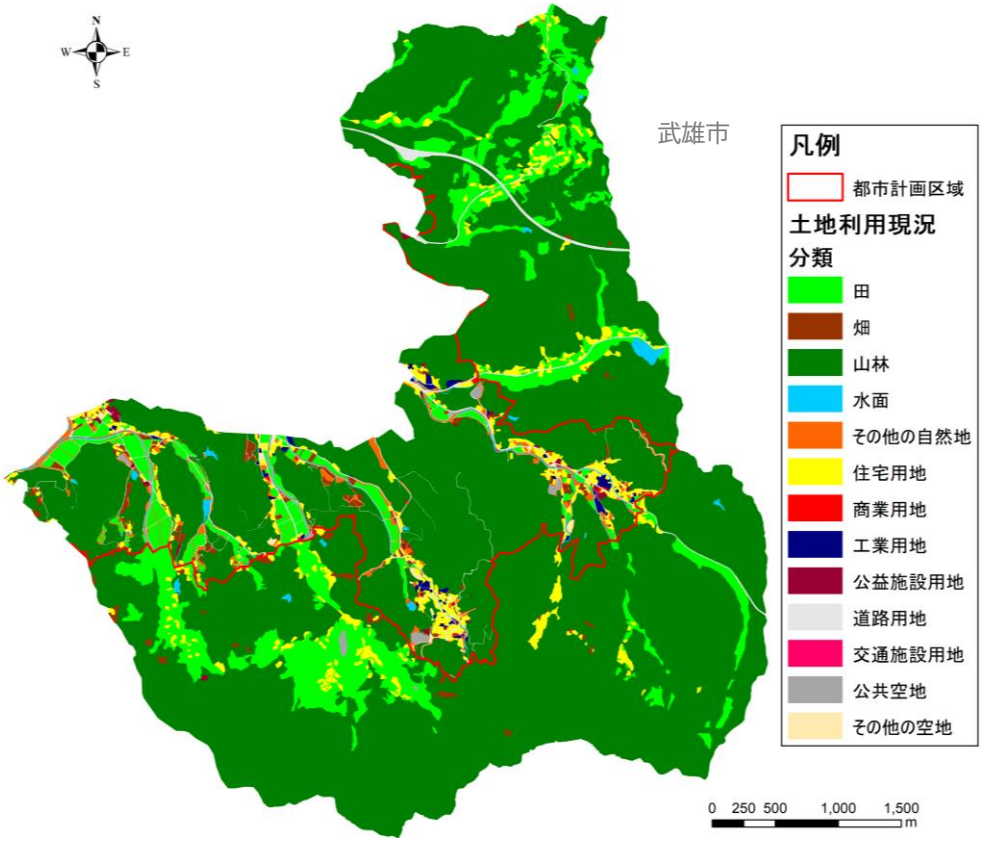
桜陶祭



鬼木棚田まつりとかかしコンテスト



■ 東地域　令和 7 年総人口　250m メッシュ図(住民基本台帳)



■ 東地域　土地利用現況図

(2)東地域の課題

【土地利用･市街地整備】

・3 地域の中で住宅やその他建築物の新築が最も少ない状況です。
・中尾郷や永尾郷には空家が点在し、その中で中尾郷は老朽化が進んでおり、地域の活性化やにぎわい創出のため、空家の老朽化や利活用についての対策が求められます。
・高齢化に伴い、耕作放棄地によって耕作条件が不利な農地の遊休化が進んでいます。
・山林所有者の高齢化や担い手不足などにより、スギ・ヒノキ人工林の間伐が遅れるなど、十分な管理がなされていない状況です。
・イノシシ等による農地の鳥獣被害が多く見られます。

【道路･交通】

・狭あい道路や、急カーブなど、通行上危険な箇所があります。
・急勾配の道路があり、高齢者等の移動に負担がかかっており、車を持たない高齢者等の買い物や通院等のための移動手段が求められています。
・中尾山をはじめ周辺で、イベント開催時には駐車場が不足しています。

【公共公益施設】

・旧東小学校永尾分校は地域の避難所でありながら、施設の老朽化が懸念されます。

【みどり･景観】

・太陽光発電施設の整備などにより、山林や農地等の自然環境が減少しています。

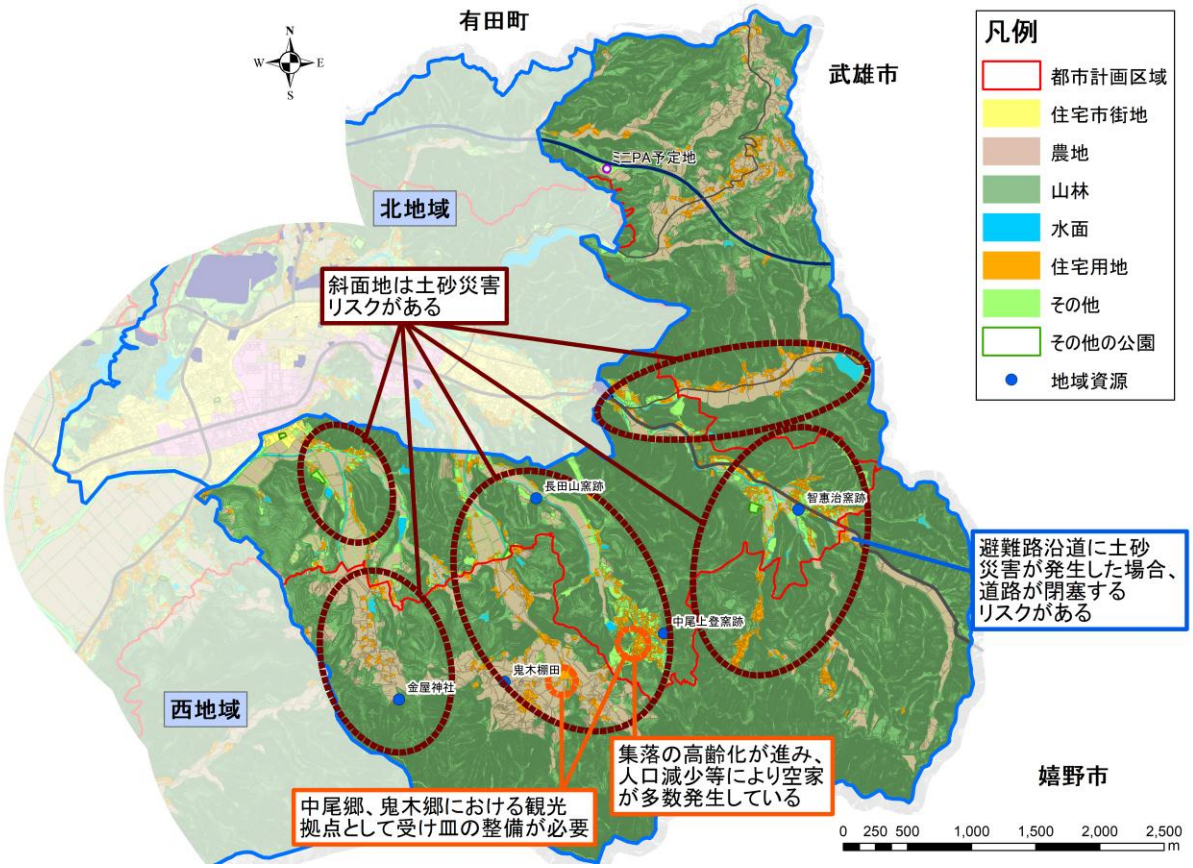
【防災】

・集中豪雨や台風などの際に、想定最大規模の降雨による川棚川等の河川浸水のリスクや、ため池の堤防決壊等による浸水リスクが高い地区があります。
・台風や集中豪雨により、山林での土砂災害が発生するなど、生活の安全性の確保が求められます。
・大規模災害時に急傾斜地の崩壊により、住宅の倒壊、主要幹線道路が閉塞するリスクがあります。
・中尾郷などの住宅が密集した地区では、生活道路の幅員が狭い箇所があり、火災発生時の消火活動に支障が起きる可能性があります。

【生活環境】

・地区の人口が減少傾向、また高齢化が著しく、地域の活力が衰退しており、地域の活性化のための祭りやイベント等の開催に対して、継続が難しくなってきています。
・歴史・文化のある地域資源の保全と有効活用による地域活性化や観光振興が求められます。
・文化的景観の観点から中尾山の「やきものの里」のイメージ(煙突群や窯跡等)や鬼木棚田の、良好な景観の保全と活用が必要です。
・鬼木鉦浮立、野々川浮立の後継者の育成、確保が必要です。

■東地域　課題図



□施設等　□土砂災害　□地域資源等

（3）東地域のまちづくりの目標と方針

■東地域のまちづくりの目標

波佐見焼の歴史文化と豊かな自然が調和した
安らぎと活力あるまちづくり

・波佐見焼の発展を支えてきた窯業集落や史跡、文化、そして四季折々の豊かな棚田や山林を地域の大切な資源として保全・活用し、地域住民の「安らぎ」と訪れる人々の交流を生み出す拠点の形成を推進します。

・歴史と自然が調和したゆとりある良好な住環境を維持しつつ、伝統文化や自然を体感できる観光・学習の仕組みを充実させることで、地域に新たな「活力」をもたらす魅力的なまちづくりを図ります。



中尾郷の路地



中尾上登窯跡



智恵治（ちえじ）窯跡



金屋神社



鬼木棚田



鬼木鉦浮立（おにぎかねぶりゅう）



野々川浮立

(4)東地域のまちづくり方針

【土地利用･市街地整備】

･「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」を広く PR するため、景観拠点の整備を推進し、地域のにぎわいを生みだすための活性化について検討します。
・中尾、三股、永尾地区における、波佐見焼産地の歴史的な地域である「皿山」のイメージを保全します。
・にぎわいを創出するため、既存施設や集落内の空き地等についての利活用を検討します。
・地域内の自然地（山林や農地）を保全し、里山を維持します。

【道路･交通】

・主要幹線道路の整備促進を進めます。
・生活道路の整備、また林道を結ぶ道路を整備し、周回化を図ります。
・狭あい道路の安全性の確保に努めます。
・町民の移動手段として、自動車が中心となっていますが、交通弱者の大切な移動手段である、路線バス「佐世保・嬉野線」や、「かわたな・はさみタウンバス」、予約制乗合交通「チョイソコのんなっせ号」などの運行上の課題に取り組み、交通利便性の向上を図ります。
・公共交通の利用状況を把握し、町民の生活利便性の向上に向けた、公共交通のあり方について検討します。

【公共公益施設】

・観光拠点としての機能強化のため、中尾山伝習館や鬼木古民家宿泊施設「キヨトテラス」の魅力向上を図りながら、効率的な維持管理を行います。
・老朽化が懸念される施設は、老朽化対策について検討します。
・生活環境の改善と海や河川の水質汚濁防止のため、国・県の補助を受けて、浄化槽設置整備事業を中心的事業としつつ、それ以外の地域においては下水道事業も含め、それぞれの特徴を生かした効率的な整備を目指します。

【みどり･景観】

・波佐見らしい優れた景観を守り育てていくために、景観条例及び景観計画により、良好な景観の保全と形成を推進します。
・中尾郷の窯業集落と、鬼木郷の農業集落の特徴的な営みの景観は、国の重要文化的景観として選定され、本町の資産として重点景観計画及び重要文化的景観保存活用計画により良好な景観を保全・形成と活用を行い、窯業と農業の活性化につなげます。

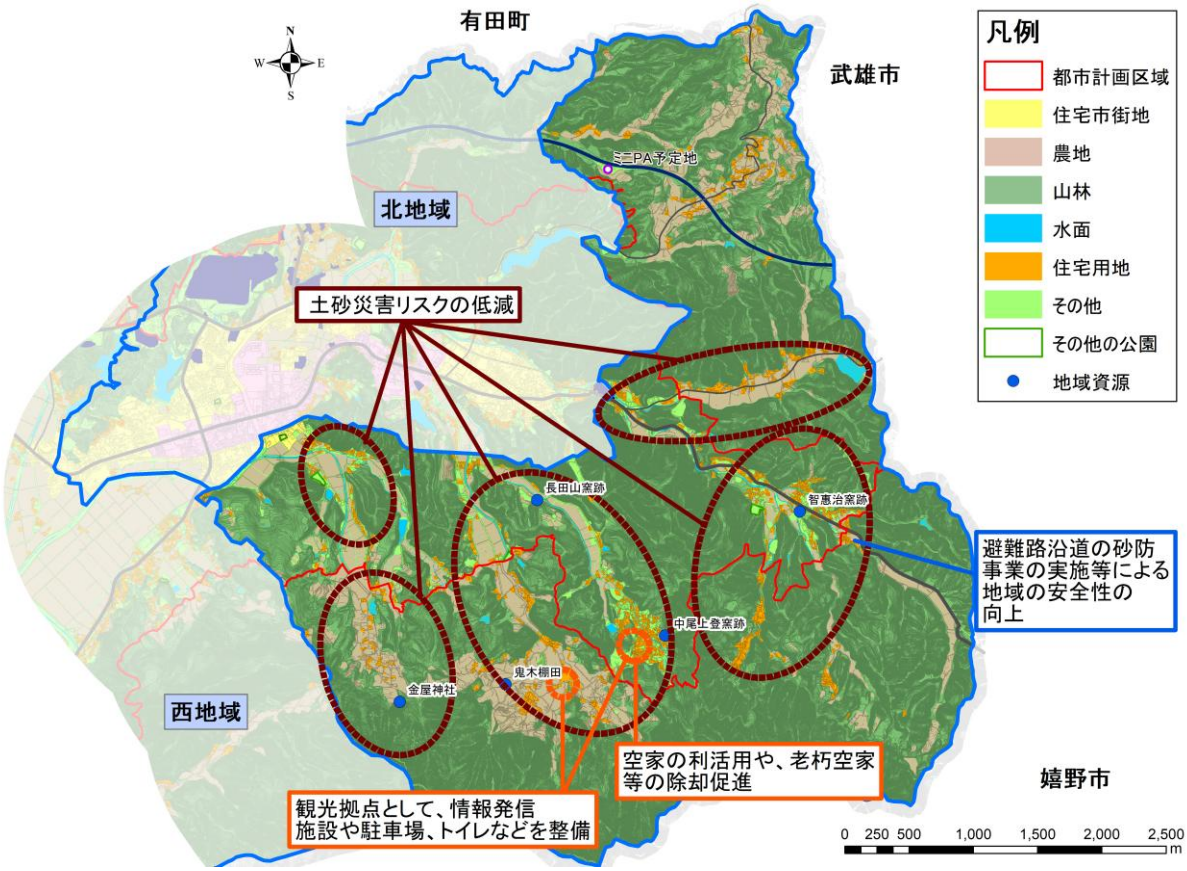
【防災】

・生活道路の配置による空間の確保や建物の不燃化に加え、消火栓の設置などを進め、建物が密集した箇所の安全性の確保を図ります。
・山間地や主要地方道佐世保・嬉野線も隣接した急傾斜地の改善を図ります。

【生活環境】

・遺跡の周辺を含めた整備や鬼木鉦浮立や野々川浮立などの伝統芸能における後継者の育成等、遺跡相互や伝統事との連携による、地区の資源を観光資源として整備を進めることにより、遺跡等の保存や認知度の向上を図ります。
・地域内の寺社や史跡などは、波佐見の歴史や文化を伝える資源であり、将来に受け継いでいくべきものであるため、町民とともに保存と利活用について検討し、地域の活性化や観光によるにぎわいの創出に取り組みます。

■東地域　まちづくり方針図



□施設等　□土砂災害　□地域資源等

第 6 章　まちづくりの推進方策

本計画に基づき、今後のまちづくりを推進し、将来都市像を実現するために、住民や事業者及び行政のまちづくりの参加及び連携が必要となります。

1. まちづくりの推進体制

まちづくりの実現のための、住民や事業者及び行政の役割として以下のように位置づけます。

(1)住民の役割

・波佐見町に在住、在職する人々（以下、住民等)により、まちづくりを進めます。
・住民等は生活に密着した身近な課題から本町の将来を望む構想にいたるまで、疑問点や改善点等を提案します。
・検討、提案された課題等に対して、行政と協働し、その解決にいたる方策の検討を行います。
・住民等で対応すべきことや対応できることは、その受け皿となる自治会等の自治組織において取組を進めます。

(2)事業者の役割

・地域社会の構成員として、住民等と同様にまちづくりの重要な役割を担います。
・地域に貢献する活動を行うとともに、本町のまちづくりの計画を十分に理解し、行政及び住民等との協力関係を築きながら、よりよいまちづくりを支援する役割が求められます。

(3)行政の役割

・本計画の内容を周知、理解してもらうための広報活動を行い、まちづくりをけん引する総合的な調整の役割を担います。計画実施にあたっては住民等参加型の取組を検討、実施します。
・住民等のまちづくり活動を推進するための、体制や支援制度の整備に努めます。
・事業の推進において、国、県、周辺市町等外部の関係機関との協力が必要な場合は、調整や協力を要請します。

2. 都市計画諸制度等の活用

・本計画の方針に基づきまちづくりを進めていくため、土地区画整理事業、開発許可制度、立地適正化計画等の制度を活用し、土地利用や建築物等に対する規制・誘導、各事業等を実施します。
・道路や河川、下水道等の社会基盤施設等に対する補助金を活用し施設等の適切な維持管理を行い、安心・安全なまちづくりを推進します。
・住民等のまちづくりに対する関心を高め、主体的な参加を促すため、都市計画提案制度の活用に向けた取組についても検討します。
・都市計画法に基づく制度以外にも、景観計画や地域防災計画など、他の法令に基づく制度を活用しつつ必要な規制・誘導、各事業等を実施しまちづくりを推進します。

3. まちづくりの進行管理

本計画によるまちづくりを進めるため、また将来都市像を実現するためには、以下のような具体的な取組が必要となります。

(1)住民等を主体としたまちづくりの推進

- 地域包括ケアシステム、医療体制の確保（災害時における医療提供体制を含む）、そして地域活性、観光、産業、農業振興（地産地消の取組）といった多岐にわたる分野において、住民・事業者・行政は良好なパートナーシップを継続し、それぞれの役割分担を適切に遂行します。また、企業等の包括連携協定を進め、行政と民間連携による相乗効果を高めます。
- 自治会長定例会を開催し、課題解決に向けた情報共有を進めます。
- 様々な世代や立場の方々が協力して行う地域のまちづくり活動に対し、まちづくりの専門家の派遣や人材育成、交流の機会の提供等の支援について検討します。
- 波佐見町人づくり・まちづくり事業補助金等を活用し、まちづくりに関する講習会や研修会等、人材の育成のための制度を確立します。
- 本町の住民の一人一人が波佐見町への関心を持ち、まちづくりに参加できるように、ホームページや SNS 等のソーシャルメディアによる様々な分野の情報提供を行い、住民等や事業者のまちづくりに関する意識の高揚に努めます。
- 各種委員への公募委員や女性委員の参画を促進し、多様な視点から政策過程への参画を深めます。また、アンケートやパブリックコメント等を実施し、得られた意見を政策に反映します。
- 波佐見町人づくり・まちづくり事業補助金等により、町や地域の各種イベントについて、地域住民等の参加を呼びかけ、本町が一体となったイベント開催に向けて支援を行います。
- 庁内はもとより、公共交通や窯業振興といった様々な分野において、国、県、周辺市町及び関係機関等との連携強化を図るとともに、情報の交流を一層高めます。
- 西九州させぼ広域都市圏など、関係団体の連携を進め、情報共有サービスの共同化等を検討します。

(2)まちづくりの財源の確保

- 今後のまちづくりは、これまで整備した施設や都市基盤の十分な維持活用を図りつつ、限られた財源と人材を有効かつ効果的に投資していくために、整備の必要性や緊急性、事業化への熟度や効果等、あらゆる角度から検討し、計画的かつ持続可能なまちづくりを進めます。
- 更に、公共施設等総合管理計画をもとに、長期的な展望を見据えながら公共施設等の効率的な維持管理と行政運営に努め、多様な方策により安定した財源の確保に努めます。

(3)国･県等の関係機関との連携強化

- 公共事業の推進や土地利用の誘導規制、防災・減災への対応等について、広域的な対応をとる必要性が高まっていることから、国や県、周辺市町及び関係機関との連携強化を図ります。

(4)各種計画･事業等の把握

- まちづくりや防災・減災に関わる各種計画や公共事業の進捗状況、各地域における土地利用・開発事業の動向、住民ニーズを詳細に把握・整理し、本計画で掲げる目標や方針に沿ったまちづくりを進めます。

(5)都市計画マスタープランのめざすまちづくりの検証、見直し

- 本計画で定めたまちづくりの目標や各種方針については、「第６次波佐見町総合計画」による数値目標等を活用し、実現に向けた取組・達成状況を検証します。

・更に、近年の社会経済状況が変化するスピードの速さに対応するため、まちづくりの方向性に大きな変化が生じた時には、部分的な見直しを含め、本計画の見直しを適宜行うものとします。

